

第七十七回国 参議院 商工委員会 會議録 第六号

昭和五十一年五月二十日(木曜日)

午前十時十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 柳田桃太郎君

理事 熊谷太三郎君 楠 正俊君 竹田 現照君 加藤 進君

委員

小笠 公韶君 御木 亨弘君 斎藤榮三郎君 菅野 儀作君 林田悠紀夫君 福岡日出磨君 矢野 登君 吉武 恵市君 阿具根 登君 鈴木 力君 対馬 孝且君 森下 昭司君 桑名 義治君 藤井 恒男君 佐野 進君

衆議院議員

修正案提出者 河本 敏夫君

政府委員

公正取引委員会 事務局長 後藤 英輔君 公正取引委員会 事務局長 野上 正人君 公正取引委員会 事務局長 藤井 直樹君 経済企画庁長官 生活局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

警察庁刑事局保安課長 大蔵省証券局資本市場課長 通商産業省産業政策局商政課長 通商産業省産業政策局消費経済課長

参考人

電気事業連合会会長 社団法人日本瓦斯協会会長 全国消費者団体連絡会代表幹事 日本労働組合総評議会幹事

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債發行限度に関する特例法案(内閣提出、衆議院送付)

○訪問販売等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

前会に引き続き一般電気事業会社及び一般ガス

事業会社の社債發行限度に関する特例法案を議題といたします。

この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となりました本案の審査のため、本日の委員会に、参考人として電気事業連合会会長加藤乙三郎君、社団法人日本瓦斯協会会長安西浩君、全国消費者団体連絡会代表幹事工藤芳郎君、日本労働組合総評議会幹事福田勝君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、皆様には御多忙中のところ、本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、ただいま議題といたしました法案につきましまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を承りまして、今後の本案の審査の参考にいたしたいと存じておりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

なお、参考人の方々には順次それぞれ十分程度の陳述をお願いし、その後、委員からの質疑にお答えをいただきたいと存じます。

○参考人(加藤乙三郎君) ただいま御紹介いただきました電気事業連合会会長の加藤でございます。

手前どもの事業の運営に当たりましては、本委員会の諸先生方には日ごろから格別の御指導を賜っておりますことを、まづもって厚くお礼を申し上げます。

本日はまた、九電力会社の代表といたしまして、電気事業がたいま当面いたしております資金問題の状況と、これに対する対策としての特例法案につきまして意見を述べ、機会を与えていただきましてことにつきまして、これまで厚くお礼を申し上げたいと存じます。

初めに、手前どもの電気事業の資金問題について申し上げます。

御案内のように、日本経済も安定成長期に入りまして、電力需要も過去の年平均増加率一二%というより高水準から、約半分の六%程度に落ちつくものと予想をいたしております。

この六%程度の電力需要の伸びで考えました場合に、ただいま持っております五十年度末の発電設備は約九千九百六十キロワットでございますが、この現有設備に匹敵するような九千九百六十キロワットを今後十年間六十年度末までに開発することが必要であると考えております。

しかもこの電気事業の設備投資は、電源部門にありましてはいわゆる石油への依存を少しでも脱却いたしまして、エネルギー源の多様化を図るといふ国の基本政策にこたえまして、水力開発の見直しであるとか、諸般のいろいろの多様化を前提とした発電設備を考えております。

したがって、従来より多額の建設費を要する電源の確保に向かわざるを得ないのでございます。あるいはまた、排煙脱硫装置を初めいたします公害防止投資、あるいは原子力の安全対策のための投資等も、社会的要請にこたえまして、新規設備にとどまらず、既存設備にまでさかのぼりまして追加投資となり、これまた投資額を増高させる一要因にも相なっております。

さらに、この電源設備以外におきましても、送電設備であるとか変電設備であるとか、それらにつきましても、電源立地が遠隔するに伴いまして

て、設備距離の増加あるいは規模の巨大化を来しますし、ことに近年民生用の冷房需要の急増等によりまして、配電設備の強化、安全化が要求されまして、これら設備投資額に拍車をかけておられるような現状でございます。

これらの設備投資を賄いまする資金は、本来はその多くを内部資金に依存するのが本意かと存するのでございます。しかしながら、石油危機を契機といたします物価上昇等の影響から、たとえて申し上げますれば、資産の簿価と時価がかけ離れたことによりまして、償却不足が生じたこと等、内部留保が少なくなつてまいりまして、結果といたしまして外部資金に依存せざるを得ないというのが現状でございます。

なお、自己資金といたしての増資によりまして資金確保につきましては、資本構成の改善、企業体質の強化という観点から大変好ましいものと言えますが、これも株式市場の状況、収益性の低下傾向の現状から、高資金コストによりまして電気料金への影響等をおとせざるを得ません。また、外部資金のうちで借入金、所要資金が巨額であることから、資金市場の制約、金融の繁閑によりまして安定性の問題がございまして、急激な拡大は困難であるかと存するのでございます。したが、いまして、長期資金調達といたしましては、大量かつ安定的な資金源として個人消化を中心といたしました社債に依存することが、当面、最も妥当な方策となつてまいりましておるのではないかと存じます。しかしながら、社債につきましましては、法定発行限度の枠という制約がありまして、その量的拡大が阻まれておりますため、ぜひともこの法定限度枠を拡大していただきたい、この念願でございます。

次に、電力債の社債の消化状況について若干申し上げますれば、その消化の基盤は個人を中心とし順調な広がりを見せておりまして、近年におきましては徐々にそのシェアが拡大してまいりまして、大体ただいま六五%が総社債発行額のうち

で個人が占めておるような現状に立ち至つておるのでございます。このことは、もとより個人資産の蓄積が充実、増大いたしましたという日本経済の客観的情勢に基づくものであり、さらに、証券会社によりましていわゆる証券民主化の促進といった要因も加味せられておるのだと思われまします。また、手前ども電力会社の永年の個人消化拡大の努力も、いささか拡大いたしましたまいりました一助をなして、今後につきましても、もちろんわれわれは従来に増しつづけてまいりまして、この点につきましたる努力を傾注してまいりまして存存でございます。

次に、本特例法案は、当面する緊急問題も包含いたしておるのでございまして、この点につきましても早急なお願いをいたす次第であります。すなわち、五十年末の社債発行残高は三兆二十五億円でございまして、これにたいしては三兆五千五百億円でございまして、その差わずか三兆二十七億円でございまして、他方、五十年末にわれわれ必要な発行額と予定いたしておりますのは七千七百億円でございまして、したが、いまして、たゞいまは枠の制約から発行額が必要額の半分以下となりまして、すでに一部の会社はこの上期中にも社債発行ができなくて、資金調達が難渋するとうようなことも考へるのでございまして、そういういたしますと、五十年末におきまして若干、われわれの設備投資を通じまして景気浮揚というようなお助けにもなるかと思ひました点も、これも支障が懸念されるのでございまして。

以上述べました業界の事情につきまして、十分な御配慮を賜りまして、本案の早急な成立を衷心よりお願い申し上げます。重ねて、このような機会をいただいたことに對しましてありがとうございます。○委員長(柳田桃太郎君) 次に、安西参考人にお願ひいたします。

○参考人(安西浩君) 私は、日本瓦斯協会の会長をいたしております安西浩でございます。

本日は、参議院の商工委員会におきまして、電力、ガスの社債特例法の御審議に当たりまして、参考人としてお招きいただきまして、都市ガス事業に関する意見を述べ、機会を与えていただきまして、衷心から感謝申し上げます。

また、委員の諸先生方には、平素から都市ガス事業の運営につきまして格別の御高配を賜り、この席をおかりしまして厚く御礼申し上げる次第でございます。さて、一般ガス事業の当面する資金問題につきましては、去る昭和五十年十二月に、総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会におきまして、「一般ガス事業の資金問題に関する中間報告」として、取りまとめられ、通商産業大臣への報告が提出されましたが、ここに改めて一般ガス事業における資金問題につきまして、業界の置かれております厳しい現況を御説明申し上げまして、格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

まず、都市ガスの需要動向について申し上げますと、昭和五十年は御案内のように、戦後最大と申されます不況と、また需要家の消費節約の気持が浸透いたしまして、都市ガス販売量の伸びは、いまだかつてないほど低調でございましたが、基調といたしましては、都市ガス需要の九〇%を占めます民生用需要は都市の外周に向かっての拡大に際しまして着実に増加しておる状況でございます。

これに加えまして、当業界が他に先駆けまして硫黄分を全く含まないクリーンエネルギーでありましてLNGの導入を進めてまいりました結果、都市ガスは大都市周辺におきまして大気汚染問題の解決にも大きく寄与することが可能となつてまいりました。工業用需要につきましても現在は全体のわずか一〇%にすぎませんが、この点は逐年増加の傾向にあると考えます。東京、大阪、東邦及び西部、これは九州の会社でございますが、社債発行の四社は、今後とも公

益事業といたしまして都市ガスの需要の伸びに對応いたしました。安定供給の確保に努めるとともに、それぞれの地域の都市ガス事業の核となりまして、他の都市ガス事業者からの要望がございまして、適正な範囲でみずからの都市ガスを御供給し、お役に立つてまいりたいと考えておる次第でございます。

このような将来の需要の伸びに對処いたしまして、かつまた、国のエネルギー政策にも御協力申し上げるためには、今後さらに巨額な設備投資を行うことが必要でございます。すなわち、製造工場の増設はもとより、新たな導管の敷設、大口径高圧導管への切りかえ、あるいは保安確保のための導管の入れかえなどを推し進めてまいらなければなりません。

また、東京、大阪、名古屋の三大都市圏におきましては、従来の都市ガスにかえましてLNG—液化天然ガスを主原料とする高いカロリーの都市ガスへの切りかえが進んでおるのでございまして、これは今日の大都市の道路、交通事情の中で、従来の供給方式をもつていたしましてはほとんど物理的に不可能な、都市ガスの長期にわたる供給の安定を達成する画期的な方策でございまして、このためには、さきにも申し上げました一般的な投資のほか、さらにLNGの受け入れ基地の建設、輸送幹線の敷設等、先行的かつ大規模な投資を集約的に行わなければならないのでございまして、これらを含めまして、当業界の今後の設備投資額は十年間で四兆円以上となりまして、昭和五十年の売上高の五分分にも相当する資金が必要でございます。これらの巨額の設備資金を賄うためには、当面、外部資金への依存度を急速に高めざるを得ないのが実情でございます。

しかし、社債、市中借入金、財政資金等につきましては、いずれも制約と限度がございまして、一方、増資につきましても、収益低下の現状あるいは増資の資金コスト等をあわせ考えますと、これにも制約があると申さなければなりません。特に資金コストにつきましては、社債等の資金コス

トが年率約一〇%であるのに対しまして、増資の場合、配当一〇%といたしますと、法人税等を加えますと約一八%となりまして、ガス料金への影響も無視できないのでございます。

したがって、これらの資金調達の方法を最大限に活用してもなお、今後十年間の東京、大阪、東邦、西部の債券発行四社の資金調達不足額は約三千億に達する見込みでございます。このような状況から、今後急速に増大する設備資金を調達するための最も有効な方法といたしまして、現行商法の規定による社債発行限度枠を拡大していただきますようお願い申し上げます。

さきにも申し上げました資金需要の事情から、現状のまま推移いたしますと、西部瓦斯は本年中に、また東京、大阪、東邦の三社も昭和五十二年当初から、いずれも社債発行が不可能となる見込みでございますが、この四社は、都市ガス販売量におきましては全国の約八〇%のシェアを持っておるのでございまして、資金調達が困難になりますと、わが国における都市ガスの安定供給にも多大の不安をもたらすようなことになるのでございます。

当業界といたしましては、今後一層経営努力を行ひまして、都市ガスの安定供給に努めることはもとよりでございますが、需要家に対しましては責任ある対話を実行し、また、ガス機器、ガス導管等の保安にも万全を期することによりまして、公益事業としての責務を全うしてまいりたいと考へる次第でございます。また、この四つの会社におきましては、その経営力、購買力、技術力等をおもひまして、他の基礎の弱い地方中小都市ガ事業業者に協力いたしまして、率先して当事業の発展に寄与してまいりますので、何とぞ本法案の御審議につきましましては、格段の御高配を賜りたいと存ずる次第でございます。

本日は、都市ガス事業の実情につきまして意見を申し述べた機会をお与え下さいましたことを、重ねて厚く御礼申し上げる次第でございます。

ありがとうございました。

○委員長(柳田桃太郎君) 工藤参考人。

○参考人(工藤芳郎君) 私は、今回の電力、ガスの社債枠拡大についての法案について、反対をする立場から意見を述べさせていただきます。

御存じのように、電力やガス事業は資金調達計画をされるその前提といたしまして、需給計画あるいはまた設備計画というものがされるわけでございます。今日まで電力、ガス事業が総括原価主義に基づきまして、能率的な経営のもとにおける適正な原価に適正な利潤を加えたものを原価としてやっております。ところが、特に社債枠を大幅に拡大するということになります。今日、何ゆえにこのようにすることがされなければならないのかというところに第一の問題点があるかと思ひます。つまり、資金計画を立てる前提としての設備計画なり需給計画といったものが、これからの社会の中で本当に適正に正しく計画をされているのかどうかということを一ツ疑問に思っております。

たとえば、政府機関で出されました、長期電力需給についてという電気事業審議会の需給部会の中間報告がございすけれども、これなどを見ますと、たとえば原子力発電の問題では、原子力発電については、「国産エネルギーに準じた供給の安定性を有している」というような形の位置づけがあるわけでございすけれども、多くの国民が今日原子力発電の安全性についてももちろんでありますけれども、国産エネルギーに準じたものというふうな位置づけとして理解をされているかどうか、大変疑問なところでございます。

さらに、設備計画で申しますと、五十一年、五十二年における電力の設備計画が四月に発表されましたけれども、これなどによりまして、継続中のもの、新規のものを含めまして、水力が継続中のものが六百二十六万キロ、新規が三百五十万キロ、火力が継続中のものが千五百四十七万キロ、新規が六百六十一万。原子力が継続中のものが千三百

九万キロ、これに対して新規が千二百七十七万。五十一年、五十二年は、電力の場合は、原子力が文字どおり発電部門で中心的な役割りを果たそうとしているわけでありすけれども、こういった前提問題について、石油がだめなら原子力というふうな短絡的に事が運ばれようとしていることについては、まだまだ国民は十分合意を見ていないのではないかと思ひわけでございます。

御存じのように、原子力発電は火力発電等に比べますと二倍以上の設備投資、費用がかかるわけでありす。また、先ほど引用いたしました国産エネルギーに準じた供給という点から見ましても、原子力発電の場合は燃料としてはウランを必要とするわけでございす。ウランは、言うまでもありませんが国産のものはないわけでございす。しかも、日米原子力協定などによりまして、このウランなどはアメリカとの間で長期確定量方式がとられておりまして、八年先の分まで契約をし、しかも、前渡金まで渡さなければならぬというふうな仕組みになっているわけでありす。

また、原子力プラントの問題にいたしまして、最近マスコミが盛んに報じておりますけれども、一基当たり一ドル三百円換算でいたしまして、千五百億円から二千億円もするようなプラントを購入をされているわけでありす。これなども、アメリカの原子力産業界の二大勢力であると言われておりますGEとウエスチングハウス製のものを購入してあります。

しかも、この両社は大変競争関係にあるわけでございまして、たとえば、ウエスチングハウスの場合は、最近のマスコミの情報によりまして、ロッキード社の数十倍に上るような赤字を抱えている。しかも、ウエスチングハウスのプラント販売は燃料供給つきというセット販売方式をとっているにもかかわらず、ウエスチングハウスはウラン鉱を持っていないで、したがって、急騰が続くウラン、七十四年段階で一ポンド当たり八ドルだったものが、現在酸化ウランで七十五年末には二十六ドルぐらいいしているそうでありす。こうい

ったものの先買いをする、さらに、今後十年間にプラントとセット販売をするには約六千五百万ポンドの追加仕入れをしなければならぬ、こういう事態にあるということが報じられております。しかも、インフレ、不況の世界的な同時進行の中で、契約者から二百基の注文のうち百三十基もの資金不足によるキャンセル申し入れが続いていると言われている、こういった情報をもとにする限り、ウエスチングハウスというのは破産寸前であるのではないだろうかというふうな思ひわけでありす。

GE、ウエスチングハウスからのプラント購入は、言うまでもありませんが、わが国では五大グループ、たとえばウエスチングハウスでありまして三菱グループを中心に購入をされているわけでありす。アメリカのビジネス・ウィークなどの報ずるところによりまして、ウエスチングハウスの経営危機で残された道は、大量に抱え込んでいる原発プラント注文をさばくことしかない、その最大のネックが日本市場であるというようなことさえ報じているわけで、私どもは、現在国民的な課題になつておりますロッキード問題に似たような不吉な予感さえ感じざるを得ないというわけでありす。

つまり、私はなぜこういうことを申し上げるかといひますと、莫大な資金調達計画、十年間で四十八兆、不足額が十七兆に上るといふようなことが発表されておりますけれども、そういう資金計画が立てられる前提になつてこの設備計画なり需給計画というものが、本当に将来国民に禍根を残さないような形で設定をされているかどうかどうかということを大変疑問に思ひからでございます。

考えてみますと、こういった資金問題に関する意見、あるいは設備投資に関する意見、あるいは需給に関する意見、こういったものが各種審議会の諸先生方の御努力によつて出されておられるわけでありますけれども、一つはやはりこの審議会の構成などを見てみますと、主として金融機関を中心とした方々がおつくりになつておられるわけであり

ります。もちろん、学識経験者や新聞社の方たちもお入りになってないわけではありません。けれども、中小企業家の代表やあるいは労働者の代表や、あるいはまた一般国民の代表といったような方はほとんど入っておられない、こういったような審議会のあり方の問題。さらに、国権の最高機関である国会で、こういう前提計画を策定する段階でのチェックする場がないということに一つ問題がありはしないだろうかと思うわけでございます。

いずれにせよ、このエネルギーの海外依存の現状を打破するためにどうあるべきかということが石油危機をきっかけに論ぜられていくわけでありませんが、こういった問題については、少しく公の場で論ずる機会と時間をつくる必要があるのではないだろうかと思っております。これが私は、この社債枠を今日急速に拡大しなければならぬ前提問題として吟味してみなければならぬ問題だと思っております。もし、こういったような計画がきわめて適切に立てられた、立案されたということ仮定をいたしました場合でも、電力やガスの資金調達の方というところが今日改めて論ぜられなければならないのではないだろうかと思っております。まさにエネルギーの転換期にきているわけでありまして、莫大な設備投資を必要とするのが電力やガスでございます。

こういったような場合に、現在の経営基盤を見てみますと、一つは、いま申し上げましたエネルギーの外国依存という形で非常に、ちよつと石油がなくなれば大変混乱をするというような形で弱体の面があります。もう一つは、社債の発行とも関係いたしますけれども、資金調達の方法として外部資金に依存するということと、自己資本率がやはり低下をしていくというふうに思っています。現在とられております総括原価主義の問題ともこれは深い関係があるのでございますけれども、電力、ガスの大株主の方をざつと見ますと、たとえば電力であります、金融機関の保有率が非常に高いわけでございます。

たとえば、九電力の中で一番高いのは北海道電力で、日本生命、第一生命、朝日生命などを筆頭に六〇・七九%が五十年三月末で金融機関によって保有をされております。さらに、九州電力でも五八・一%というように高い保有率を持っているわけですね。また、大手ガスを見ましても、きょうお見えの東京瓦斯の関係でありますと、東京瓦斯も昨年の三月末で金融機関が五四・四六%株を持っておられるというように形で、単に自己資本率が低いというだけではなくて、金融機関が持っている、しかも、その金融機関の中でも生命保険が非常に大きな力を持つておられるわけでありま

生命保険の資産は、今日十一兆以上あると言われております。御存じのように、生命保険は四十八年の段階であります。私も、私の調査によりますと、生保に加入をされていく方々から集められる金が年間で約二兆六千億、その中で当年度に解約者あるいは死亡者に払う金が約六千五百億、二兆円以上の金が資産として残ってしまうという形で、これを資産の運用という形であらゆる企業、最近ではこういった公益事業にも投資をする、また社債についても、大口社債の引受人として機能されているというのが現状でございます。こういった自己資本率の低下という形を今後も続けていきますと、それは御存じのように現在の国鉄を見ればわかるわけでありまして、国鉄の長期債務が六兆八千億ありますけれども、政府関係の借金が四兆四千億、鉄道債券が二兆四千億あるわけでありまして、設備投資をしていくのに借金政策、広い意味では社債も含めておりますが、こういったものに依存していくというやり方は、健全な企業経営としては大変問題があるのではないかとと思うわけでありまして。

今日論じられておりますのは、社債を発行する場合と増資をする場合と、二者択一的にどちらが資金コストが安いかという形で論じられておるわけでありまして、もう一つ何か新たななどいいますか、こういった電力、ガスあるいは国鉄とい

いったような国民生活に欠かすことのできない公益性を持つてい事業に対する設備投資のあり方、また、費用の負担の原則といったようなものを考えてみる時期にきているのではないだろうかと思っております。それは、国鉄運賃などの値上げをめぐって私どもも再三提案を申し上げておることがございます。これは、基本的な設備に関する費用の負担というものは、国鉄の場合でありますと国が責任を持つべきではないか。その他の経済上コスト、ランニングコストといったようなものについては利用者が負担をすべきではないかということをおっしゃるわけでありまして。電力、ガスの場合は一応私的企業の形態はとっておりますので、同例には論じられませんが、將來にわたってはそういう方向をやはり指向すべきではないだろうかと思っております。

電力業界などでは盛んに広域運営の問題が論ぜられておるわけでありまして、それをさらに一歩進めまして、そういう基本的な設備、しかもエネルギーの転換期においても莫大な投資を必要とするわけでありまして、これがもし資金コストの安い社債とつた場合でも、総括原価主義として事業報酬として乗っかる。そして、利用者の国民にこれがおぼさつてくるという事態を見ますときに、総括原価主義も、ノーマルな状態ではこういうフェアリタインシステムというものは機能するのだと思えますけれども、こういう転換期で莫大な投資を必要とするような時期には、この制度そのものがやはりそのまま適用されることについては、はなはだ疑問を持つておるわけでございます。しかも先ほど申し上げましたように、金融機関の方へほとんど転がり込んでしまおうというような事態ではわれわれは納得できません。

ちなみに、四十九年度の電力の場合でありますと、電灯、電力収入約一%、金額にいたしますと四千百億、このうち支払い利息が三千六百億、配当が五百億であります。これが先ほど申し上げました大株主である金融機関にほとんど転がり込んでしまおう。ですから、値上げされると、その値

上げをされた分はそっくり利息の方に回ってしまう。しかも、金融機関の方へ転がり込んでしまおうというような仕組みが現在の総括原価主義の中ではとられている。したがって、総括原価主義をある側面から見ますと、どうも金融機関の投下資本の回収を担保する制度であるということ、電力及びガス企業とはいっても、その実態は金融機関によって乗っ取られてしまっている。五八%も六〇%も支配をしておると言いますと、古い言葉で言いますと銀行管理の実態になってい。ですから、電力やガス企業を経営される社長さんや重役さんの方は大変苦しい立場にあるだろうと思っておりますけれども、これは制度があらしめた結果でございます。まして、この制度そのものについてこういう莫大な投資を必要とするような時期については考え直してみなければ、そういった事態は改まらな

いだろうと思っております。昨年……。委員長(柳田桃太郎君) 工藤参考人に申し上げますが、予定の時間を大分オーバーいたしましたので、要約して意見を述べさせていただきます。参考人(工藤芳郎君) わかりました。

昨年の企業会計に関する学会がございましてけれども、この学会などでも、この総括原価主義については疑問であるというよりなことが多くの学者の方から論じられていくわけでありまして。この総括原価主義は、わが国の通産省あるいは運輸省と関連企業との間だけ論じられてきたのでございまして、多くの国民は知るところでないという点からも御検討いただきたいと思っております。最後に、今回の社債の枠を拡大するという問題、はなから莫大な設備投資計画を進めていくということにはかならないわけでありまして、これが値上げの問題につながっていくわけでございます。しかも、長期的に電力の場合であります十年計画、こういったようなものが出されていくわけでありまして、この辺の論議をするに当たっては、会期末を控えた今日の非常に多忙な時期に、この問題を深く論ずるといことはなかなか困難であると思っております。良識の府とされてお

ます参議院の中でも、引き続きロッキード問題などは重要な課題として残ることと思っております。この種のことはもう少し時間をかけて、国民にわかりやすく論じる機会をつくっていただきたい。早急に結論を出すべきではない。単に増資と社債を発行する場合の資金コストがどちらが高いか、安いかというような単純比較だけではなくて、今後の電力やガス事業の長期的なあり方を決める、また、資金調達の方法を決めるに重要な課題であるというふうに考えますので、十分国会等で御審議をいただきますよう、私の意見を述べたいと思っております。

○委員長(柳田桃太郎君) 次に、福田参考人をお願いいたします。

○参考人(福田勝君) 福田でございます。

冒頭私は、参考人として意見を述べざる機会を与えられましたことに對しまして、感謝をいたしたいと思っております。

私は、今回のきわめて重要な法案である電気、ガス社債発行限度に関する特例法につきまして反対であることを申し上げたいと思っております。

その理由として、第一に、限度額を現行の二倍にした根拠がきわめて不明確であるからでございます。

資金が不足をし、増資による資金調達ではコスト高になるという理由であるならば、今日他の私企業においては全く同様でありまして、これはガスなり電気だけに、特定に限らないものであると思っております。電気会社について言えば、社債の発行現度を商法の規定よりも二倍にしたというの、戦前でもありましたけれども、戦後は廃止をされ、そして一般商法の原則に復帰したのでありますけれども、それがさらに復活したのは、昭和二十五年の公益事業令に基づいて九分割の電力再編成という特殊な条件下にあったからというふうに考えられるのであります。さらに、社債枠を増増する以上は、このような組織や事業の基本的な性格に変化がなければ理由とはなりません。もし倍増するならば、事業や経営の公益

性、また、公的規制が当然伴わなければきわめて片手落ちであると言わざるを得ないと思っております。このことは四大ガス会社についても同様であります。

次に、今回の特例法は十年の時限立法ということになっておりますけれども、さらに十年の経過措置がとられており、特例法といながらきわめて恒久的なものであります。したがって、このような措置は特例法ではなくして、当然電気事業法なりガス事業法の改正として提出すべきものであると考えるのであります。

理由の第二としては、資金調達のその内容についてであります。

ただいまも工藤参考人からお話がありましたけれども、電源開発の資金必要額は昭和六十年までに四十七兆六千億という膨大なものであり、そのため不足する十六兆八千億を調達するのが電気について言えば今回の内容でありますけれども、なぜこんな膨大な資金を必要とするかきわめて疑問であります。電力の五十一年度の工事計画は二兆円を超え、対前年度の四五%という、高度成長期の二〇%から三〇%をはるかに上回るものでありまして、さらに繰り上げ分を含めると三兆円を超え、膨大なものになっているのであります。このことは、他の産業の設備計画の平均が九%程度であるということから見ても、いかに大きなものであるかということがわかると思っております。六%成長でこのような設備計画が必要だと説明されておりますけれども、他産業と比べてみても、なぜこのような膨大な計画が必要なのか、きわめて理解に苦しむわけでございます。また、自己資本率が現在の一八%から十年後には一〇%に低下するということは、電気事業の健全な発達と安定的供給の見地からしても、決して好ましい姿ではないというふうに思うわけであります。

さらに、計画内容でございますけれども、この十年間に電源開発の総計十七兆八千四百億のうち、原子力に何と十兆円も投資をし、原子力の比

重を飛躍的に増大させる内容となっております。言うまでもなく、原子力建設は火力の二倍近くの建設資金を必要としておりますし、かつ、事故の危険性や操業度の低下によって供給に大きな不安がございます。

遺伝障害、それから放射性廃棄物、温排水など原子力発電につきましては、安全性について基本的な大きな疑問が投げかけられております。そのような原子力発電を大量建設するための資金の調達をねらいとするのであれば、私どもは資金計画に基本的な賛成ができません。したがって、資金計画は原子力問題を抜きで検討すべきでありまして、まず、現在各地で原子力発電に對しましてこのような形で反対運動が起こっているわけでありますから、国民の合意が先であるということをお話したいと思います。

また、ガスにつきましても、資源と高カロリーという観点で都市ガスからLNGへの転換が進められておるわけでございますが、これについても北海道等で爆発事故が起こっておりますし、また、住民からも幾つかの疑問が投げかけられておるわけでございますから、再検討をすべきであると思っております。

理由の第三として、このような膨大な資金計画が、長期的に見るならば電気料金の値上げと電力労働者への労働強化となるということでございます。

現在、先発四社が三〇%を超える大幅値上げを申請しております。さらに、その後には五社の値上げが引き続き申請されようとしております。まさに伝えられているところであります。まさに今回の電気料金の値上げは、このような膨大な設備資金の先取りであるということを描いておきたいと思っております。電源開発や資本の蓄積のために社債や借入金を行い、そして、金融機関に借入金や支払いの元金や利子の返済を行って金融機関をもうけさせ、そして、このような資金の支出は電気料金として勤労大衆や各産業から徴収をするという関係にございます。したがって、今回の資金計画につきましては、料金の立場からも認めるわけにはいかないことを申し上げておきたいと思っております。

最後に私は、この際、電気事業のあり方につきまして、若干意見を申し述べてみたいと思っております。

私も総評は、去る一昨年の八月、関係二十の組合の連名で東京電力及び通産省を相手に、電気料金に關しまして行政訴訟を提起いたしました。現在、東京地裁に提訴中でございます。その内容は、一昨年の六〇%に近い大幅な電気料金の値上げ内容が納得できないだけでなく、電気料金の決定方法につきまして大変不満があるからでございます。現在の制度のまま九電力の経営上の都合によって値上げを認めていくということであるならば、需要の地域的密度の格差などによって九電力の企業規模、料金の地域格差は拡大する一方であります。そして、いま国民の間から、なぜ北海道の電気と東京の電気が値段が違うのかという基本的疑問も出されているところでありまして、

また、発電所の立地条件につきましても、九分割の電力体制とは異って、他の地域へ大幅に進出をせざるを得ないという状況にあります。

そしてまた、料金決定の手続は、現行制度では一方的に通産大臣の決定にゆだねられておるに、名目的には公聴会以外には保証されていないのが実情であります。したがって、料金問題は単に値上げ幅が適当かどうかという問題だけではなくて、経営や事業の過去の実績や将来の方針に不可分のものがございます。経営に關する国民の信頼性が確立されなければ、現在各地で起こっているように、料金に對しまして国民は納得をしないという関係にあると思っております。したがって、この際政府は、民主的かつ能率的な制度確立のために、九分割にされていく電力の事業形態につきまして検討を行うべき場を設けて、速やかに検討を開始すべきである、このように思うわけであります。

重ねて申し上げても、私どもが行政訴訟を提起し、一番基本的に疑問に思っていることは、電力が国民生活に必需のエネルギーであるばかりでなく、産業の基幹エネルギーであり、そしてまた、地域独占事業であるにもかかわらず、料金決定に当たっては、形式的な公聴会を開催して通産大臣が一方的に認可をする。そして九電力ごとに異なる料金内容を持っている。こういうような料金のあり方、料金決定の方法、さらにまた経営形態につきましても、基本的に私どもは疑問を持つものでございまして、そういう角度で私どもが行政訴訟を提起し、今日に至るまで東京電力と政府を相手に争っているところでございます。

○委員長(柳田桃太郎君) 以上で参考人の意見の開陳は終わりました。これより参考人に対する質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○竹田現照君 電気、ガス両協会のお二方にお尋ねいたしますが、いまの御意見の開陳の中にもございましたが、先日の私と通産省との質疑の内容にもあったんですが、まず、自己資本比率が、特に電気の場合十年後最低一〇%を維持したいと、この間エネ庁長官のお話でございましたけれども、この社債限度額の拡大によって自己資本比率がものすごく下がっていく。通産省が三五%を最低限というようにも指導で言われているにもかかわらず、むしろ低下をする一方ということについて、どういうふうにお考えになっていらっしゃるのか。

それから、いま問題になっております値上げの申請でございまして、すでに四社から出ておりますが、残りの五つの電力会社はどうなのか、また、ガス会社の方はどういうふうになるのか。

それから、先ほど加藤さんが、社債の個人消化率がきわめて順調というか、広がりを見せている。まあ電力会社の努力もというふうなことを言われておりますが、先日の質疑にもございましたが、国債の個人消化というのは予想外に多いと言われているんですね。これが今後大量に出てくるわけですから、そういう公社債市場における今後の見通し等、社債の大幅増発あるいは国債、こういうような点をどういうふうにお考えになっていらっしゃるのか。

それから、一括してお尋ねしますが、電気業界の場合には、特に原子力の問題についていろいろのところで論議が常に出てくるわけですが、これは原子力発電についてのいわゆる安全性なり信頼性に対する国民の不安というものがやっぱり一番大きな原因だと思っております。その点について確たる業界としての国民への態度というものが、対策なりというものをはっきり出される必要があるのではないかとお尋ねさせていただきます。

それから、今後の電力の伸びの年率六%ということですが、設備資金の伸びというのは一八%、約三倍、同じ伸びでもこうまで大幅な、需要の伸びに比べて三倍からの伸びにしなければならぬ、この点もなかなか理解に苦しむ点でございしますが、この点をひとつ。

それから、電力の広域運営という問題も、これはたびたび論議の焦点になるわけでございますが、設備資金の巨大化に伴って投資効率というものが従来より重要問題となつてまいりますけれども、この点についてどうお考えになっていらっしゃるのか。これは広域運営の推進にとどまらず、電力業界の体制変革あるいは発電部門の統合というような面も当然考えられてしかるべきだと思っておりますけれども、そういう点についての御見解をお伺いしたい。

それから、ガス業界につきましては、先ほど御説明がございましたように、液化天然ガスへの依存というものがこれから非常に大きくなっていく、こう言うんですけれども、これの入手ですね、入

手に不安というものが生じてこないのか。特にこのごろも、たとえばソ連だとかいようなことが言われ、体制上の問題でどうだとかこうだとかという議論もございまして。そういう点で、安西さんはいろいろその先頭に立ってやっておられるんですけど、こういう全体の液化天然ガス等の問題の不安、それから今後の見通し、それからLNGへの転換に対する消費者の不安というものが出ておりますが、この安全性、この点についての御見解。

それから、この特例法の恩恵というのは大手四社だけでございますが、先ほども、その他の中小会社からの要望について十分こたえ得る体制をとりたいという意味のお話がございましたけれども、業界として、大手四社以外のガス会社に対して、やはり資金その他の問題、設備その他について金が要るわけですから、こういう点についてどういうふうに対応されるなり、今後とられる措置、あわせまして、電力業界と同じように、東京瓦斯のように世界一だと言われる会社から、それからまるっきり小さいのからございしますが、こういうガス事業の現在の体制というものが、果たしてこれでいいのかどうかですね。一度事故が起きれば、小さなものはまるっきりどうにもならぬというふうなことがたくさんございまして、約三百社にも及ぶこういうような体制についてどうお考えになっていらっしゃるのか。

以上、一括お尋ねいたしましたけれども、お答えいただきたいと思います。

○参考人(加藤三郎君) お答えさせていただきます。まず資本構成比率でございますが、御指摘のとおり、われわれは自己資本の充実に健全経営の第一歩かと存するのでございます。したがって、われわれ経営に当たりましてはあくまで企業努力に徹しまして、まず社内留保に努める、次に、自己資金の調達の一助として増資で賄うことは先ほど申し上げましたとおりでございます。しかし、これには限度がございまして、特に需要の伸

びが、いろいろ考えましたけれども、われわれのみならずそれぞれの公的機関におきましても、大体電気の伸びは六%増が妥当ではないかと、こうとございまして、それに対する設備資金を四十八兆円として計画されておられるのでございまして、この伸びが必要の伸びの六%に対して一八%伸びるんではないかという御指摘でございますが、そういうのは、従来の設備資金の取得価格に対しまして、これからの十年の設備資金は約三倍になつております。これはやはり物価高騰、それから、これも前に申しましたような遠隔化による送電線の設備費の増、あるいは配電設備におきまして、保安設備の増、あるいはまた公害対策費の増等々で、実はいま御指摘のありましたような需要の伸びに對しまして過去に比較して設備資金が伸びる、こういうことでございまして、この四十八兆円の資金調達に對しまして私たちは大体三割を社内資金で賄いたい、あと七割を外部資金に依存せざるを得ない。その外部資金のうちで、ただいまのような二倍の枠では十七兆円の不足を来すというところでございまして、これがこのたびの社債の拡大をせむともお願いしたいという要因でございます。

次に、個人消化の点でございますが、これは年々増してまいりまして、先ほどこれも申しましたような六五%まで持つてまいりました。われわれはこの点は証券会社と一致協力いたしました。地域の方々には、地域のいわゆる公益事業という観念をこの上も持つていただくという上におきまして、それぞれの会社がそれぞれの地域の投資家にお願いをいたしました実績でございます。われわれは従来、この電気事業の発足当時、あるいはそのしばらくの間は、お客様であり株主さんである、いわゆるカストマーでありオーナーであるというふうなことで、実は増資もし、株主さんにもなつていただくということも努めてまいつたのでございまして、これにも限度があり、設備資金はいま申しましたとおり増大の一途であ

る。しかし増資もしなければいけない。金融機関というのも、投資家から見れば他の企業に比較してそんなにいい投資物ではないと思います。現に、株価をとってみても、あの一挙上場銘柄におさまると一けた台の株価というのは、私は電気のほかにそんなにないと思います。大体は二けた以上である。表面株価をこらんだままです。あるいは六百五十円、七百円といいますが、これは額面が五百円でございます。したがって、普通の株価に直しますと十分の一でございます。これらをおおせ考えましてもそんなにいい投資物ではないと思いますが、しかし、事業の性格からいって私は、金融機関その他で持っていたらいいものではないかと思えます。

私も五十年間実は電気事業の資金調達面に当たってまいりましたが、その間、金融機関から電気事業の経営について干渉がましいことは一度も受けたことはないと思いません。あくまでこの間、電気事業の健全な経営を援助してやろうというお気持ちで持っていたのでございます。

料金の問題でございますが、すでに四社がいま申請をいたしまして、せつかく御当局で御査定中のように承っております。残りの五社でございしますが、これも経営の不安定は、若干の差異はありますが、非常に難渋をいたしております。しかし、五社はいませつかく慎重に検討をいたしておる最中であるかと推測をいたします。

また、設備資金がふえ、需要がふえるというところで、労働強化というような話もございしますが、生産性からいけば、実は昭和二十六年にできましたときの販売は、先ほどもお話があったかと思えますが十一、二倍になっておりますが、従業員数は全く同じでございます。ある会社におきましては減っております。しかし、労働強化という声は私は余り聞いておりません。

原子力の点でございしますが、これは御指摘ありましたとおり、われわれとしましては一日も早く原子力の安定、安全であるという認識を得たいと思ひまして、日夜これがPRに努めております。

す。それにはわれわれは、ただいま考えられる技術の向上あるいはそれぞれの諸外国の技術の水準を最高限度に吸収をしまして、一日も早くそういう不安解消に努めたいと思っております。ございします。

あるいは、昨年あたりは稼働率が相当落ちたんじゃないかというお話もございしますが、これは実は故障もありました。しかし、あの停止しました中には、全く同じ設計であり同じタイプであるから、まだ故障が起きていなくても、同じものが故障が起きたんだからとめて点検せよというふうな御指導、御指示もございましてとめたものもございまして、昨年は稼働率が全体に低下したということもございしますが、これは平常に戻れば、私では大体七〇%の稼働率は保持できると考えておるのでございします。

広域運営の点でございしますが、たまたまただいまの体制ができましたのが二十六年でございしますから、ちようどこの五月一日で二十五年を迎えるわけでございします。ただいまの九電力体制がございまして、すでに諸先生方篤と御案内のとおり、これは国会、国を挙げてどういふふうにとりていったらいいか、同じ発送変一貫運営にするにしましても、これを全国一本にするのがいいのか、あるいは数会社に分割してやるのがいいのか、これは大変国会を初め国民の間で議論がございまして、いろいろ御討議いただいた結果、現在の体制に相なったのは御案内のとおりでございします。その間われわれは、せつかくいまの九電力体制が一応結構なものだということで御決議いただきました関係上、いまの体制にあくまでいいものであるという裏づけをしたという念願のもとに、今日まで努めてまいりましたのでございします。大体いま申しましたように、発電設備はそのときの十二、三倍にいたしました。

その間、最もあの当時問題でございました電力の供給不安定というものの一日も早い解消ということに相努めまして、この間二度ほど実は電力制限というはなはだ不面目な事態を起しましたん

ですが、そのほかは大體お客様の需要に応じまして、幾分なりとも今日の日本の経済力の発展に電力エネルギーを通じて寄与していただいたのではないかと自負をいたしているような次第でございします。われわれはいまの経営のあり方について万全とは思っておりません。あらゆる階層の方の御意見を聞きまわしていまの体制を続けてまいりまして、最後にはお客様に対して、価値ある電力エネルギーだという御認識を持っていただくように努めてまいりたいと思っております。

それから、御指摘ございました発電所等につきましても、これは従来相当、いわゆるスケールアップメリットによりましてコストアップを吸収してまいりましたが、ややこの上は限界にきているやの意見もございします。したがってこの際、地域的におきましても、その地域の方々の御理解を得て、共同して原子力その他の大電源の開発に努めてまいり、一層先般の広域運営をもう一度原点を振り返って実を上げ、九電力体制を少しでもいいものにした方がいい、かように念願をいたして努めておるようなわけでございします。この点につきましては、各諸先生を初めあらゆる階層の方の忌憚のない御意見を承りたいと思っております。

以上でございします。

○委員長(柳田桃太郎君) 参考人にお願いをいたしますが、貴重な御意見でございしますので、たくさんお聞きしたいと思ひますので、質問に対しては要領よく、適切に、短い時間で御回答を願ひたいと思ひます。

○参考人(安西浩君) 竹田先生の御質問にお答えいたします。

先生は、自己資本の比率をどう考えるか、ガス料金についての考え方はどうか、LNGの入手見込みに不安はないか、天然ガス転換についての安全性はどうか、中小企業に対する措置、ガス事業の体制の問題だと思ひますが、こういう御質問に存じます。要点だけをお答え申し上げたいと思ひます。

自己資本の充実につきましては、私どもも非常に大切であるというところは十分考えております。最近の収支の悪化の中にございまして、自己資本の比率は約二〇%でございします。これは四社について見ますと、東京瓦斯が二六・一%、五十一年の九月末でございします。大阪瓦斯が二一・四%、東邦瓦斯が一七%、西部瓦斯が一九%と相なっておりますが、時間の関係上東京瓦斯について申し上げますと、今後社債はふえましても、二〇%の線は割らないように努力してまいりたいと思っております。

次は、ガス料金の問題でございしますが、先生も御承知のように、OPECの関係で原料が五・七倍に暴騰いたしております。そして、これも東京瓦斯を例にとりまして申し上げますが、四十九年の九月に料金改定をお願いいたしました。原価計算期間は一カ年でございしました。しかし、経営において料金の維持安定に努力してまいりまして、今後とも徹底した経営の合理化、経費の節減に努めてまいりたいと思ひますが、ただいまでは非常に苦しい状況にあるということをお申し上げておきたいと思ひます。

次は、LNGの入手の見込みはどうかというお尋ねでございしますが、先生もかねて御承知のように、いま世界で天然ガスが確認されておる埋蔵量は六十三兆立方メートルでございします。これをいまの需要規模で考えてみますと、今後四十七年分ある。御承知のように石油は、いま可採埋蔵量、採取可能な埋蔵量は今後三十四年と申されておりますが、石油と比べると比較的に長い。さらにはまた近年、天然ガスの探査技術が、日進月歩の勢いで技術革新が行われまして、天然ガスの埋蔵量は逐年ふえておる状況でございします。見通しは明るいと思っております。なお、御承知のように、原油は普遍的なエネルギーでございしますが、天然ガスに関する限りは、たとえ東京瓦斯が契約しておりますアラスカのLNGは十五カ年間、ブルーネーのLNGは今後二十カ年間、そうしてこれを先方では液化設備、それから輸送タンカーを

つくりまして、受け入れる方では受け入れ設備をつくらせておきまして、いわばこれは石油と違ひま

また、先生が御指摘になりましたヤクーツクの天然ガスはどうなっているかという御質問でございますが、これは過去三年間にわたって私は努力に努力を重ねました結果、一昨年の十二月、三国の間でジェネラルアグリメントの調印ができましたが、その後、アメリカとソ連の間が御承知のよう

これは御承知のように、日本に百億立方、アメリカに百億立方のプロジェクトでございますが、百億立方と申しますと、日本列島にはいま二百五十五の都市ガス会社がございまして、これに全部天然ガスを供給したいといたしても、これはパイプラインの関係で供給できませんけれども、いたしたとしても六十億立方で足りるわけでございます

御承知のように、六十三兆と申し上げましたが、いま世界じゅうで都市ガスを天然ガス以外に使っているのはほとんどないのでございまして、世界じゅうが天然ガスでございます。日本におきましては、私がこれを六年前から始めましたが、世界じゅうでは全部天然ガスでございます

リカにおきましては四十年前から天然ガスに転換されまして、現在は都市ガスは九九・一%アメリカでは天然ガスでございます。ヨーロッパにおきましても、イギリスがすでに九三・五%、フランスが九二・九%天然ガスに切りかえておられるような状況でございます。天然ガスの導入については不安はないと確信を持っておる次第でございます

次の御質問は、天然ガス転換について危険はないのかという御質問だと思っておりますが、これも時間の関係上東京瓦斯だけを例にとりまして申し上げますと、すでに百二十万坪の転換を完了いたしました。これに対していろいろの不安であるという

それから最後に、ガス事業の体制についての御質問だと思っておりますが、御承知のように、ガス事業は電気事業と違ひまして、導管によって供給するという特性がございまして、歴史的に都市単位で発足成立いたしました。したがって、結果といたしまして大企業と中小企業が混在しておる姿は御指摘のとおりでございます

後におきましては、政府におきましてこの体制問題につきましまして審議会が設けられました検討されるやに承っておりますので、その結果によりましては、さらに私どもとしては積極的に中小企業対策を考えてまいりたいと思つ次第でございます

加藤参考人に二点だけ簡潔に質問しますが、今回の社債発行に關連いたしましたので、すでに北海道電力では現行配当が八分ということになっております。つまり、今回の社債が増増することにより一割配当する方針を確認している、こういうことを言われますと、少なくとも片一方では電気料金を三九・一五%値上がり、片一方では社債が倍増、そうしてそのツケは、金融機関の方に逆に一割配当——大資本の方には一割、消費者には値上げ、これは理屈に合わないですね。この点一つ、そういった内容を織り込んだ社債発行の性格があるとするならば、私は絶対承服できません

二つ目は、加藤参考人から国内資源の活用ということについては、水力は言われませんでしたけれども、遺憾ながら石炭の活用ということには全然触れなかつたということは残念であります。率直に言つて、電源開発は、この間も同僚の竹田委員からも出ましたが、すでにアメリカその他西ドイツを含めまして、つまり電発ではサンシャイン計画を出しまして、いわゆる石炭の液化の方向を打ち出しているわけでありまして、アメリカでは五十二年、五十四年にはコールドオイル方式を採用する、こういう段階で優先的にいっているわけでは、あなたの先ほどの訴えは、むしろ原子力開発を優先して国内資源は後追い政策、こういう姿勢では、やっぱり地域独占の本質を絶対曲げていないという独占、横暴的な電力のあり方というものに、庶民は憤りを感じるのには当然だと思つております。私はこの点、電源開発でさえ国策会社として最優先的に国内資源を打ち出している九電力としてどうして現在日本に十億五千三百万トンの、二千万トンずつ掘つても五十年間ある石

炭を国内資源として活用することができないのか、こういう方針がないということについては全く遺憾であります。この点、今後採用する気があるかどうか。この二つだけ明確にお答え願います。それから、福田参考人にひとつお伺いいたします

先ほど福田参考人が行政訴訟の問題につきまして、総評側としまして行政訴訟を出している。この中の問題点を私も検討してみたいのであります。このとき出しましたのは政治献金、石油カルテル、固定費配分の問題、料金制度の公聴会制度のあり方等につきまして、実は行政訴訟の基本的な問題になっております。私の方で調べて聞いておりますのは、東京電力はやや軟化をして和緩の方向を打ち出したというふうに聞いております。しかし一方、いまなお通産省が高姿勢でもって、相変わらず電力問題の課題である石油カルテル、固定費の配分、料金制度のあり方等の民主化について通産省の姿勢が改められていない、こういうふう承つておりますが、この点総評の基本的な姿勢をお伺いしたい、福田参考人のお考え方を伺いたい、こう思います

それから二つ目は、私は、今回の料金問題では家庭電灯直撃型の値上げになっていると率直に言わざるを得ません。そこで、固定費の配分の原則の問題についてお伺いしたいのであります。現行の場合、現行最大需要法が二で、販売量法が一、尖頭責任法が二という割合になって、結果的には消費者は現在二二%より電気は使っていない、二二%しか総全体で使っていない。こういうことではこれは全く矛盾を思つておられる。大口電力を優遇して家庭電力に犠牲を払わせている。こういう問題について、福田参考人として固定費の配分方法についてどういう方法で改めることが望ましいのか、この点ひとつお伺いします

最後に、先ほど電力料金のあり方をめぐる民主

化の問題につきまして、たとえば電気事業審議会に労働者の代表が一人も入っていない。入っていないのは全く経営者側、あるいは評論家的な方が入っておりまして、これでは本当の意味の電気事業を民主化し、あるいは電気事業について本当に住民のコンセンサスを得るといふ審議会制度になつていないのではないか。この前、私もこの場を通じて産當局に質問いたしました。この前、私もこの場を通じて産當局に質問いたしました。この前、私もこの場を通じて産當局に質問いたしました。

以上申し上げる次第でございます。

○参考人(加藤三郎君) お答え申し上げます。配当の問題でございますが、それと社債の問題と関連いたしますので……。まあ配当は大体企業並み、私も承知しております。全産業の平均が一%から二%かと承知しております。大体一%ぐらいは配当しなければ増資はむずかしいのではないかと、かように考へております。ぜひとも大体この辺が妥当な公益事業、電気事業としての配当であるかと御理解を賜りたいと存じますのでございます。

電源の開発でございますが、たまたま私、水力を初めと申すと、こう申しまして、あと多様化ということで申し上げたんですが、もちろん私どもは石炭火力は忘れてはおりません。多様化は、LNGもやります、原子力もやりますというところでございます。石炭は私ども供給の責任を持つ以上、どうか安心して出炭を確保していただくように、私どももそれとらみあわせまして国内資源といたしまして開発をしてまいりたい、かように存じます。

○参考人(福田勝君) ただいま対馬先生から御質問は三つございましたが、一つは、一昨年私どもが提起いたしました行政訴訟の件でございます。

けれども、この相手は先ほど申し上げましたように、東京電力と通産省でございますが、東京電力というものはあくまでも九電力の中心である東京電力というものでございまして、これは電力九社に対する代表としての東電でございまして。なお、先生から言われるようなお話は風の便りにありませんけれども、実は正式に別にご覧いただきます。しかし、東電側の方から、できればこの際何とかならぬかというような話がそれとなく何か伝わってくるわけでございますが、いまのところまだ正式なものでも何でもございませぬ。

それから、通産省から一向にございませぬので、通産省側の方が一体どういふふうにかれを考へていいのか、こういう問題が提起されても全然感じていないのかどうかということ、ついこの間、通産省の方には打診をいたしてございまして、私どもはあくまでもこの行政訴訟というものは基本問題を提起をいたしておりますので、基本的な幾つかの問題がない限りは、総評に結果している大衆の前にも説明できるようなものでなければ、これはそういう事態にはできない、こう思っておるところであります。

二つ目に、固定費の配分方法について先生から御指摘がございましたが、御承知のとおり現在のこれは、先ほど御指摘ありました行政訴訟のいま裁判での論点は、政治献金問題と石油のカルテル行為、固定費の配分問題、公聴会制度の四点でございますが、そのうちの二つにもなつていまして、現在、固定費の配分は最大需要電力が二、需要電力が一、尖頭電力が二と、二対一対一の割合で査定されております。私どもは、この方法は諸外国でもとつているように一対一にすべきである、こういうふうにか考へております。

ちなみに、原価主義の立場に立つて年間使用量による配分をいたしてまいりますと、これは私どもも単なる試算でございますけれども、たとえば北海道の場合は、現在申請中の電灯二十円八十一銭が私どもの試算では十八円四十七銭に下がります。

これは一キロワットアワーであります。それから電力については十三円五十四銭が十四円五十六銭に上がります。したがって、電灯につきましましては現行単価よりは若干の値上げをいたしますけれども、申請よりも二円五十銭程度引き下がるという、実は私どもこれは全く素人の試算でありますけれども、なるわけでありまして、この固定費の配分問題が電灯料金に大きな影響を保持しているという立場で、私どもは一対一にぜひ通産省の方で査定していただきたいということ、いま要請をしておりますのであります。

三つ目に、いま御指摘のございました民主的に向うけの問題につきましては、私どもはこのように考へております。

一つは、いま訴訟でも論点になっている公聴会制度につきましては、申請者をできるだけ多く公述させるとともに、特に各県単位で公聴会をやる、北海道の場合は支庁単位でやるべきである。この間も九州の人が鹿児島から福岡へ行きました、そして旅費も何にも出ないわけでありまして、そして公述をしております。これはまことに不当であります。できるならばやはり今後の公述人に対しては実費程度の旅費は支払うべきである、これが妥当ではないか、各県単位に行つて旅費を支払うべきであると思つております。

さらに、電気事業の経理内容の公開を義務づける、経営に対する大衆的な監視機関を設けなければならないと思つております。

それからさらに、このことは電気会社が申請するに当たって、まず利用者に聞くという姿勢をとつてもらいたいです。ただ単にこうなりましたから申請する、申請したからこういう説明をするというだけではいけないのであって、電力会社が申請することではいけないのであって、電力会社が申請することに当たって、まず、各県単位で利用者の意見を聞くような機会を設けて、その意見に基づいて申請をする。そしてさらに通産省が各県単位に公聴会を開いて、最終的には私は電気料金は国会で決めるのが妥当なのか、民主的審議会が妥当なのか、まだ結論を持っておりませんけれども、少な

くとも三者構成程度の民主的審議会を持つて、そこで料金に対する判断を下すというふうにするべきである。これは地域独占企業でございますから、嚴重にやるべきであると思つております。

それからなお、御指摘のありました電気事業審議会につきましては、現在十八名の方が参加されておりますが、労働代表は参加しておりません。労働者は特に電灯の利用者が大部分でございますので、ぜひ労働代表を参加させるようにしたい。そして基本的には、この制度問題につきましては、私どもは社会化という言葉を使っておりますけれども、私どもはフランス、オーストラリア、イタリヤは国营であります。戦後国营になつておるわけでありまして、資本主義国でも国营化が行われておるわけでありまして。したがって、今回のこれらの法案を初め料金、いろいろな問題の一番の矛盾は、地域独占企業でありながら私企業であるところの最大の矛盾があると思つておりますので、ぜひ電気事業の公的所有についで、本委員会におきまして、また通産省、政府の段階におきまして、この際根本的な検討を加え、速やかに公的の所有の方へ持つていっていただきたいというのが私どもの意見でございます。

○桑名義治君 私の問題としておりました問題も先ほどから出ておりますので、二、三点についてお伺いしておきたいと思つております。

最初に加藤参考人にお伺いをしたいわけですが、先ほどからの設備につきましては、いまから先、原子力に依存する度合いが非常に大きくなつてくるといふことでございまして。ところが、わが国におきましては燃料サイクル対策というものが非常に不十分でございまして。いままではイギリスそれからフランスの両国に依存するということございまして、自前の処理工場を持たないために、非常にイギリス、アメリカの両会社が共同して値上げをしてきたというふうな事柄も過去に起こつておるわけでございまして。こういう膨大な原子力発電所ができた場合に、この原子力

の核燃料サイクル対策が不十分であるとすれば、これは安全対策の問題とあわせて料金に大きくはね返ってくるおそれも十分あるわけだ。そういう対策をどのように考えておられるのか、この点を一点お伺いしておきたいと思ふ。

それからもう一点は、東京電力あるいは関西電力でございますが、主に非常に大きな子会社を持つていらつしやる。しかも、東電不動産管理という会社は四百万の発行株数の中で四百万そのまま持つておるといふような状況にあるわけだ。これを羅列すればたくさんあるわけでございますが、私企業とはいひながら、一応公共性を持つている会社がこのような子会社を持つてゐることはいかがか、こういうふうにお考えのわけでございますが、その点についてどういふふうにお考えになつていらつしやるのか。

それから、先ほどの御答弁の中で、原子力の安全性についてはPRに非常に努めておる、こういうお話でございますけれども、PRに努めたからといって原子力の安全性というものが確保されるわけでも何でもありませんので、技術的にどう開発されたかということが一番問題点でございますので、その点はどういふふうにお考えになつていらつしやるか。その点をもう一度再度お尋ねをしておきたいと思ふ。

それから、安西参考人にお尋ねをしたことは、こういうふうな導管が進んでまいりますと、しよせんLP業者との関連が生まれてくるわけでございます。いまでもそれぞれの会社の中で処理をしていられるとお話でございますけれども、なお一層この問題が激化をしてくるおそれがあるんじゃないかというふうにお考えのわけです。LP業者というのは非常に零細企業でございますので、これを圧迫をするというところは非常に問題が起つてまいります。だからといって、また地域住民の中には都市ガスを引いてくれという要望も非常にありますが、おたくの会社と、この大きな会社と、それからLP業者との話し合いというものをなお一層続けていかなければならないと思ふ。

わけですが、その点についてどういふような配慮をなさるうとしておられるのか、この点についてお伺いしておきたいと思ふ。

○参考人(加藤乙三郎君) 答えたいします。核燃料サイクルの問題でございますが、手前どもといたしましては、大体ここ数年の間はいろいろのいま手当てしておるので、手配しておるの間に合うかと存じます。しかし、数年なんて言えませんがございまして。したがって、根本的にこの核燃料サイクルの問題を解釈しなきゃならないというので、たびたびわれわれを合持しまして、きよりの一、二の新聞にもありましたように、一応われわれの考えを出し、そして政府のついでにただく点はどこまで、われわれのやるべき点はどこまで、そしてそれらを持ち合わせて、核燃料サイクルに対する手当てをいたしてまいりたい、かように存するのでございます。

PRと申しましたのは、われわれがいろいろのことをやっておるということでございます。ただ単に広告、そういう広告ではとていまい通る世の中じゃないことは先生御案内のとおりでございます。われわれはここまでこういふことをしておりますというPRでございます。

それから、子会社といひますか、傍系会社の点でございますが、これも御案内のとおり、戦前、いまの体制になりますまでは電力会社も相当関連会社を持つておりました。ところが、あの体制のときに全部離されました。その後つくりましたのは、別会社にした方が能率経営上企業効果が発揮できるという意味のただけでございます。他の公共企業では相当まだ子会社があるようでございますが、それはその考え方でおやりになる、われわれといひましては、子会社を別会社にした方が能率上効率的効果を上げるんだという意味でつくつておりますことを御了承いただきたい、かように存じます。

○参考人(安西浩君) 御質問にお答えいたしまし。実は、LPガスと申しますのは、昭和三十四年に石炭が非常にいる問題を起こしてござりましたので、LPガスが日本列島の家庭燃料として最も優秀なものであるといひ出したのは私でございます。そうして、三十四年の秋からLPガスの輸入をいたしました先駆者でございます。その当時といたしましては非常に数も少のうございまして、都市ガスとしては問題にする数ではございせんが、何と申しましたも日本列島はガスの導管を全部引くわけにはまいりませんので、最近千八百万世帯にLPガスが供給されておるのでございまして。私は、口でばかり言つてもだめですから、東京瓦斯で豊洲丸というLPGTタンカーをつくりまして、自來ずつと輸入いたしてございまして、日本では石油会社はLPGを生産しますが、それまでは煙突の上で燃やしていたんですが、これを液化する、LPGで売つた方がいといふことで、生産者と輸入業者、私も輸入業者でございますが、LPガス生産輸入懇話会というのをつくりまして、日石の社長を会長にして進いたしました。同時に、輸入され生産されましたLPGを元売しなきゃならないということで、三十六年秋から全国LPガス元売協議会というのをつくりまして、自來私は会長をいたしてございまして。さらにまた、もう一つの団体がございます。三つの会、これは小売関係の業界でございます。三つの団体があるわけでございますが、御指摘がございましたように、私は日本瓦斯協会の会長を九年いたしました。この五月十三日に再選されまして、また、五月二十六日にLPG元売協議会の総会が開かれますが、この際、どうも日本瓦斯協会の会長をして安西がLPの会長をしておられるのかなという少数意見もあるようでございますが、いや、もう十五年もやつておるんだからとつとやつてもらつた方がいいという意見が多数を占めておるようでございます。

どちらを選ぶかは消費者の選択にまかせるべきだと思ふけれども、第一線において従来LPが供給しておるものを、都市ガスを好むからといって積極的にこれをただ取るのはいかぬ。私は、東京液化ガスを昭和三十六年に設立いたしました。導管のないところへはLPガスを供給してございまして、そういう場合に、資本は全部東京瓦斯が持つておりますけれども、独立法人として従来業の営業は認めるべきである。一件当たり四千元を切りかえ費用として支払う、それから先生御承知のように、集中配管で都市ガスの兼用配管をしておるところは簿価で設備を買取るといふことで、東京瓦斯と東京液化ガスは非常に仲よくやつております。こういう考え方を他にも普及いたしまして、ごたごたの起らないように、たまたま私は両業界の責任者でもございまして、御期待に沿つて善処してまいりたいと思ふ次第でございます。

○桑名義治君 もう一問だけ――済みません。加藤参考人にお尋ねをしたわけですが、先ほどから工藤参考人からお話がありました、ウラの長期契約、八年契約でございますが、これが内容を見てみると、一方的な片務契約のような形になつていられるわけだ。しかも、百万キロワット当たり三百三十万ドル、約十兆円でございますけれども、これだけの前渡金も支払つて、こういうふうな状況ですが、今後このウランが非常に値上がりする動向があるわけだ。そういうことを考えますと、この原子力協定のあり方というものを対等平等に考えていかなければならないというふうにお考えのわけですが、いわゆる電気業界としてはこの問題についてはどのようにお考えですか。

○参考人(加藤乙三郎君) 答え申します。先生のお話のとおりでございますが、われわれとしましては、せつかくこの原子力にいたしましては、核燃料は保有できる、貯蔵できる、したがって純国産として考えられるという意味におきまして、ただいまのところは経済ベースにも合うと

というので原子力を考えたのでございます。したがって、核燃料の保有というものは一番大きな問題でございます。過去、いわゆる持たなかつたという意味におきまして、ある点までいわゆる買手、売り手の市場という点で、お説のような御意見も出ると思ひます。私もそう思ひます。したがって、今後はできるだけ対等の立場に立ちまゝして、相互扶助を考へるといふもで取引をしていきたい、かように思ひます。

○加藤進君 最初に、加藤参考人にお尋ねをします。

先ほども工藤参考人の方から意見の開陳がございまして、その中で、今回なぜ急に社債発行を急がねばならないのかという問題が出されました。今日の電力会社の経営の実態について、自己資本率が非常に低下している、借金に依存する度合いが非常に高くなっている、こういう指摘がございました。私もその点については同じ危惧を持つわけでございますが、一体、電力会社の今日の経営実態といふのはどうか、この経営実態が不安定、あるいはその状態を無視したまま設備拡大を今日推進していかれるのではなからうか、設備拡大を優先するといふ立場に立つて、経営を無視するようないわば社債発行に依存する方策がとられておるのではなからうか、こういう疑問が出ておるのでございますから、その点についてのお答えをお願いしたいと思ひますし、同時に工藤参考人に、加藤参考人のお答えに基づいて御意見がございまして、ひとつあわせて御意見を拝聴したいと思ひます。

それから、二番目の問題でございすけれども、今回のような設備投資計画あるいは資金調達計画など全体計画というものが一体どこで、だれによって決められてきておるのか、こういう一つの問題が私はあると思ひます。先ほども工藤参考人は、生命保険、大銀行などの金融機関を初めとして、大企業の代表によって産業構造審議会が構成されている、これについて国民の側から何一つチェックもできない、国会もこれに対して計画

についてのチェックはできていない、こういう点の危惧が述べられたわけでございますけれども、業界といたしましては国民の立場に立つて、少なくとも消費者、国民の側から見れば産業構造審議会等々の計画に対するチェックをどのようにすべきであらうかという御意見が、もし加藤参考人にございましたらお聞きしたいと思ひます。同時に、その点につきまして工藤参考人に御意見がございましたら、加えていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○参考人(加藤三郎君) 今回の資金枠の拡大の御質問でございますが、御案内のとおり、電気事業としては何が何でも安定供給ということが一番の大きな考え方でございます。それには電源をつくらなければならぬ、発電所をつくらなければならぬ、つくるには資金が要る、資金を調達するには安定経営だ、こういうことになるかと考えておるのでございます。ここへまいりまして、先ほど来申し上げましたとおり、経営も不安定である、資金の調達も不安定である。実は需給の面でも、いまのようなテンポでまいりますと、私は三年先には非常に不安定な供給になるかと思つて、心配をいたしておるのでございます。急なようでございますが、私も業界は数年前から、実はいまの二倍の枠では非常に困難なときがまいりますというのを申し上げてきたんですが、いまだ機熟さずといひますが、今日になつたわけでございます。わかれわかれといひましては急なお願ひとは思つておりませんが、前々からお願ひをいたしておりましたのが、このたびの国会で御上程をいただき、御審議をいただくことに相なつたと考えておるのでございます。

○参考人(工藤芳郎君) 加藤先生からの御尋ねでございますが、経営実態で見ますと、まだ三月決算期は公表されていませんので五十年九月決算で申し上げますと、これは電力の業界の方からお答えいただいた方が正確かと思ひますけれども、税引き後の利益でございますが、中部電力は御存じのように、対前期比で七七・四%という増益を

されております。また、東電も三四・二、関西電力は三九・八という形でございます。また、売上高を見ましても、東証など第一部上場八百五十六社における九電力の位置を見ますと、東電が五位、関西電力が十五位、中電二十位、東北電力四十五位、最低の北海道電力が百五十九位となつておりまして、売上高でもまた利益の面でも増取、増益であるということが言えると思ひます。

なお、私もが大変いつても問題にするのがこの内部留保、表に公表されない利益隠しでございますが、これも前回の値上げのときの、四十九年のときの三月決算期に比べますと、九社で合計一十億以上の内部留保がふえております。九月決算期で、九社合わせますと八千五百億ぐらいの内部留保があるわけでありまして、中でも、退職給付引当金が――実は一般の国民から見ますと退職給付引当金という引当金の名目でありまして、これがすべて退職者に支払われるものだというふうな思ひがちなものでありますが、これは御存じのように、設備投資などの資金に充てられるわけでございす。ですから、実際に当期で増加した額と使用した額とを比較してみますと、東京電力の場合には昨年の四月―九月で積み増した額に比べますと五倍に当たる額が積み増しをされております。

また、残高で言いますと、現在値上げ申請をしております北海道電力では、残高と使用額との関係でありますと、北電が十五・八倍、東北電力が十七・七倍、北陸電力が二十四倍、九電が二十倍、東京電力の場合には三十三倍というぐらいの内部留保、退職給付引当金額があるわけでございまして、経営実態はその他の企業から見まして決して悪くはないです。ですから、今回の問題は主として設備投資を大幅にふやしていくための問題であらうというふうな思つております。

でも、その委員の名簿を通産省の方でいただきました。生命保険会社、都市銀行等が中心であることは言うまでもありませんが、中でも専門委員は開発銀行、日銀、興銀、不動産銀行、長銀といったような方でございまして、きわめて専門的と言へば専門的でございますけれども、資金を調達する側の代表であつて、調達される側の代表が入っていないというところが非常に不公正ではないだろうか。審議会のあり方はもちろんでございますけれども、こういったような前提計画をチェックする機関といたしましては、私は現在の審議会を民主的にしたいと思います。各界各層の代表が参加できるようにするといふことが第一。

それからさらに、先ほども申し上げましたように、やはり国会の機能の中でこういった前提計画をチェックする機能ができないだろうか。これは先生方大変お忙しい立場にありますが、申しわけないわけでありまして、やはりそういった場で御審議をいただくことがいいのではないだろうかと思ひます。

○参考人(加藤三郎君) 先生の御質問にお答えを申し上げます。

表面の利益金はそのとおりかと思ひますが、比較されました四十九年というのは、留保金はマイナスであつたかと思ひます。ただ、留保金をそれにつぎ込んで利益を出したといふことでございすし、それからもう一つは、その間、私承知してはおりますが、約二千五百億ぐらいの増資をいたしております。したがつて、利益率からいけば、もう一度御検討をいただきたいと思ひます。

審議会のあり方でございますが、私もこれはたかく申し上げることでございせん。一個人として申し上げていただければ、適正な御人事ではないかと存じます。

○委員長(柳田桃太郎君) 他に御発言がなければ、参考人の方々に對する質疑はこれにて終了いたします。

参考人の方々に、御多用中、長時間にわたる御出席をいただき、まことに貴重な御意見を拝聴

させていただきまして、ありがとうございます。委員一同を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。

午前中の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

○対馬孝且君 国会の会期末も迫っている関係もありまして、できるだけ時間を協力してもらいたいということですから、協力する意味で簡潔にやりますから、できるだけ要領簡潔を得てひとつ答弁してもらいたい、こう思います。

まず、社債の問題で、二点ちよつと質問いたしますが、電気事業審議会の「電気事業の資金問題に関する意見」によれば、五十一年度以降拡大テンポの利子としては、大体二〇%程度ということで、四十五年から五十年までの伸び率を見ますと大体一九・一%、まあ私の数字が間違いであれば別ですが、そういったようなことで、個人の金融資産の蓄積進展に伴って、利息の支払いの確実な社債が選好される割合が高まっていることは事実だと思えます。そこで相互銀行、信用金庫などを含めまして機関投資の社債選好が増加してきているわけでありまして、問題は、電力債の場合には、A格債と判断をした場合に利回りの率が八分九厘、応募者利回りが八分九厘九毛、こういう高利の利回りになっているわけです。そこで私は、問題はやはり何と云っても高利回りの電力債に殺到するという一面はあるだろうと思ふんです。これは全面的に私は言っているんじゃないんで、一面的にはそういう要素があるだろう。今後とも電力

債が順調にいくと考えることについては早計ではないか。必ずしもそういうふうにはいかないんじゃないか。

そこで、今後の日本経済の低成長という中で、この間も竹田同僚議員からございましたけれども、国債発行が大体五十年間で五兆四千億、五十年間で七兆二千七百五十億、恐らくこれからの中期財政展望によれば五兆兆円は超えるだろう、こう言っているわけなんです。したがって、そういう経済推移などから判断をいたしました場合に、大量の国債発行、一方、電力債との競合によって民間の資金需要、特に事業債の消化圧迫という傾向が出てこないか、この点についてまずどういふふうに考えているか、ちよつとお伺いしたいと思います。

○説明員(今永伸二君) お答えいたします。

御指摘のとおり、国債、電力債、いずれも今後かなり大幅な伸びを見込んでおります。いずれも個人の金融資産の中で消化されるものでございまして、全く競合がないということはないと思はます。しかしながら国債と電力債につきましましては、ただいま御指摘がございましたように、商品性かなり違いがございます。利回りの点では電力債の方が魅力がある。しかしながら、国債の方は、たとえば税制の面で別様のマル優が認められておるといったような商品性の違いがございますので、それぞれ投資家のニーズに合っていないかというふうな考えられます。したがって、今後は公社債市場のさらに一層の個人への参加のために発行者、それから証券会社、さらには政府のいたしまして関係者一同力を合わせて努力をしなければ、現在見込まれております程度の消化は順調に進むのではないかと考えられます。

なお、御指摘の電力債以外の事業債の方の消化に影響があるのではないかと御質問につきましましては、電力債の個人消化は電力債全体の中の大体六十数%、おおよそ三分の二程度が個人消化という状況です。それに比べまして、電力以外の一

般の事業債の個人消化の比率はまだ比較的低いございまして、大体三分の一程度ではないかというふうな……。電力債のように毎月毎月発行されるものでございませぬだけに、個人消化の比率を高めるといふことは、さほど容易ではないと思ふんでございまして。しかしながら、今日までのように個人の金融資産の大部分が銀行預金に向かつておる。債券に向かう分がまだきわめて小さいという状況から考えますと、まだまだ努力次第によって若干の競合はありましても、十分消化は可能ではないかというふうに考えております。

○対馬孝且君 先ほど参考人の御意見では、まあ六五%個人消化はできるだろうという加藤参考人のあれがございました。そこで私は、やっぱりできるだろうと安易に言うんだけれども、実際に先ほど言ったように、昭和五十五年度は約六十兆円となるわけですが、赤安国債の方は、そうすると、われわれに言わせると、六十兆円なんという金は見たことないんだけれども、気が遠くなるような数字なんですね。これと競合していくという場合に、どう言おうとどちらかにしわ寄せの傾向が出てくるのではないのか、非常にむずかしくなっていくんじゃないのか、そういう懸念をされているわけなんです。その点、大蔵省として具体的に示さるべき指導をいくことにどういう行政指導なのか、この点をちよつとお聞きしたい。

○説明員(今永伸二君) 御指摘のとおり、今後のきわめて膨大な国債の消化というのは、決して容易ではないというふうに考えております。

まず第一に、発行市場面における対策といたしまして、従来国債の発行条件と申しますのは、ほかの債券の発行条件に比べまして比較的低い水準に据え置かれております。国民の税金で利子を支払うという面から申しますと、金利は低いにこしたことはないと思ふ。しかしながら、やはり国民大衆の大切な金融資産の中から消化していただくということを考えますれば、今後はできるだけ市場の自主性を尊重する方向で発行条件を実勢に

近づけていくという努力を、今後とも続けなければならぬというふうに考えております。

それから第二は、流通市場対策でございます。やはり債券の個人消化がむずかしいというかなり大きな要素といたしましては、市場で自由に売買することが可能かどうかという点であろうと思ひます。この点につきましても、今後上場制度、それから店頭制度、その他流通市場全般にわたります整備を図ることによりまして国債、事業債全体の流通をさらに高めてまいりたいというふうに考えております。

○対馬孝且君 そこで、通産省にお伺いします。いま大蔵省のそういった今後の対策、措置を含めてお答えがあったんですが、電力債の償還計画が毎年厳しくなるということは、これは考えられると思ひます。特に私の資料でございますと、六十年間まで十年間では十四兆円の巨額に達する、こう大体私の資料では把握をしておるんですが、そうなりますと、社債の所有の大衆化が進行して行かざるを得ないだろうということは当然であります。これらの償還計画について、それでは通産省としてどういふふうな厳しく指導しようとしていくのか、この点のこれからの対策についてひとつ明らかにしていただきたい。

○政府委員(大永勇作君) 先生御指摘のように、六十年間まで約十四兆円を社債によって調達することになっておりますが、発行いたしましたのは約二十兆円でございます。六兆円がその償還財源に充てられますので、ネットでは十四兆円ということになっておるわけでございます。一応償還分も含んで見込んでおるわけでございます。具体的には社債の発行の問題につきましては、毎年電気事業社あるいはガス事業社が社債発行いたします際に、毎年度その必要総額について通産大臣の確認を受けるということになっておりますが、その際に十分発行額、それから償還額を含めましてチェックをいたして、償還が確実に行われるようにその段階でチェックをするということにいたしたいと存じます。

○対馬孝且君 それじゃ、大蔵省いいです。

それでは、社債の問題についてはこの程度にいたしまして、次に、直接電気料金値上げにまつ問題につきまして、これから少し内容をひとつ詰めてみたい、こう私は考えるのであります。

一つは、先ほども参考人にちよっとお聞きしましたけれども、特に北海道電力にしばって私を申し上げたいのであります。浮き彫りにして話しますが、現在八分配当ということになっていて、これはこの間、私のところに大橋さんが来まして、実は先ほど言ったように、今度社債が発行されれば、倍増になればひとつ配当は割にしていきたい、ぜひそれを復元したいんだ、こうはつきり言っているわけですよ。何言っているんだ、君、片一方で三九・一五の料金値上げをして、片一方で八分を割に復配するということになつたら、消費者、庶民がそんなことをうんと言ふかと。大体その辺が北電は感覚が狂っているんだというのを私は率直に申し上げたんですが、いや、全くその点はよくわかるんですが、いまだと、これは私に話があるんだが、私の計算でいくと、本間に電力料金を上げるを得ないというのであれば、しかも北電は三九・一五という四社のトップなんだよ。こういうトップレベルにあるとすれば、二分減配すれば約十一億浮くんですよ。一割復元を○・八で抑えると十一億消費者に対して還元することができるといふわけだ。

やっぱ私は、こういうきめ細かい配慮があつてしかるべきだと考えるんだが、この点ひとつ長官どう考えているのか。こういうことが正しいのか、正しくないのか、こういうことが必要ではないのか。これは参考人はあんなことを言っておりません。私に言わせたら、いまだに、低成長で不況の真つた中に、一割配当をしている会社が何社あるか。時間がなからさつき反論しなかつたけれども、私はデータを持っているから反論し

たいのだけれども、そういう点についてこれから査定に当たってどう考えるかということをお伺いしたい。

○政府委員(増田実君) 配当につきましては、配当を割にするとか、あるいは八分にするとか、査定で電力料金の査定を現在いたす仕組みになっておりませんが、これは先生御高承のように、事業報酬というものを算定いたしましたして、これは従来八分で行つておるわけですが、その事業報酬の中から支払い金利及び配当を支払う、こういうことになっております。

北海道電力につきましては、従来から八分、八分の配当になっておるわけですが、今後の配当がどうなるかということにつきまして、後々の配当がどうなるかという点につきまして、たゞいま申し上げましたように、事業報酬の中で、これは配当の問題につきましては、いま先生の御指摘のように対外的ないろいろな問題があります。それから会社経営としてどうするか。ことに今後増資を行うかという場合に、八分の配当であるときにはなかなか増資が困難だ。そういういろいろな問題を含めて、これは会社が決める問題でございます。そういう意味で、私どもの方はその配当について直接の査定はいたしておりません。

○対馬孝且君 そこで私はお伺いするんですけれども、いま、いみじくも電気事業で、現在の固定資産の中に占める建設の借入金の問題です。つまり科目で言うと、御存じのようにならぬ建設中の資産、核燃料、繰り延べ資産、運転資本などの事業資産分の一八分という点になっておるわけですよ、事業報酬が。そこで、これは事業の健全な発展に必要な資金を調達するための報酬として、自動的に料金と原価に織り込まれることになっておるわけですよ。これはお認めになると思ふんです。そうしますと、電力会社の事業報酬を増大させるために、発電所を初めとするこの設備の限度を超えた拡大に走つて、いま長官が言う、つまりいかなる状況においても八分は確保すると、ここで

すよ問題は、消費者はこういった値上げの犠牲にされておる。こういう事情にあるにかかわらず、いかなる場合であっても八分を確保するという点について、少なくとも今日の置かれておる値上げをするような社会的状況、こういうものにふさわしい事業報酬というものを決められておるべきではないか、こう考えるわけですよ。この点について、少なくとも事業報酬増大のために放漫な設備を先ほど言ったようにやったり、あるいは原子力を優先して国内資源の後追い政策をやるような問題について、通産省としてはどういうふうな歯どめをかけるべきか、こういう点についてどういうふうにお考えになっておるか、ひとつお聞かせ願いたいと思ふます。

○政府委員(増田実君) 事業報酬を算定いたしましたのは、これは資産、設備の計算をいたすわけでございますが、たゞいま対馬先生から御指摘のように、過大な設備を設けて、そしてそれによって八分の事業報酬というものをふくらませるといふ問題があるんじゃないかという一つの問題点の御指摘でございます。これにつきましては、電力会社が今後新設する設備計画が必要をオーバーする過大な設備投資、これはそれだけ料金の負担になりますから、そういうことであつてはならないと思ふます。そういう意味で、今後の設備計画その他につきましては、必要の伸びに合つておるかどうかが、これは私どもの方も十分それを見て各社の設備計画というものをチェックするわけでございます。

それからもう一つ、設備がふえれば、それによつて事業報酬八分の土台になりますベースが広がるという点で、そういう設備を意識的にふやしてその八分事業報酬をかき出すということがあるかどうかという点につきまして、現在の設備を建設いたしますための資金コストと申しますか、社債とか借入金その他であります、これはいろいろな計算がございますが、やはり八分を超えざる実質負担になるわけですよ。そういう意味からいいますと、設備をむちやに仮にふやして、そして

それで八分の事業報酬をかき出すということは、むしろコストとしてかかります。利子負担の方が大きいということからいまして、電力会社が事業報酬をかき出すために過大な設備投資をするということは起り得ない、私はこういうふうな思つておるます。

○対馬孝且君 それじゃ、厳正にそういう点はひとつ査定をするということでもいいですね。

○政府委員(増田実君) 個々に将来の設備計画につきまして必要と合つていく方針でございます。

○対馬孝且君 それでは次に、そこで私は全くこれは不可思議だと思ふのは、昭和五十年上期決算表によりまして、北海道の北電の場合は十六億五千二百九十九万九千円という核燃料費がこの決算の中に出てきておるんです。東北なんかは福島原子力発電所がありますからわかるんですが、北海道電力に何で十六億の決算が核燃料費として出てくるのかということがわからないんです。それで、今回の申請が出されている中ではこれが出てこないんだ。現実には、ないでしよう、北海道に原子力発電を運転してないでしよう。それがこの五十年上期決算に十六億五千二百九十九万九千円出ているんですが、私に言わせれば、でたらめな国民感情を逆なでするようなことじゃないか。国民の考え方というものは全くわからないんです。国民はなおわからないです。これは盲点なんです、私に言わせれば、この点通産省としてどう考えますか。

○政府委員(大永勇作君) 現在手元に北海道電力の資産書類は持つてまいっておりませんが、いま先生御指摘の十六億と申しますのは、北海道電力が将来の原子力発電に備えまして購入いたしました、イエローキーの代金を資産として計上しているものというふうなことをお聞きしております。

○対馬孝且君 その準備のために考えておるんだったら、それじゃ、申請額の中にどこに出てるんですか、核燃料費というものは、どこの項目に入らんですか、総原価の中で。

○政府委員(大永勇作君) 申請額につきましては、事業報酬のもとになり、八%掛けるものになり、すまいわゆるレートベースというのがありますが、その中に核燃料費が入って申請をされております。

○対馬孝且君 そこにごまかしがあるんです。決算ではこういう決算をしておいて、庶民には一だから、私はこの前もちょっと触れたけれども、総原価では庶民が、国民がわからないというのと、個別原価を公開すべきなんです、国民に対して。個別原価ですればそういうものはあらわしてくるけれども、総原価の中ではこんなもの国民はわかりませんよ、核燃料がどこに入っているか。北海道に原子力発電も動いてないのに十六億もの金が盛り込まれて決算している、こんなばかげた、これは東北電力も同じだという話だけれども、私は北海道だから率直に申し上げるんだけれども、こういう問題に關連しまして、次のことを私は率直に申し上げたいのです。

この間、時間がなかつたので詰めがでなかつたから、きょうはこれ詰めますけれども、岩内の五十三年三月着工予定の原子力発電の建設費が一十億。工事費の急増の裏には、原子力発電所の建設に伴って膨大な出費が経営を圧迫しているのではないかと住民の声があります。これも新聞に出ています。この岩内原発とともに伊達火力は余りにも巨額の金がばらまかれていたということですよ、北電の場合は。

そこで、私は具体的に申し上げたいんだけれども、地域住民に立地の際にどれだけの金がばらまかれたかということ、はつきり国民は知らなければならぬんです。この前、北海道電力会社はロッキード工作資金を使っていると私が言ったのは単なる言葉じゃないんだ。ロッキード的と表現しますけれども、率直に申し上げなければならぬことはどういふことかといったら、伊達市の周辺に、北電の寄付金というのがある、この前も言ったように、四十九年度、五十年年度もって、伊達市、豊浦町、虻田町、壮瞥町、洞爺村、大滝村を含めて

十億円です。これははつきり申し上げます。数字は北電の数字だからこれはもう……。

次は、このほかに漁業補償金が伊達漁協が四億七千万、有珠漁協が四億五千万、豊浦、虻田、室蘭を含めまして二億一千万の金が出ています。現実には虻田の町長は、こういう金はもう理由がないと言っているんだよ。理由のない金を何でもらうんだというところでこれは町議会で問題になったんだ。はつきり申し上げます。これは明らかに伊達火力が頭をなでるための工作資金なんだ。やっていくことはコーチャンと大して変わらないんだ、はつきり言えよ。どうですか。

それよりもっと問題なことはこんなんだ。岩内住民が、いまなおかつ、漁民も農民も反対しているにかかわらず——これは大事な点だから申し上げますよ。地元の住民を視察費用として延べ二十三十人連れていくというんだよ。五十年七月末現在で視察要員として延べ二十三十人ついている。その費用が何ぼかという、一億一千八百万円かかってるんです。どういふふうにするかといったら、福島県を見たらなんとか連れてきて、ここを視察して、次は東京へ来て、夜はどんちゃん騒ぎだ。観光バスに乗せて、観光までちゃんと見せて、それで帰すわけだ。帰ってきた人間は、これはありがたいやありがたやというところで、東京見物してきたというところで、大変北電というところはいいところだ、原子力は、そんなものはわからないけれども、何でも賛成してあげればいべえというふうなことでこれはなっているわけですよ。

私に言わせれば、こういう地域独占的な、ずさんな、放漫なやり方に対して——まだあります。留萌火力発電に対しては千二百六十五万、まだ名も出されてないけれども、金を使っている。公開の資料ですから、これを見てほしいですよ。これ、後でやります。こういう問題について、やっぱり水増しした今回の申請額、あるいは好ましくない、言うなれば誇大な電気料金値上げを目的としたための申請の内容になっているので

はないか、なっていると私は思う。住民の素朴な声だから、うそ言っているんじゃないから。この点についてやっぱりそういう事実を認めるかどうかということ、はつきりしてもらいたいです。

○政府委員(増田実君) 電力料金の査定につきましては、これは基本方針といたしましては適正な原価というものを厳しく査定するというところで、現在作業中でございます。

ただいま先生からいろいろの事実について御指摘がございました。これらにつきまして、私どももその費用の支出その他につきまして、不適正なものの中に組込まれているというものであつてはならないと思ひますので、各種の費用につきましては厳正な立場で査定していきたいと思ひます。

○対馬孝且君 そこで、大臣にちょっとお伺いします。いま、私が具体的な事例をオーバーでも何でも、数字をもって示しているわけですから、北電会社が出した事実資料を私、確認して出しているわけですから、電力会社が申請をする場合に、こういうたずさんな、あるいは水増し的な、誇大な、住民に誤解を招くような値上げ申請の出し方については、担当大臣としてやっぱり好ましくない、あるいは誇大な、こういうお考えをお持ちませぬか。この点、ちょっとお伺いします。

○国務大臣(河本敏夫君) 電力料金を査定いたします場合には、その電力会社がまず能率的な経営をしておるかどうかがということに対して厳しく査定をいたします。その前提条件に基づきまして妥当なコスト、妥当な利益、こういうことを条件にいたしました査定をするわけでございますが、いざいざにいたしても、法の精神に基づきまして厳正な査定をするというのが基本方針でございますので、申請をそのまま認める考え方はございません。

今回、五十一年四月の申請に対してその他諸経費というのには九二・二%計上になっていて、四十九年度に比較しまして。これは何かといますと、非常にいま九二・二%のその他諸経費というのが盲点なんです。まゆつばなんです。これがいろいろなPR費その他工作資金に使われているのです、この内容を調べてみると、ところが、その他諸経費で違つていたから、私、先ほど言ったでしょう、総括原価ということには住民にわからない、個別原価で国民に公開すべきである。この点を含めて、今後の査定に当たってはやはり国民に個別原価を公開するということを通産省は行政指導をすべきじゃないかと、特別その他諸経費の九二・二%というのは、こういう出し方というのが、はつきり申し上げますけれども、国民にはわからないのです。こういう出し方があるのかどうかという問題をあわせてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(増田実君) その他諸経費の項目で、四十九年の料金値上げを申請してござりました金額と、今回の申請の金額が九二%増しになっている。というのは先生の御指摘のとおりでございます。会社側の説明では、この間における諸物価の高騰とか、あるいは事業規模の拡大に伴う諸経費の増加ということでありまして、私もはその内容について十分調査し、先ほど申し上げましたように、厳正な査定をするということをやつていきたいと思ひます。

○対馬孝且君 それでは、いま私が申しましたように、その他諸経費は九二・二%になっているということはお認めになりますか。

○政府委員(増田実君) 申請はそういう数字になっております。

○対馬孝且君 それでは、次の問題にひとつ入りたいんですが、先ほどちょっと参考人に私は質問を申し上げましたが、つまり家庭電力と産業用の電力の関係、これは先ほど申しましたように、実際、消費者の電力というのは総体の示す割合からいきますと二・三%しか消費されていない

です。逆に電力料金は三一・七%払わねばならぬ。こういう矛盾は何かといいますが、やっぱり固定費配分の問題である、こう私は申し上げました。参考人もそういうことについてはやっぱり直すべきであるというので、先ほど申しました割合の比率が出てまいりましたが、この固定費配分の考え方について通産省の考え方をひとつこの機会に……。むしろ家庭直撃型の値上げになっている、これはやはり是正していくべきじゃないか、こう私は考えるわけです。ただ、是正をするという方向で検討するかどうかが、検討してもらいたい、こう考えますが、この点についてどうですか。

○政府委員(増田実君) 電灯とか電力の格差につきましましては、これはかつて北海道電力も電灯が電力料金の三倍ぐらいであったわけですが、前回、四十九年の改定によりまして大体一・五倍ということに相当その差が縮まっておるわけでございます。電灯と電力につきましては、これはまあ先生お詳しいわけでございますが、電力に比べて電灯の方が約五割単価が高くなっておるわけでございますが、電力の方は相当な高圧電力を直接工場に提供する、片方の方は送電線、それから変電を経まして各家庭に配給するというので、これは当然要します費用が違つておるわけでございます。

それから、もう一つ御指摘のありました固定費の配分の問題でございますが、これは現在、電力と、それから最大電力と、それから尖頭責任の数字と、これを三つ組み合わせておるわけです。それで最大電力を二にしまして、あとを一にしておるわけです。この配分の仕方につきましては、これは前回四十九年にこういう制度をとったわけですが、この二、一、一法は尖頭責任制を入れましたことによつて若干電灯が安くなったという内容になっておるわけです。

もっとその最大電力を入れます比率を減らすべきだという御議論、それから、けさ参考人の方から一部そういう御議論がございましたが、現在の電力の設備というものを増加いたしますのは、最

大電力というものに合わせて、その最大電力が出ましたときに安定供給ができるように設備を設けるといふことからいいますと、やはりその最大電力というものが出ました原因部門というものが固定費の配分を相当受けるという現在の考え方、これはいろいろの考え方がございますが、この関係の専門の方々の他の意見、その他を十分取り入れてまいりまして、こういふ制度になっておるわけでございます。諸外国に比べても日本の制度が特に電灯に不利になっておるといふふうに思っております。現在のとこでは、私どもは思っておりますが、検査すべき問題だと私も思っております。

○対馬孝且君 今後ひとつ検討するということはいいいですね。固定費の配分については検討を進めよう、それは産業用電力と家庭用電力のある面ではやっぱり差を縮めていく、こういう方向での検討ということはどうですか。

○政府委員(増田実君) 先ほど対馬先生にお答え申し上げましたように、二、一、一法は相当な検討の結果やっておりますわけですが、しかし、それをそのままいつまでも置くというのが正しいかどうか、やはり将来の課題として私どもも検討を続けていきたい、こういう考えでございます。

○対馬孝且君 それじゃ検討するということですから……。そこで私は、次の問題として炭価の問題にちよつと触れたいのですが、これは現在炭価アップが出てきておるのは千五百円、千五百円、三千円になっておるのでしょうか、申請が。ところが去年のこれは長官も御存じだと思つておられるけれども、私の調べによると、四千五百カロリ以下は四月から六月までは百円、七月から三月までは二百円、合してこれ、百七十五円ですよ、率直に申し上げて、北電が四千四百カロリは百円、百円とこうなつておるんですよ。ところが五千カロリの標準単価は何ぼかといいますが、七千円で去年出

しているわけですね。ところが実際はこれはもう私はいま北海道から全部、露頭採掘やつている企業全部呼んだんだから、呼んで私は数字を押えただけけれども、率直に言つて去年は五千八百円です。しかも五千カロリ以下を割つている石炭を北海道電力は三八%使つておるんです。いまなお現在百三十万トン貯炭があるわけだ。こうなる、今回修正されたこれをけしからぬと私は言つてるんじゃないかと、そういう数字については、水増しをして申請されているという実態を知つてもいいじゃないですか、そういう事実について、全体の総枠の五千カロリの中に四千四百、四千六百という石炭が三八%混炭をして使われている、だから、七千三百五十円という単価そのものは結果的に七千円を割つてダウンしているということですね。こういう事実について認めないから、認めないと言つたつて、私、数字持っているんだから、これは露頭業者が全部集まつた数字ですから、この点で事実をひとつ確認してもらいたいんです。

○政府委員(増田実君) 石炭の価格につきまして、これは私も石炭部の方の石炭部がございまして、また先生も石炭部専門でいらつしやいますから、実態に合わせた査定をいたします。今回の申請につきましまして、これが実態に合つておるかどうかが、十分調べます。ことにカロリーの差による単価の違いというのは、私も十分知つておりますから、それにつきましまして、実態に合わせた厳正なる査定をして単価をはじく、こういうことでやつていきたいと思つておるんです。

○対馬孝且君 去年の実績は認めますね、私がいま申し上げた実態は、事実であるということにつきては、間違ひありませんね。ちよつとそれ、はつきりしていただきたい。これが問題なんだ、これが基礎になるんだ。

○政府委員(増田実君) 昨年の値上げにつきましましては、これは標準カロリで値上げ計算をしておりました、それ以下のカロリーの分については値上げ率はそれより低いというの、対馬先生の御

指摘のとおりでございます。○対馬孝且君 わかりました。そうすると、いまこういう実態があるということ踏まえて、これからの標準石炭価格の問題、燃料費の問題、申請額は二四・三%になっておりますけれども、私の計算でいきますと一八%です、率直に申し上げます。そういう水増しをして申請しているという実態を算出していきますと、一八・二%です。こういう実態があるということをおきたいと思つておるんです。

次の問題は、電気税の問題についてちよつと触れたいんですが、前回の値上げでは、百二十キロワットまでナショナルミナムという家庭電気の考え方で二千円とまり、こういうことになっておるわけ、電気税——五十年の一月以降、五%の免税点二千円に改正——を支払うという必要はなかったわけですが、今回の値上げでは、ナショナルミナムのレベルが上がつてきておるわけですね、使用量というのは御存じのとおり、ルームクーラーであるとか、テレビだとかというふうなことでずうと上がつてきておるんですよ。したがつて、この免税点を百八十円超えて電気税がかかるということになれば、鉄鋼、石油化学の大部分、アルミ産業などの電力多消費産業はほとんど非課税となつておるわけですね。そうすると、電力だけが国民に負担がかかってくる、税金がかけておられるという点について、通産省はやっぱり検討する必要があるんじゃないか。もつと申すと、大企業に奉仕をして、庶民には電気税がやっぱりかかってくる、これはひとつ再検討してもらいたい、こう思うんですが、いかがなものですか。

○政府委員(増田実君) 電気税の問題につきましては、私もいろいろの意見がございまして、これにつきましましては自治省の担当でございますので、現在もいろいろの意味で電気税の問題について申し入れをしております。ただ、所管が私の方でございますので、これについてここでこういうふうにするとかいうことは申し上げませんが、ただ

いま先生の御意見その他も踏まえまして折衝を続けていきたい、こういうふうに思っております。
○対馬孝且君 それじゃ、善処するということが、電気税については、その点は私も理解をしてお待ちをいたしております。

そこで、時間もありませんので、ひとつつきよりの朝日新聞に、山場を迎えました電気料金というように標題で実を出しております。そこで、この前も福田副総理にもお伺いをしておりますけれども、これ、ここでも出てますが、大体三〇%以下が好ましい、こう言っているわけですね、福田副総理は。したがって、通産大臣も、できるだけ厳正に低く抑えていきたいという所信は、方針は変わりないんですが、この三〇%以下が好ましいという考え方に對して、ひとつ通産当局としてはその福田副総理の言う三〇%以下に——いま査定中だからそれは答えを直ちに求めようとは思いませんが、アウトラインとしては三〇%という線引きを副総理は引いているということなんです。この点について通産省としてどうこれをお考えになつて、どういう考え方を持っておるか、これをひとつお伺いしたいということが一つ。

それから、二段階論議に對して、この間も同僚の森下委員等からもありましたように、二段階論議の場合がある、こう言っているわけですが、もし三〇%以上であった場合に、これは大永公益事業部長もこの間公聴会に行つて北海道で記者会見をして、二段階論議もあり得るといふ記者会見をしているわけですが、この点について、三〇%ラインであれば二段階論議ということはお考えられるかどうか、こういう問題はあるいは考えられないのか、そういう問題についてひとつお伺いをしたいと思います。

○政府委員(増田実君) 四社から申請を受けております電気料金につきましては、現在査定中でございます。そういう意味で、私どもの方は先ほど先生に申し上げましたように、厳正な査定を行つております。ですから、何%を目標にするとかその他ということをお頭に置きながら査定するという

ことにならず、やはり正しい料金の査定をする、それによつて片方では安定供給というものを確保するし、また、電気料金が上がることは国民生活あるいは需要産業にとつて非常に影響を与えますから、そういうことでやっております。三〇%以下が望ましいという御発言がいろいろあることは聞いておりますけれども、料金査定をする立場としては、正しいコストというものを見出すという立場でやつていきたいと思つております。

それから、もう一つ御質問ございました二段階の問題につきまして、これは査定が終つて、一応の案というものが出た段階で考えていきたいと思つております。そういう意味で、二段階でやるか、あるいは一段階でなきやいかぬとかということとなく、やはりそういう査定作業が終つてしまつたところで考えていきたい、こういうふうに考へております。

○対馬孝且君 そこで、そこまではこれはわかるんだ。それは私は何も質問するつもりはないんだ。けれども、三〇%以下が好ましいと物価担当長官が言つておられるわけですから、通産省として三〇%以下が好ましい、望ましいという、その考え方に對して是非とするのか非とするのかということをお聞かしてはいるんである、一般論を聞いてはいるんじゃないんです。それは、その辺に落ちつくことが国民的にも望ましいという考え方をもちながら、どうかということが一つ、最後ですから、時間がかかるといふから、値上げの時期が新聞では六月上旬と言つておられるわけですが、上旬といたつてはいつまでか、それまでやっぱり消費者の運動がかなり高まつてきておられるので……なぜこういうことを言うかといつたら、これはもうすでに北海道では、値が上がつた分だけお払い運動が起きておられるんです、これははっきり申し上げて、そういう点ではこれはお尋ねしているんです。だから、具体的には大体いつごろをめどにこの答えを出されるのか。
それから、もう一つ確認するけれども、三〇%

ということを固執する意味じゃないんだけれども、三〇%以下が好ましいという物価担当大臣の意見があるとなれば、その方向に近づけるというか、そういうものについて通産当局としては努力をされるという考え方にはどうなのか。

○國務大臣(河本敏夫君) 電力料金を査定いたしました場合には、電気事業法に基づきましてその査定のやり方等が決定しておるわけでございます。したがつて、いま事務局で査定をいたしております内容は、いろいろな意見があるわけですが、電力会社から高くやつてくれというお話がおりますし、あるいは管内からもいろいろな意見が出ております。特に大口の電力を消費する産業界からいろいろな意見が出ておるわけです。しかし、そういう意見は意見といたしまして、厳正に電気事業法の精神に基づきまして査定をしておる、これがたゞいまの現状でございます。

二段階料金というのは、あらかじめ高い査定が出るのではないかと、これを想定をした上の議論ではないかと思つて、通産省といたしましては、あらかじめ高い結果が出るということをお頭に描いて、結果を一応頭に描いて査定をいたしますと、これは正しい査定ができませんので、一切そういうことは考えないで、とにかく厳正に、シビアに査定をする。その結果が出ました上で企画庁とも相談をしますし、それから物価安定対策会にもかけまして関係方面の意見もよく聞いて、そして最終的に決定をする、こういうスケジュールでございます。

○対馬孝且君 大臣、そこで最後ですから、ひとつ厳正に査定するのはいいんだけれども、極力庶民としては抑えてもらいたいという素朴な願いも出ておられるわけですから、先ほど言つたように、幾つかの私は具体的な事例挙げましたけれども、かなり水増し的なあるいは放漫的な申請になつておるわけですが、これは厳正かつ厳しくいくという大臣のお答えは率直でいいですが、極力庶民としては下げてもらいたい、こういう熱望にやっぱり

こたえていただくということについて、どうですか。
○國務大臣(河本敏夫君) 電気料金は産業全般に非常に大きな影響がありますし、また、国民生活にも非常に大きな影響のある問題でございますから、その点は先ほど申し上げましたように、あくまで電気事業法の精神にのっとりまして厳正に査定をしていく、こういう態度を貫きたいと思つております。

○桑名善治君 社債発行の問題はまず後にしまして、最初に、電気料金の値上げの問題がいままだでは大変な関心事の一つになつておるんです、この点について最初にちよつとお尋ねをしておきたいと思つております。
それぞれ四社からは電気料金の値上げ申請が出て、いま査定中であるということでございますが、実際はその理由として、大きく分けるとどういふことが理由になつておるのか、それをまずお聞きしておきたいと思つております。

○政府委員(増田実君) 四月の初めに四社の電力料金の改定申請が出ておりますが、これにつきまして、今回の料金改定の理由といたしましては、一つには燃料費の上昇というものが、それから第二番目には、いわゆる設備関係費の上昇というものが入つておられます。それからそれ以外に、いわゆる人件費とかその他の経費の増大ということもございまして、これは先般の四十九年にやりましたときには、石油の値上げが非常に大幅だということ、ほとんど燃料費というものが申請の理由の大部分であつたわけですが、今回はいま申し上げたように三つの点に分けてそれぞれ値上りを説明し、改定したい、こういう申請になつております。
○桑名善治君 そこで、一般国民の素朴な疑問の一つといたしまして、電力会社の経営実態が大体どういふふうになつておるかということが一番関心事になつておるわけですが、五十年の九月の決算実績というものが有価証券報告書の中でも明らかにしておられますように、いわゆる関西電力が一

一・二%、九電が九・九%というように、対前期比から見ますと売上高も非常に伸びております。それと同時に、対前期比の利益率を見ましても、たとえば中部電力あたりは七七・四%、こういうふうに大幅に増益が報告をされておられるわけですが、電気会社はこんなにもうかっておりながら、なぜ電気料金の値上げをしなければならぬかというところは、これはもう国民全般の素朴な疑問だろうと思っておりますが、この点はどういふふうに考えられておりますか。

○政府委員(増田実君) 五十一年の上期の決算につきまして、その前期の決算あるいは前年同期に比較いたしました増収、増益になっておられるのは、先生御指摘のとおりでございますが、その内容につきましては、この利益率はそれほど高くなっておられるわけございません。ただ絶対量が相当上がっているという点が、つまり電力の販売数量、販売金額というものが上がっていることにより増収にもなっておりますし、また増益にもなっております。

今回の電力料金の申請につきまして、いま先生のおっしゃられましたように、五十一年の上期の決算を見ると、ことにほかの産業界と比べても電気がいいんじゃないか、それにもかかわらずこういう大幅な申請をするのはおかしいではないかという意見は、私どもいろいろ聞いております。今回の申請のありましたのはつまり五十一年度、五十二年におきます今後要します費用、これを総括原価ということになります、その費用とそれから現行料金、これは四十九年の六月から実施しております料金、この収入と比較いたしますとそこに赤字が出る、その不足を埋めてもらいたい、こういうことでございます。そういう意味で、五十年におきます決算とは別に今後の必要な総括原価、それから収入予定というものの比較で料金の改定申請が出ておられるわけでございますから、これが正しいかどうか、これを私どもが査定をいたしているわけでございます。

ているとかその他が有りますれば、それをどれくらい吐き出すかと、そういうことは当然五十二年度、五十二年の料金査定の中に計算するわけですが、五十年の下期の決算、近く発表になります、これが五十年の上期に比べては相当悪くなっているというところで、いま言いましたように、吐き出すようなものはもうほとんどないというふうに会社の方は説明をしておられるわけですが、これも真実に合うかどうか、これは私どもの方は査定する立場ですから、それらも十分調べまして、そして結論を出していきたい、こういうふうに思っております。

○桑名義治君 そういふふうに電力会社はおっしゃっているかもしれませんが、よく考えてみますと、五十二年の三月決算の内容はまだ公表されておられませんからわかりません。しかし景気の回復、それから生産の拡大、電力需要の回復、こういう問題をかみ合わせてみますと、悪くなっているという言葉はいまの段階ではだれもやっぱり信用できない、これが常識的な考え方ではないかと思ふ。それと同時に、前期の場合は五十一年の九月、内部留保額が総額で八千五百億円になってい。前回の値上げ前の三月決算期に比べると千億円以上も積み増し、こういうふうになるわけでございます。そうなってくる、そうやって論議もなかなか信用できないということになるわけでございます。

さらに、この内部留保額の中で申請四社の退職給付引当金を調べてみますと、これも有価証券報告書の中身からいろいろ調べてみますと、いわゆる実際に使用される額に比べて北電が一・五・八%、それから北陸が二・四、九電が二・〇、こういうふうな設備投資の方に流用をされたかと考えられる内容がずいぶんあるわけでございます。こういう意味から申し上げると、内部留保のあり方というものをもう一遍再検討する必要があるんじゃないかというふうにわれわれは考えるわけでございます。その点はどうですか。

ての内部留保額が相当多額になっている、ただいま先生から約八千億以上だということでございます。これにつきまして、まあどれとどれの項目を内部留保で計算するかという問題が有ります、普通に行われておられますように法定準備金を、それから電力会社に特有な過水準備引当金、それからただいま問題の御指摘ありました退職給付引当金、これの合計、それに貸し倒れ引当金、あるいは公害防止準備引当金、海外投資損失準備引当金等を合計いたしますと八千億を超えるわけでございます。ただこの中で、たとえば法定準備金及び資本準備金を積まなければならぬわけでございますから、これがけさほどの参考人の御意見で、留保金で隠してあるというお話がありました、これは法律で定まっております積む金額でございます。また、過水準備引当金もこれは電気事業法に基づいて、過水があった場合に取崩せないという制限が付されておりました。

そこで問題になりますのは、退職給付引当金であります。しかも最近の何期かの積み増しは、大體退職給付引当金が積み増しされておられるわけでございますが、この金額につきましては一応税法で認められている限度のところまで積んでおる。あの積み増しが行われておられるのは、人件費の増加に伴って積み立てを増加しておる、こういうことでございます。そうなりますと、今後崩せる留保金といふものは、いわゆる貸し倒れ引当金とかあるいは公害防止準備引当金というふうな諸項目ですが、これらにつきましては非常にわずかしが積んでない。それらで、恐らく五十年の下期、つまり五十二年三月期決算では、これらのほとんどどきりぎりのところまでの取り崩しというものが行われるのではないかと思っております。ただ、これも実際の数字を見ますと、私どもの方にはつきりしたことを申し上げられません。この留保金につきましては、その内容がどうなっております、また、積み方がどうかということにつきましては、私どもは私どもの方の立場で厳正に見ま

て、取り崩せるものがあるかどうか、また、積み方が多過ぎるのかどうか、これらについては査定のときに十分審査をするということをやりたいと思ひます。

○桑名義治君 今回の値上げの一つの原因として、燃料費という説明がございました。燃料費としては石炭、C重油、ナフサ、それからLNG、こういうものが値上げになると思ふんですが、こういった値上げに対して電力会社がどういふままで対処してきたか。この点を、ただこういう燃料が上がったから、上がるからということで、もう即座にそういうふうに料金にはね返すということでは、これは完全な社内努力というものは考えられないわけですから、どういふふうに努力をしたけれども、やむを得ない、こういうところは、どういふふうに説明されておられますか。

○政府委員(増田実君) 燃料費といつしましては、一番大きいのが重油、それから生だき用原油、それからいま御指摘のありました石炭ということでございますが、これはそれぞれの品目、私の方の資源エネルギー庁所管になっておりますが、電力会社がたとえば石油業界の値上げに対して、あるいは石炭業界の値上げに対して、どういふ料金をなるといふことで、安易な態度でこれをやっているというふうには私どもも思っておりません。むしろ、石炭価格の引き上げにつきましても、非常にきつい態度でこれに對して切つてきておるといふのが現状でございます。そういう意味で、電力会社が燃料費の購入についてきわめて安易に値上げを受けて、そしてそれを料金にかぶせているというところは、私の見た限りではないと思ひます。

むしろやはり、石油危機以後燃料費、石油の大幅な値上がり、しかも、一時石油業者が逆さやになつておつたわけですが、これが暫時訂正されていくというところで、依然として値上りが続いたというところの影響というものが、電力の原料費にしろ寄せておられると思つております。ただ、現在申請をされておられる値上げ率がいかに

か、これは先ほど対馬先生にも申し上げましたが、十分内容を審査いたしましたして査定していきたい、こういうふうな思っております。

○桑名義治君 その企業努力というものがどういうふうな燃料費に対して行われたかということについての説明は、どうもいまの説明の中では余り明らかなではないわけでございます。こうやうな問題もやはり国民の前に明らかにして、そして、こうういうふうな電力の値上げについては許可してもらいたい、こういうふうな一切の問題を明らかにする必要がある、私は、そこら辺の努力が非常に足りないのではないかと、こうういうふうな考えるわけです。

それと燃料の問題については、いま原子力発電の燃料というものは、これは午前中の公聴会の際にも公述人の中の発言にもございましたし、私もこの問題をちよと取り上げてみたわけでございますが、濃縮ウランの契約が六千万キロワット、一九八五年原産規模の四千九百万キロワットを超えている。この八年間分を前もって契約をしていくわけですが、この長期確定方式、これはアメリカとの契約の内容でございますけれども、この八年間の契約を見ると、先ほどもちよと申し上げましたように、百万キロワット当たり三百三十万ドル、約九・九億円の前渡金を支払っている。こうういうふうなお金がかかるといふこと、これは非常に考えますと、いわゆる利用者は前もって料金を払わされたことになるわけでございますけれども、この点については、今回の電灯料金の値上げの問題については非常に不当じゃないかというふうな考えられるわけですが、その点はどうですか。

○政府委員(大永勇作君) この燃料、濃縮ウラン契約その他によります核燃料の確保の問題でございますが、これは先生御指摘のように、核燃料代につきましましては、固定資産と大體同様な扱いをいたしまして、いわゆるレイトベースに入れていただくわけですが、これにつきましては、将来の安定供給の確保というのを考えますと、核燃料

料についてはやはり相当事前に手当てをしておかないと、たとえ濃縮にいたしても、濃縮能力の問題がございまして、限界に達しておるといふうなことから、相当長期かつ事前に手当てをしておきませんと、将来の供給不安が出てくること、一種の備蓄としての性格を持つておきませんと、そういうふうにも思われるわけでございます。そういうことからは、金利分を経費として見ておるといふのが実態でございます、事情からいたしますと、やむを得ないのじゃないかというふうな考へておるわけでございます。

○桑名義治君 しかし、国民としましてはこういつた実態が明らかになると、一方的片務契約で前渡金の分まで消費者が払わなければならぬのか、こういう素朴な疑問というものは当然出てくるのであります。そういうところに対するやっばり説明なりあるいは国民の了解なりをする必要がある、こうういふふうに思われるわけですが、それと同時に、午前中に参考人の方にも申し上げたわけですが、こういつたいいわゆる片務契約、これを、いわゆる原子力協定のあり方というものを今後考え直していく必要があるのじゃないかというふうな考えられるわけですが、その点ではどうういうふうにお考えですか。

○政府委員(増田実君) 原子力につきましましては、ウラン鉱石の確保、それから濃縮の確保という点で原料が確保されるわけでございますが、これにつきましては相当前広に契約をいたしませんと、実際の入手が非常に困難なという点がございまして、そういう意味で、現在天然ウランの契約につきましましては、昭和六十年度を超えまして分までの契約ができておるわけでございます。四千九百万キロワットの六十年度の稼働に必要な天然ウランをさらに上回った契約が現在すでに行われていま

ただ、この契約につきましましては、やはりこれを確保するために相当前払い金で押えておくというのがございまして、それから先生から御指摘になり

ましたのは、これも十年先のを押えても、やはり値上げその他の要求を受けて、必ずしも日本が押えていける実態に合わない不利な点があるんじゃないかと思つておられる点だと思つておられますが、これはそういう実態はございまして、ございまして、これにつきましましては、世界各国の契約がそういう形になっておきまして、まあ自国の中でウラン鉱石を産出するところは別といたしまして、やはり外国から購入するウラン鉱石の購入契約というものが、契約改定というもので後から値上げの要求を受けるというものは、これは事実でございます。そういう点の不利の御指摘だと思つておられます。

ただ、これにつきましても現在日本が確保し、早目に契約いたしておりますウラン鉱石の改定要求、値上げは、いわゆるスポットで買っておりますものに比べましては非常に安いわけですが、そういう意味で、日本が相当ほかの国よりは早くこういうものを押さえたということでは、私はそれなりに効果があり、また、電気料金に対しても引き上げにならない効果というものを生んでおる、こうういふふうに思つておられます。

○桑名義治君 この濃縮ウランの問題につきましましては、これまた今後とも検討する余地が十二分にありと思つておられますので、極力検討をしていただきたいと思つておられます。

時間の関係もありますので、きょう参議院の方からも不信を招くおそれがあるというふうなお話があったわけですが、その一覽表を見ましますら、確かにそれぞれの電力会社の主な株主は、いわゆる一位から十位までは生保かあるいは銀行という構成になっておるわけでございます。銀行そのものが株主兼債務者であるというふうな実態があるわけですが、それから、金融会社別のいわゆる機関の保有率からいいますと、北海道電力あたりは六〇・七九%ということ、一番低いところを見てみれば三・八・六七%と、こういうふうな実態にあるわけですが、

まいりますと、国民の素朴な考え方は、いわゆる電力会社というものは金融機関の完全な支配下にあるのじゃないか、したがって、一切のこうやうな値上げの問題が配当やいろいろな問題で全部流れてしまふ、何のために値上げをするんだといううな疑問がわくと思つておられます。こうやうな実態に対してどのようにお考えになつておられますか。

○政府委員(増田実君) けさほど参考人の御意見で、たしか工藤さんからお話がございまして、電力会社の実態は、その大株主は金融機関あるいは生命保険、そういう会社が株を持って配当を受ける、それからまた金も融資をして、そしてその利子を受けておるといふことで、電力会社も金融支配を受けておると申しますか、そういう点の御指摘がございました。この点につきましましては、数字はいま先生のお挙げになりましたとおりで、大株主は金融機関あるいは生保、まあ一部のところは、地方自治体が相当大株主になっておる電力会社もございまして、主力は、いまのような金融機関あるいは生命保険会社ということになっておる。ただこれにつきましましては、これは電力会社のみならず、ほかの企業もやはり大株主というものは、そういう構成に非常になっておるといふことは、特に電力会社だけがそういう点が非常に際立っているという点では私はないと思つておられます。

それからまた、金融機関が電力会社に融資をすることによつて非常に高い利子を取つておるとか、あるいは電力企業に対して、株主であることによつて非常に利益を得ているかということからいいますと、これも加藤参考人からいふほど御説明ありましたが、株価は非常に低いわけですが、それから配当もなかなか一割配当にはならないで、常に八分とか六分に減配し、また一割に復活するということからいいますと、その電力会社の投資については妙味のある投資であると思つておられます。むしろやはりこういう公益事業、エネルギーの安定供給に尽くしている事業に対して、一つの安定株主の役を果たしている、こ

ういふふうに思っておりますが、これらの点につきましても、電力会社の株がその地方の住民の手にもっと移るべきだという御意見につきまして、私はそういう考え方というものに個人としては賛成でございます。そういうことで、今後この株主構成その他につきまして改められるような時期がありましたら、できるだけそういう方向に向かわせるように話をしてみたい、こういうふうに思っております。

○桑名義治君　そこで、先ほどからいろいろと指摘をされてるわけですが、そうやって指摘の中で、いよいよ値上げの問題については現在査定中である、いわゆる適正の原価、適正な利潤というところでいま検討中であるというわけですが、通産省としてはこの問題に対して供給規程料金算定要領というものがあつたらしくございませうけれども、これは大体どこでつくられたものなんでしょうか。

○政府委員(大永勇作君)　これは資源エネルギー庁の内規としてつくつてゐるものでございます。

○桑名義治君　これは産業構造審議会などの意見を一つの基礎にしてあります。

○政府委員(増田実君)　電気事業審議会の各種の意見を取り入れて、それで電力料金を査定いたしますときの担当者の手引きと申しますが、一応内部基準というところでつくつておるのがいま御指摘の電気料金算定要領でございます。

○桑名義治君　そこで、通産省のいわゆる供給規程料金算定要領がどういふ内容を持つておるかということも、これはある程度明らかにする必要があるんじゃないかと、いふふうに考えられるわけですが、これ、どうですか、いまままで公表しておりますか。

○政府委員(増田実君)　これは、先ほど申し上げましたように査定いたしますときの内部規定のために、これを新聞発表するとかその他はいたしておりませんが、消費者の方々とかその他、電気料金に非常に関心があり、また勉強したいという方々には、私どもはお渡ししております。

○桑名義治君　いや、私がいまままで聞いた範囲内では、この要領はなかなか出さない、ほとんどこれは秘密なんだというふうなお話がございます。まあそこにも一つの大きな疑問点があるわけですが、一般の方々が、あるいは関心を持つていらつしやる方が、この通産省の規程が、算定要領がなかなか表に出ない、で、どういふことで算定をされてるのかなかなか疑問があるというふうなあれがあるわけですが、じゃ、これは要求があれば出すということですね。

○政府委員(増田実君)　この算定要領につきましては見せてもらいたいとか、一部くれというお話がありましたが、私どもの方はこれを差し上げるといふことにいたしました。

○桑名義治君　いずれにしましてもこの料金値上げの問題は、非常に大きな産業界に対する影響もございませうし、物価に対する影響も一番大きいのではないかと、いふふうに考えられるわけでございます。この問題は本当に慎重に検討をしていただきたい、こういうふうに思つてございませう。

そこで、いよいよ社債の問題に入つていくわけですが、この前からの審議で、電力の社債発行というものが四倍というふうな異常な特例法をつくつて許されてるわけですが、電力会社が独占が許されてるというところは、一つは公益事業であるというところ、この問題があるわけでございます。公益事業であると同時に、また私企業であるという性格は当然なことで、いわゆる企業努力によつて事業活動を行うのが最も好ましいことであつて、産業界の責任ある方々はあらゆる立場を通しながら、政府干渉というものはなるべくない方がよろしい、こういうふうな意見もあるわけですが、今回の、まあこれは今回に限らずでございますけれども、こうやって企業については少し甘えがあるんじゃないかと、いふふうな見方がずいぶんあるわけでございます。もう少し企業努力をやるべきだといふ考え方も充満してゐるわけですが、この点についてはどういふふうに認識されてますか。

○政府委員(増田実君)　電力会社が供給したております電気というものが国民生活の必需品であります。また、その電気料金が上がることに伴つて国民生活、国民生活に非常に大きな影響を与えるわけでございます。そういう意味で電気を事業法の料金の規定には、能率的な経営を行う、それを前提として原価を計算する、こういうことになつております。そういう意味で電力会社といつたしましては、あらゆる経営の合理化というものに努め、その上で料金が算定される、こういうふうにして思つておるわけですが、昭和二十六年に九電の会長の加藤参考人から、昭和二十六年に九電力が発足して、それから二十五年たつてゐる、それでその供給している電力量は数倍になつてゐるけれど、人数がふえてない。これは人数の数え方についていろいろありますから、そのまますぐに非常に電力会社だけは模範生だといふふうに私も申しません、しかしこの二十五年間、各社を見ますと、これは人数がふえてないことはそのとおりでございます。そういう意味から言いますと、電力会社は経営合理化の努力を非常に怠つてゐるという問題はないと思つて、ただ、これにつきましては私どもの方から、さらに経営を合理化し、冗費を省き、そしてできるだけ電力料金にはね返らないように努力してもらいたいといふことを常に指導してゐる、こういうことでございます。

○桑名義治君　午前中にも参考人にもちよつとたじたたわけですが、東電あるいは関電ですね、こつちやつたところは関連企業がたかさんあるわけですね。実際にいま長官から説明がございましたけれども、いわゆる電気の供給は非常に上がつてきたけれど、人間はふえてない。しかしこれは、配電関係は全部子会社にやらせてゐる、あるいは電気工事については、もう送電から変電から配電から一切合財子会社にやらせる、こういうことならばふや

す必要ないわけですか。これが果たして企業努力かといふことになつてくると、われわれは大きな疑問がある。そういう意味で、こういう直接関連のある子会的なもの、一〇〇%の株を持つておるうとも、これは奇異には感じません。

○政府委員(増田実君)　電力会社が持つております子会社は、電力事業に伴う直接の事業といふものに、まあ一、二の例外はあるかと思つて、ほかに会社が相当あるところへ手を出して、そして広く子会社を持つてゐるというところは違ひまして、やはり電力事業を行うに必要なための子会社です。ですから、その中には不動産会社その他もございませうが、これも、各種の施設を設けますための土地の取得をこの子会社にやらしておるというところでございまして、たまたまその土地が不用になつて、そこへ住宅を建てるとか何とかという事実もあつて、これが批判の対象になつたといふ事実もあつたわけでございますが、私は、電力事業の持つておられます子会社は、むしろ電力事業の円滑な運営のための必要な限度を相当守つてゐると思つております。

それから、料金で取得したものが子会社に流れるとか、あるいは電力事業以外の事業に使われるという事は、十分私どもは監視しなければなりませんし、また、たゞいま御審議を受けておられます社債の発行限度というものが拡大を認めていただくということになりましたときに、これによって調達いたしました資金が本来の電力事業以外に流れることのないように、これも今回の法案の第三条に確認の規定がございますが、そこで嚴重に見ていきたい、こういうふうな思っております。

には設備の方の伸びが大きいという点でございますが、これはいわゆるその負荷率の低下ということの裏返しでございます。負荷率と申しますことは、最大電力で平均電力を割ったものというところでございますけれども、この負荷率が現在は六〇%を割るような状態になっておまして、年々若干ずつ低下してまいっておりますが、その主たる要因といたしましては、一つは、家庭用、業務用あるいは大口を含めまして生活の向上に伴いまして冷房需要が増加いたしました、いわゆる夏ピーク型になってまいりまして、そのピークがだんだんとがってくるといふふうな状態が一つございまして、それからもう一つは、産業構造の面におきましても、比較的負荷率のいい電力多消費型の産業のウエートが下がりまして、機械産業その他負荷率の比較的低い業種のウエートが上がっている、そういったことの総合結果であるというふうな判断しております。

○政府委員(増田実君) これはいろんな計算をいたしましたんですが、四十九年度を起点といたしまして六十年度までの電力需要の年率伸びというものを六・三というところで計算しております。その内訳については、時間ございせんので省略いたしますが、これに對しまして、その期間の實質経済成長率は六・一と見ておるわけでございまして、そういたしますと、いわゆるその弾性値というものが一・〇三という計算になっております。

○桑名義治君 総合エネルギー調査会の答申の中でございまして、五十年の八月にあったわけですが、六十年度目標の年度末発電設備は一億九千二百二十万キロワット、それから現在ですが、この三月末の発電設備は八千九百五十一万キロワット、現在設備中のもが三千九百八十三万キロワット、そうすると、建設中の発電設備を除いて六千八百八十六万キロワットを新たに開発をするこの立地について政府はどのような見通しを持っておられますか。

○桑名義治君 次の問題として、「電気事業の資金問題に関する意味」、これの十三ページのいわゆる総電力需要と年度末設備の問題でございまして、けれども、四十一年から四十八年におきましては、需要の伸びの方が設備拡大のテンポを上回っていたわけですが、今後の問題ですが、五十一年から六十年度はそれが逆転をするということになっておるわけですが、四十八年から六十年においては需要の伸びは五・六%、それから設備拡大の伸びは七・一%、どうしてこのように設備拡大が需要の伸びを上回っているのか、その点の説明を願いたいと思っております。

○政府委員(大永勇作君) 先生御指摘のように、この立地の問題につきましては、原子力、火力等も含めまして非常な問題でございまして、特に公害問題とそれから原子力におけるその安全問題というものは非常に大変な問題でございまして、その辺の促進を図ることが今後の重要課題になると思っておりますが、公害対策、安全対策に万全を期しますとともに、いわゆる電源三法というのをごいいただけますが、これの活用等によりまして地元

○政府委員(大永勇作君) 電力需要の伸びの割り

には設備の方の伸びが大きいという点でございまして、これはいわゆるその負荷率の低下ということの裏返しでございまして、負荷率と申しますことは、最大電力で平均電力を割ったものというところでございまして、この負荷率が現在は六〇%を割るような状態になっておまして、年々若干ずつ低下してまいっておりますが、その主たる要因といたしましては、一つは、家庭用、業務用あるいは大口を含めまして生活の向上に伴いまして冷房需要が増加いたしました、いわゆる夏ピーク型になってまいりまして、そのピークがだんだんとがってくるといふふうな状態が一つございまして、それからもう一つは、産業構造の面におきましても、比較的負荷率のいい電力多消費型の産業のウエートが下がりまして、機械産業その他負荷率の比較的低い業種のウエートが上がっている、そういったことの総合結果であるというふうな判断しております。

次第で何とかなるんではないかというふうに考えております。

○桑名義治君 努力次第とは言いませんけれども、実際に原子力発電については地元の相当な、いわゆる強力な反対運動があることはもういままで、経過から明らかであるわけですが、しかも、五十三年度までに原発は二千九百万キロワットの立地点を探さなければならぬということになっておるわけでございますが、これは相当厳しいと思っております。これは見通しありますか。

○政府委員(増田実君) 原子力発電につきましては、昭和六十年度の長期目標といたしまして四千万九百万キロワットというふうになっておりました。そのうち、たゞいま先生からお挙げになりましたように現在稼働中のもの、それからすでに電調審を通りまして地点の確定しているものを除きますと、今後二千八百万キロワットの原子力発電所の新しい土地を決めなければならぬ、こういうことになっておりました。会社の方でそれぞれいろいろ当っております。また、現在すでに地域と交渉しておりますが、了解運動に入っております地点が相当ありますが、しかしながら、この二千八百万キロワットの地点といえますと、十数カ所というふうになっておます。これがまだ確定していないのも御指摘のとおりでございます。今後二、三年の間、これら地点を確定いたしませんと、原子力発電所というのは、相当長期の建設期間が要るわけでございますので、そういう意味で、これから二、三年が原子力発電というものができるかできないか、つまり、四千九百万キロワットに到達し得るかしないかの一応境目の時期になるというふうな私どもも認識しております。そういう意味で、原子力につきましましては、安全の確保と環境の保全につきましましては、安全の確保と環境の保全を建設いたします地域住民の方々の理解と協力を得られるよう十分な努力を重ねて、それに到達いたしたいと思っております。

具体的なには、現在いろいろな方法をこれから取りかかろうとしておるものもありませんが、時間がございますので、一、二、例を申しますと、一つは、安全性についての実証試験というものをいろいろとすること、実地に行っている試験をいたしまして、そのデータを出しまして、それを発表し、それによって地域の住民の方々に、実際の試験によって、こういう結果だから大丈夫だということを確認していただくことを行おうということ、これは原子力工学試験センターというものをこのたび発足させて、直ちにその事業に取りかかっているわけでございまして、またそれ以外に、原子力発電につきましましての日本型と申しますか、改良標準化というものをいま行っております。これにつきましても、中間報告はすでに出しておりますが、こういうふうないろいろな努力を重ね、また、先ほど先生からもおっしゃられました核燃料サイクル確立というものも行いまして、そして電源構成というものの改善、原子力発電の四千九百万キロワットの達成に努めていきたい、こういうふうな考えています。

○桑名義治君 五十一年以降十年間に二十兆円も電力が発行されるわけですが、市中において消北されて、その償還は非常に厳しいものがあるというふうな考えのわけですが、これまでのGNPの高い伸びのもとでは、電力の需要があり、そこから得られる当然の収益によって賄っておったわけですから、果たして償還が心配なわけですが、その点はどうかというふうに考えられておますか。特に原子力の問題につきましましては、いままでも稼働率が非常に低い時点があった。実際は七〇%の稼働率があれば採算が合わないといった計算が出てくるにもかかわらず、五〇%というふうな状況にも置かれておったわけですが、そういう立場を考えたときに、この償還がどうかというふうなところから、これは一つの疑問点ですが、その点どういうふうな考えていますか。

○政府委員(増田実君) 今後十年間に二十兆、実

質的には償還が入りますので、約十四兆の実質手取りというものを目当てとした社債を発行するわけでございますが、ただいま先生からお話ありました償還の問題が確保されるかどうか、ことに今回は特別の限度の枠の拡大をお願いいたしておるわけでございますが、これがいわゆる社債権者の保護に問題があるかどうかということにつきまして申し上げますと、今後電気事業者がこの特例によりまして社債を発行いたしますに当たりまして、毎年この社債発行計画、それから償還の計画その他を通商産業大臣が確認するということになっております。

そういうことで、社債権者に対する保護と申しますか、いまの償還が確実であるかどうかという問題につきましては、毎年毎年チェックいたしまして、それで償還計画も一応再検討しながら社債を発行させていく、こういうことで、計画といたしまして二十兆円の社債を発行するわけでございますが、いま申し上げましたように、社債権者の保護という立場からのチェックも毎年行っていく、こういうつもりでおります。

○桑名義治君 OPECは、昨年の秋に一〇%の原油の値上げをしたわけですが、今後、七三年の秋のようないわゆる大幅値上げはない、小幅な値上げがあるだろうというふうに一応考えられているわけですが、これはまあ今日の常識みたらなっているわけですね。そうなりますと、今後小幅の値上げがあるたびごとに、このほかにまた電気料金値上げはやむを得ないというふうな大臣、考えられておられますか、どうですか。

○国務大臣(河本敏夫君) OPECの総会がこの五月二十五日からインドネシアで開かれるわけですが、今回は値上げをしないだろうというのが一般的までの圧倒的な見通しでございますが、ごく最近になりまして微調整——きわめて少額のあるいは値上げがあるかもわからぬ、こういうことを言われております。私どもは、いまのような世界経済の情勢で、昨年上げたばかりですから、値上げをしないでもらいたいということを強く期

待をしておるわけでございますが、仮に若干の形式上の値上げがございましたら、昨年もそうでございましたが、実際はいろいろな取引条件の改善とか若干値引き等をして、ほとんど値上げをしないで済む、こういうことも可能であったわけでありまして、今後も、いまもう世界の石油の生産能力というものは約五億トンぐらい余っておりまして、七十数%しか稼働しておらない、こういう事態におきまして、大体値上げをするということが無理な話でございますから、仮に形式上あつたにいたしても、何とか実質上の値上げにならないように私どもは努力をしていきたい、こういうふうな考えでおります。

○桑名義治君 東京電力と東北電力が原子力発電所を十七基から十三基、総出力で二千万キロワット、こういう超大型原子力発電基地を五十五年から十年がかりで建設をする方針を固めたというふうに新聞にも出ておるわけでございますけれども、通産省はこの立地についてどういうふうに考えているか。また、この計画は六十年までの電源開発計画に入っているのかどうか、その点どうですか。

○政府委員(大永勇作君) いま先生の御指摘になりましたのは、多分下北半島の東通村に東北電力、それから東京電力がそれぞれ相当広大な土地を手当てをすることに関連したものだと思えますが、そこでの原子力発電につきましては、六十年までの間に完成するという見通しは、われわれとしては持っておりません。

○桑名義治君 いずれにしても、今後六十年までのいよいよ現在の算定されている電力を確保するためには、大型の原発プラントを購入しなければならぬわけですね。そこで、現在の原子力プラントはアメリカの原子力産業界の二大勢力、いわゆるGEとWHの両方から購入をするというふうな考え方のようでございますが、百万キロワットの一基大体どのぐらいするものなんでしょうか。

○政府委員(大永勇作君) 二千万円から二千万億円ぐらいだろーと思っております。

○桑名義治君 そうなるとまいますと、今度の参考人からもちよつと公述がありましたけれども、いや、ロッキード問題どころの騒ぎじゃないというわけで、こつと大型プロジェクトが出てまいりますと、必ずいろいろな疑問問題が取りだされる恐れが十二分にあるわけですね。その点に對して、これは十二分な神経を働かせながら、いわゆる透明な中でこの計画を進めていかないと、また一つここに国民の疑惑がわくということも考えられないわけではございませんので、その点についての配慮を十二分におきたい、こういうふうな考えるわけですが、どうですか。

○政府委員(増田実君) 公益事業を行っております電力会社の原子力発電の購入におきましては、いま先生から挙げられましたような疑惑が起ることも絶対にならないように、これは電力会社としても十分その点を注意して行っていくものと私も考えておりますが、従来からも非常に大きな発注をいたしておりますが、従来からもこれにつきましては、少なくともわが国の電力会社については疑惑の目を持って見られたような事実はございませんし、今後もないものと確信しております。

○桑名義治君 いままでなかったし、今後もないことを確信しているというお話でございますが、午前中の参考人のお話の中にもございましたように、WHは非常に企業内容が悪い、したがって、早急にいままでの機械を売り込まなければならぬ、とところが、その最大の市場は日本であるというふうないわゆる客観情勢があるわけですね。今回のロッキード問題についても、やはりロッキード社が非常に経理内容が悪かったという客観情勢もあつたわけですね。したがって、ただ単に、いままでなかったから今後もないと確信しているというところでなくて、これはやはりチェックを厳しくやっていく必要があるんじゃないかというふうな懸念するわけですね。これが杞憂であれば私は幸いだと思います。これが杞憂でなければ、こつと大型ですから、したがってその点に

ついて特に厳正な立場でこの問題に對処してもらいたい、こういうふうな考えるわけですね。大臣にこの問題について一言お願いいたします。

○国務大臣(河本敏夫君) 電力事業というものの設備投資、先ほど来いろいろ御議論もございましたように、今後十年に非常に膨大なものがございまして、特に原子力発電など海外との取引も非常に大きくなるわけでございますから、私は、その取引の方法等についてはよほど気をつけまして、厳正にこれを取り扱っていく、こういうことがぜひ必要だと思っております。

○桑名義治君 これも午前中に申し上げた問題でございますけれども、いわゆる核燃料サイクルの問題の解決でございます。参考人の御意見の中にも政府の資金が幾らか、あるいは各企業の出資金が幾らか、そこ辺の割合を早く詰めてもらいたいというふうなお話があつたわけですね。いずれにしても、いまから先は天然ウランの入手、それから濃縮ウランの確保、使用済み燃料の再処理体制、それから、再処理による回収された核燃料の原子炉での再使用、こつといたっているような問題を含んでいるわけですね。この点について、現在政府としてはどういうふうな考えていますか。参考人も、ああいうふうに分担金をはっきりすれば早くも、もらいたいというふうな御意見があつたようでございますが、その点について。

○政府委員(増田実君) 原子力発電の推進につきまして、ただいま御指摘のありました、核燃料サイクルの確立というものが非常に重要な項目になっております。ただいまおっしゃられましたように、天然ウランの確保、それから濃縮ウランについての先までの契約を完了しておくと、その他が問題でございますが、これらにつきまして、先ほど来申し上げましたように、天然ウランにつきましては一応十年先の四千九百万キロワットの分、あるいはそれ以上の契約が一応できております。また、濃縮ウランにつきましても、これはすでにできております。

〔理事楠正俊君退席、委員長着席〕

それで、問題がありますのは、原子力発電所から出ます燃料の再処理の問題でございます。これは御存じのように、現在動燃事業団で第一号再処理工場が近く動き出そうということになっておりますが、この能力は、今後の原子力発電に對しては不足するわけでございます。その差につきましては、現在はイギリスのBNFL、原子力公社との間の契約でその再処理を行わしている、こういう形になっております。ただ、それにいたしましても、昭和五十八年ないし五十九年度くらいになりまして、現在の契約では足りないというような状況になっております。この分につきましては現在いま申し上げましたBNFLとそれからフランスのCEA、これも原子力公社でございますが、この両社と契約を進めておる、こういう段階でございます。

それから、けさ加藤参考人からお話がございます。先生からもいま御質問がございました使用済み核燃料の再処理工場、これは、先ほど申し上げました動燃事業団の第一工場に引き続きまして第二工場を建てるということになっておるわけでございますが、これにつきまして政府と民間の分担をどうするかということで、現在、私どもの方で電力会社という問題を詰めています。これにつきましては、電力会社から出ます使用済み核燃料でございますから、役所だけがこれを処理するということがなくて、やはり民間とそれから政府の分担をそれぞれ決めてこれを処理していきたいということで、けさそれについての御発言があったわけでございます。

○桑名義治君　そこでお尋ねしたいのは、そうやったいわゆる最終的な処理問題でございますけれども、いままでは英国にだけ頼んでおった。ところが、足元を見られてしまつて、どんどん値上りしてきて、そこで今度はフランスにということに交渉したところが、今度はイギリスとフランスで共同で協定をいたしましたというふうないろいろないきさつがあるわけですね。したがって、今後、こういう問題が解決しない前に原子炉をど

んどつくつても、これはコスト高にもなりませんし、安全性の問題から言つても当然最終的には行き詰まってしまう、こういうふうなおそれが十二分にあるわけですね。そういうことを考えながら、この問題については早急に手を打っていかなくやならぬというふうな考へておられるわけでございますが、ただ単に、いまのお話のような第二工場ができることによつて一切を賄うことができるかどうか、この点はどうですか。

○政府委員(増田実君)　第二工場の建設時期、その他がございまして、五十八年以降しばらく、ただいま申し上げました英、仏に委託をするということであらうか、あと第二工場を処理していきたいというのが現在のこの核燃料サイクルの考へ方でございます。

○桑名義治君　昭和六十年度には一千トンの使用済み核燃料が出るであろうというふうに一応予測されておる、こういうふうな聞いておられますが、どうですか。仮に一千トンの使用済み核燃料が生ずるならば、それに對症できるだけの態勢が果たしてこしらえられておるかどうか。あるいはまた、いままでは外国に依頼しておたわけですが、その運搬の途中で問題が起つたということもちよつとお聞きしたことがあるわけですね。

それから、いわゆる外国のそういった使用済みの危険な核燃料を何でわざわざ処理してやらなきゃならぬかという、そういう世論も起つておるといふ話もあるわけですね。そういうことに対応できるような態勢が今回の計画の中に組み込まれているかどうか、これが非常に大切なところだと思つておられますか、その点はどうですか。

○政府委員(増田実君)　使用済み核燃料の処理につきましては、昭和六十年度に四千九百九十九キロワットの設備ができて、それから発生しますものが、計算いたしますと大体六百九十五トン、約七百トンということでございます。それから日本で処理できますのは、先ほど申しました第一工場二百十トンでございます。その差につきましては、先ほど申し上げましたように、イギリス及びフ

ランスで処理させるということでございますが、六十年以降につきましては第二工場というものを建てまして、それによつて処理していきたいというのが現在の考へ方でございます。

○桑名義治君　この問題は全面的に日本で処理ができる体制ができてから、やっぱりそういう最後の締めをくくっておかないと、たとえばいまの都市問題の中で一番大事なものは何か、それはいわゆるごみ処理である、あるいは汚水処理である、こういうふうな、最後の始末が先非非常に行政の中で大切な位置を占めてくるということ、これは当然のことなんだ。そういう意味で並行的に、最終処理をどういうふうにするか、完全に日本でそれが達成できるという体制をこしらえながら進めていかないと、これは大変なことにならうというふうには思つておられますか。

それから、先ほど原料の問題について、十年間六十年度までは一応天然ウランは確保できているといふ事柄けれども、それ以後はどうなのか。いわゆる目当てるがあるのか、それとも白紙なのか、ここらはどうですか。

○政府委員(増田実君)　十年後につきましては、現在の契約量ですとその後二、三年の分につきましては十分あるわけでございますが、それ以後の分につきましては今後新しく契約をする、あるいは新しく開発をするわけでございます。それで、日本の探鉱がすすんでもう行われております。また、そのほかの各地につきましても契約ができて、近く探鉱を開始するというので、日本の手によつて探鉱を、ウランの確保を図るという方針でいま進めておるわけでございます。

○桑名義治君　時間が来ましたので、これを最後にしたいと思いますがいずれにしても今後この計画の中で、原子力発電というものが非常に大きな比重を占めてくるわけですね。ここで一番問題になるのは、どうしてもやっぱり安全性というところになるわけですが、日本の場合は、アメリカと比べて原子力の安全体制がずさんであるとい

うふうに一応言われておるわけですね。たとえば、アメリカの原子炉規制委員会には常時二千三百名のスタッフがいて、詳細な設計から運転まで見ておる、こういうふうな言われておられますし、定期検査も厳しくやつておる。これに比べて日本では、原子力安全審査委員はたったの三十名、しかもそれは、非常勤という非常に細かい体制であるというふうな言われておるわけですが、この問題について本格的に安全体制をこの際につくるべきである、こういう計画をどう進めていくとするならばつくるべきだというふうな考へるわけですが、その点はどうですか。

○政府委員(増田実君)　原子力発電を進めるためには、当然これに対する安全体制、ことにそれに対する検査及び審査の体制を確立しなければならぬわけでございます。ただ、いま先生がおっしゃいました安全審査委員会は、これは私どもの方でいろいろ安全審査をしますときに相談をいたします委員会でございます。実際に審査及び検査に動いておりますのは、資源エネルギー庁の公益事業部の職員、それから各通産局の職員で、これは延べ人数にすれば相当な人数で現在やっておりますわけでございます。それからまた、この審査につきましては、私どもはアメリカの審査に比べて日本の審査が緩いとかいふことはないと確信しておるわけでございます。また、こういう安全性確保のために、さらに、現在私どももやつておる審査、あるいは科学技術庁がやつておる安全審査に對しましてもう一つダブルチェックをやるべきじゃないかということが言われておるわけでございましては現在、内閣に原子力行政懇談会というものが開かれまして、原子力委員会のあり方、それから二重チェックのやり方につきまして先般中間答申がออกมาして、その方向に向かつて進んでおるわけでございます。

○加藤進君　初めに、大臣に二、三基本的な点について確かめておきたいと思つておる。昨年の十月一日の電気事業審議会の「電気事業

の資金問題に関する意見」でも指摘しておりますように、電気事業の資金問題は、単なる短期的な資金繰りにとどまる問題ではないと私も考えています。この問題は、国の総合的なエネルギー政策にもかかわる重要問題でございまして、中期あるいは長期的な問題としてとらえられなくてはならぬと思います。そこで大臣にお伺いいたしますが、資金問題を単なる短期的な資金繰りの問題としてとらえてはならない、こういうふうな審議会の意見書どおりにお考えになっておられるかどうか、その点まずお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(河本敏夫君) 仰せのとおりでございます。

○加藤進君 そこで、提案されております本法案が言っておるように、今後十年間の電力の需要想定に基づいて、その供給力を確保するための資金対策の一つとして提案されておられるわけでございますが、これらの電力の需給関係がどうなるのか、この点については、昭和四十九年八月の電気事業審議会需給部会の中間報告がその検討結果を述べています。その中で「電力需要対策の推進」という課題を掲げて、これまでの電気事業がとってきた需要に応じた供給するという方向は転換を要する、こういうことが指摘されています。

この中間報告は、供給力の確保にはさまざまな制約条件がある、そういうことを前提に置いて供給可能量を予測して、これに合わせてどのような需要が望ましいかというふうな需給関係をとらえておるわけでありまして、この点は私は、非常に大事な特徴ではないかと考えております。大臣は、この審議会の報告の指摘しておる点を尊重すべきものとお考えになっておられると思っております。念のため確かめておきたいと思っております。

○政府委員(増田実君) ただいま先生からお話ございました四十九年八月の電気事業審議会の需給部会の答申で、従来の高度成長時代というものと四十九年八月の石油危機以後の事態とは、この電力の供給の問題あるいは電力需要の伸び問題も違つた観点から見るべきだと、それでむしろ省エネ

ルギー、省資源という立場で電気の使用の合理化、あるいは省エネルギーの方向で産業構造の転換をも含んだ需要政策を考え、それに必要な電力の安定供給の確保をすべきだと、これが基調になつておるわけでございます。現在私どもの方で長期計画をいろいろ立てておりますのも、こういう基本点に立って需要を見、それに対する供給を確保するという立場に立っております。

四十九年度から六十年年度までの電力の伸び率を先ほど申し上げましたが、六・三％と見ておりますが、これは従来、石油危機以前は二・二％あるいは一・三％近い伸び率であったわけですが、今後の低成長及び省エネルギー、省資源、また、それに基づく産業構造の改善というものに合わせまして伸び率を約半分の一・一％に引き下ろすことは、今後の社会福祉の向上、国民生活の生活水準というものを上げるためには、やはり六・三％の需要増というものは確保しなければならぬ、こういう考え方に立っておるわけでございます。

○加藤進君 その点に関連しまして、中間報告でも、省エネルギー型の産業構造への転換とか、あるいは輸出構造の転換、省エネルギー技術開発普及等々さまざまな需給対策が講ぜられたいとすると、需給関係は早晩に破綻するという警告を出しておるわけでありまして、そういう立場から中長期的な需給関係の転換の方向が打ち出されておるとの私は考えておりますが、大臣はこの点をお考えになるのか。従来どおり需要があるから、その需要に応じた供給するのが電気事業の仕事なんだ、こういうお考えのもので是非でも供給力を確保すべきである、こういう立場に立たれるかどうか、その点を確かめておきたいと思っております。

○国務大臣(河本敏夫君) これからの産業政策を進めまして上におきまして大事なことは、省エネルギーという観点に立っているんな対策を立てることが必要だと思っております。でありますから、省エネルギーという観点に立ちましてすべてのことを進めていく、こういう考え方でございます。

○加藤進君 そうしますと、需要のあり方につい

ても対策を立て、同時に供給力の確保対策を立てなくてはならぬ、こういうふうなことだと理解しておるわけでございますけれども、どちらを重点としてお考えになるのか、その点を重ねてお聞きしたいと思います。

○政府委員(増田実君) 今後の需要の伸びにつきましては、省資源、省エネルギーを前提にいたしまして、そこで需要を想定いたすわけでございますが、現実には私どもの方にはじきましたのは、昭和六十年におきましてエネルギーの節約を九・四％というのを見込んでおります。これを前提にいたしまして需要をはじきました。

次に、この需要につきましては供給を確保しなければならぬ。ことに電力につきましては、供給義務というものを電力事業というものが負っておるわけでございますから、野放しの需要ではございませんで、いま申し上げましたような省資源、省エネルギーに立ちましたる需要というものを算定し、しかし、他方ではこの需要につきまして十分な供給を確保する、こういうことで、両方を並行して考えておるわけでございます。そういう意味で、前提といたしましては、省資源、省エネルギーの需要というものが前提になっておることでございます。

○加藤進君 資金対策だけはきわめて具体的に積極的に出されている。しかし、需要対策については余り具体的には問題が出されていない。こういうところには非常に問題点があるというふうな受け取っておるわけでございます。

そこで、四十九年八月の審議会の中間報告でも、産業用電力の使用合理化対策を具体化するべきである、こういう点を積極的に指摘しておるわけでございますが、その点を積極的に指摘してどのような具体策が今日とられておるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(増田実君) ただいまお話がありました四十九年八月の電気事業審議会需給部会におきまして、この電力需要対策として掲げられましたのは三項目あるわけでございますが、一つは「省

電力型産業構造への転換」、第二番目は「電力使用合理化の推進」、それから第三番目は「電力需要の調整手段の活用」を行う、こういう三つの問題につきまして検討をいたすということになつたわけでございます。

それで、その各項目について簡単に申し上げますと、「省電力型産業構造への転換」につきましては、産業構造審議会の場でエネルギー多消費型産業の海外立地の適正配置、あるいはエネルギーの少ない寡消費型産業の育成というものをいかに行うべきかということにつきまして検討が行われ、これによりまして、いわゆるエネルギーの多消費型産業の比重を減少する経済構造に持っていくというところでございます。

それから、電力の使用の合理化につきましては、これはすでに重立った各工場につきましては消費節約の目標を各工場に設定させまして、ある一定期間がたちますとその使用実績を報告させてチェックする。なぜその目標に達し得なかつたかどうかということをやっております。本年度からはこの立てます目標につきまして各業種別、つまり鉄鋼業とかセメントとか、業種別の目標値というものを全部指示しております。そういうことで、非常にじみない仕事ではございますが、電力の使用の合理化というものにつきましては、各工場の協力を得まして具体的に進めておるわけでございます。

それ以外に、民生におきます各種の電力及びエネルギーの消費節約につきましては、たとえば広告塔、ネオンサインの点灯時間の短縮とか、その他各種の施策を行つておるわけでございます。

日本のように資源といるものほとんどを輸入に頼つております国のエネルギー対策といたしましては、先生から御指摘のありました省資源、省エネルギーというものを打ち立てて、それをもとにして、そこでどうしても必要になりました需要に対しての供給を行う、その供給を確保する、こういう順序で政策を立てるべきものというふうな考え方をしております。

○加藤進君 この中間報告ではさらに具体的に、受電認可制度についても検討するべきである、また、認可基準等々も検討を行うべきである、このように点まで明記されておられるわけではございませんが、そのような点についての具体化がやられておるのか、検討されておるのか、その点お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(大永勇作君) 受電認可の問題につきましては、四十八年度の夏に予備率が低下いたしました、需要調整策が非常に問題になったわけでございますが、その後経済界が不況になりまして、現時点ではなお予備率が相当ございます。そういう点からいたしまして、現段階ではいまの受電認可のあり方等についての検討を行うのはまだ若干時期尚早であるということで、現時点ではまだ検討を開始いたしておりません。

○加藤進君 それは審議会の中間報告のある部分については積極的に取り上げ、同時にある部分については十分にまだ検討もされていらない、こういうことだと思ひます。ところが、電力需要の長期見直しにはこうした転換の方向が生かされていなくて、私はこの点を注目しておるわけではございませんが、電灯も、産業用の電力も五十年代には四十年代の一・七%の需要量の増加が見込まれております。それから産業用電力の需要量は電灯需要の三倍になります。この比率も四十年代と同じです。これは結局引き続き高度成長型のエネルギー消費、電力需要体制をそのまま続けていくという方向ではないか、これは、四十九年の審議会報告の方向について十分これを尊重しておるとは言えないのではないかと思ひますけれども、その点についてはいかががでしょうか。

○政府委員(増田実君) 今後の十年間の需要見直し、これに基づきまして今後の設備投資計画ができておられるわけではございますが、その中で全部の伸び率、電力の総需要伸び率は先ほど申し上げましたように六・三%でございますが、この中でいわゆる産業用電力、これが電力多消費産業というものをできるだけ比重を下げるといふこと、また、

電力消費の節約をするということによりまして予備率が五・九%になっております。ちなみに電灯と比較いたしますと、電灯は六・九%、いま申し上げました産業用電力は五・九%ということと一ポイントの差があるわけではございます。そういう意味から言ひまして、産業用電力につきましては大幅ではございませんが、やはり先ほどの答申の線に沿った結果が出てくるものというふうに考えております。

○加藤進君 問題を変えてお聞きしますけれども、本法案は衆議院の段階でも決して十分な審議が尽くされたとは思ひませんが、今日われわれが参議院におきまして、今日われわれがいま行つておるような状況でございます、十分な審議を尽くさないうまま採決が急がれて、こういう状況だと思ひます。そこで、政府はいつごろからこれほどこの問題を差し迫った緊急な課題だと思ひます。認識に到達されたのか、その点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(大永勇作君) 昨年の十二月に、電気事業審議会の中に資金問題懇談会というのを設けまして検討を開始いたしましたのが、正式に検討いたしました最初でございます。

○加藤進君 この特例法がぜひとも必要になってきた、これほど電力会社の資金調達難は深刻である、こういうふうな認識されたのも、ほぼそのような時期でございますか。

○政府委員(大永勇作君) 資金の所要量が非常に巨大になるという点は、もともと相当程度わかっております。この点については、これに對してどういう対策をとれるかと。一つには、増資をしていきますれば社債の発行額はふえるわけではございますけれども、やはり低成長長期を迎えまして、増資に過度に依存していくことはきわめて困難である。したがって、社債を発行いたしますためには、増資をして社債を発行することとはなかなかむずかしくなるので、やはり社債発行枠の拡大がどうしても必要だといふふうに判断されるに至つたのはその時点でございます。

○加藤進君 電力会社の資金調達難がきわめて深刻だ、こういうことを御承知の上で、あえて大臣が衆議院でも御答弁されておられますように、電力会社の設備投資を景気進行の推進役にする、五十二年度分を繰り上げて五十二年度の設備投資を大幅なものにする、こういうふうな言明されておられるわけではございませんか、これと電力会社の当面しておる資金難とは矛盾するんじゃないかと思ひますけれども、その点はどういうふうな理解をしたいと思いますか。

○国務大臣(河本敏夫君) 御案内のように、電力事業が今後十年間に四十八兆円という巨額の資金を必要といたしますが、その前半五十年間の資金需要は約十六兆円でございます。一年間に平均いたしますと三兆二千億、こういう水準になっております。五十二年度の電力会社の工事量は約二兆四千億ということでございますが、景気対策上電力会社に工事の繰り上げを要請したことは事実であります。その結果、電力会社は約八千億ばかりの繰り上げ発注及び仮発注をしてきたわけでありまして、これには資金は必要としていないんです。

つまり、いろいろ電気メーカーとか関連の企業に對してそれぞれ内示をする、そういう形で繰り上げ発注あるいは仮発注、こういうことをしたわけではございません。それによりまして、電力会社は金を払わないけれども、内示を受けた企業といたうものは生産計画は立つわけでありまして、生産の準備にかかるといふことで、それだけ産業界にとつて非常に大きなプラスになる、こういうことでございますので、この繰り上げ発注ということによりまして、電力会社の資金需要が当初の予定より変わったといふことはございません。

○加藤進君 私は、中間報告等々が特に警告しておるのは、従来の高度成長型の投資、そのための資金の調達等々の方向だけを面的に強調するのはなしに、需要を十分に検討しながら、それに見合つて供給力を増強すべきであるといふ指摘だと思ひます。ところが、残念ながらいま政府のと

られておることは、とにかく供給力増強である、是が非でもそのための資金の調達を行わなければならぬ、こういう点から言つて、果たして中間報告等々までが指摘しておられるような、いわば高度成長政策への反省や、あるいはそれからの転換といふことが十分真剣に考えられておられるのか、いか、こういう気がしてならぬわけでありまして、したがって、一番最初に私が大臣にお尋ねしましたように、この資金問題というのは、単なる当座の資金繰りの問題としてとらえてはならぬのではないかと申したときに大臣は、まさにお説のとおりだと、こう答えられたわけではございません。そういう反省があるならあるで、その面をもっともつと強調して、もつともつとそれに積極的な努力と研究が行われるべきが私は当然ではないか、こういうふうな考えるわけではございません。しかも、そういう資金の積算根拠についてもいろいろ疑問があります。

そこで伺ひたいは、昭和四十九年の八月の時点では、六十年までの設備投資額は三十四兆一千億となっております。そうですね。この時点の電源別の建設単価は幾らで計算されておりましたか。その数字が明らかになつたら御報告願ひたいと思ひます。

○政府委員(増田実君) ただいま、四十九年のときの見通しで、昭和六十年までの投資計画総額三十四兆というものが発表されたわけではございませんが、このときは時価、つまり四十九年度価格で計算したものでございます。ですから、これにいわゆるその後の物価騰貴の率を入れますとおよそ六十四兆だと思ひますが、このたびの四十七兆六千億といふことに対しては、むしろ大きい数字でございます。ですから、両方比較いたしますにはエスカレーションで換算いたしませんと比較できないわけではございますが、四十九年の計画の方が約三割近い大きな計画になっております。その後いろいろ積み上げて計算いたしましたのが、今回御説明いたしております四十七兆六千億の数字でございます。

○加藤進君 そうしますと、とにかく修正が行われた、そういうことですね。

各電力会社の施設計画届け出書がございませぬ。これは私持っていました。これによりますと、新規の発電所の建設単価を昭和四十九年度から五十二年の分について試算をしてみました。そうしますと、通産当局の積算と比較していろいろ問題が出るわけがございませぬけれども、たとえば電力発電の場合、政府の計算では一キロワット当たり建設単価を十一万六千円と計算されております。しかし、各電力会社の届け出文書で計算いたしますと五十一年度分は九万八千円。そうですね。これはここにあります。それから五十二年分は十二万となつています。こういう食い違いが数字の上であらわれているというところが第一。さらに、個別に各会社別、発電所別に見てまいりますと、当然のことではございませぬけれども、その価格のばらつきというのは相当なものであるということがはつきり言えます。

そこで、四十七兆六千億という結論は出ておりますけれども、この計算の過程でどのような価格のばらつきについて何らかの配慮がなされたのかどうか、それとも一定の方式に従って機械的な計算の上でこれが出されたのかどうか、その点をお伺いしておきます。

○政府委員(大永勇作君) 計算に当たりましては、五十一年度から五十五年までにつきましては二つの方法を使っております。一つは、各電力会社から具体的五十一年から五十五年までの設備資金計画を出してもらいまして、それで計算いたしましたのが一つ。

それからもう一つは、先生いま御指摘の——先ほど申し上げましたのはミクロのいわば積み上げでございませぬ、それともう一つはマクロの計算でございませぬ、このマクロの計算につきましては、五十一年から五十五年までにおきます平均的な各施設の単価というものを算出するわけがございませぬ、それに増分キロワットを掛けたものというございませぬ。それで、いま先生御指

摘になりました十一万六千円といひますのは、五十一年度から五十五年までの火力発電の建設単価として、平均単価として想定したものでございませぬ、これはベースを四十八年度の年央の発電単価、火力六万五千円と想定しておりますが、六万五千円に対して大体一・七八程度のエスカレーションを掛けてまして、これを十一万六千円というふうな算定いたしました、これを増分キロワットに掛けた、そういったマクロの計算とミクロの計算とがほぼ合致しておりますので、五十一年から五十五年までの計算については、まず間違いないというございませぬ。

それで、五十六年から六十年までの計算につきましては、マクロの計算によっておりますが、その場合のエスカレーションといたしましては、約二・三程度というふうな、四十八年度に対して二・三程度というございませぬ。

○加藤進君 そうしますと、通産省では、マクロ的な計算とミクロ的な計算を両方照合してみると、大体の数字は一致するといふことですね。そのいわば計算の資料というものは、ただだけませぬ。

○政府委員(大永勇作君) 後刻、お出ししたいと存じます。

○加藤進君 よろしくお願ひします。いろいろ技術的には困難な面があることはわれわれも十分承知しておりますけれども、たとえば火力発電所の建設単価を見ますと、五十一年度、五十二年分まで一キロワット当たり五万六千円とか六万七千円とか、一方で十万円未満のもの七地区、七地点にありますが、ところが百十七万円とか、あるいは百五十万円とか八十七万五千円とか、こういう四十万円以上、百万円を超えるものと相当あるわけですね。このような実態を考慮してみると一キロワット当たり十一万六千円というのを固定して、必要な設備資金は二兆円である、三兆円であるとはじき出したその金額に、果たしてどれほどの真実性があるのかというのを疑わざるを得

ないわけがございませぬけれども、その点については納得のいく説明をいただけるでしょうか。

○政府委員(大永勇作君) いま先生の御指摘になりました、キロワット当たり非常に高いものもございませぬ、これは離島におきます非常に小規模のいわゆるディーゼル発電等がございませぬ、全体の平均価格としてはほとんど影響はないものでございませぬ。

○加藤進君 それでは、問題を他に移しまして、社債の償還計画に関連してお尋ねいたします。昭和四十年から四十九年までの十年間の社債発行額はどれだけでしょうか、数字をお示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(大永勇作君) 四十年から四十九年までの数字がございませぬ、社債発行高は三兆二千七百五十三億でございませぬ、純増ベースでは一兆八千九百六十九億といふことに相なつております。

○加藤進君 そうしますと、そのやはり同じ四十年代の十年間の社債の償還額は幾らになつておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○政府委員(大永勇作君) 社債の償還額といたしましては、一兆二千七百六十五億といふことに相なつております。

○加藤進君 昭和五十一年から六十年までの十年間の社債発行額の見通しというものは、御発表になつておられるように二十兆五千八百億、これで間違ひございませぬ。

○政府委員(大永勇作君) 間違ひございませぬ。

○加藤進君 そういふ数字を比較照合しますと明らかかなように、設備投資額は四十年代の六・四倍ですね、五十一年代は、社債発行額は六・二倍に予定されておられると思ひますけれども、その点は数字の上で間違ひございませぬ。

○政府委員(大永勇作君) 総工事資金の伸びが六・二倍でございませぬ、社債発行高が六・三倍といふことになっておられます。

○加藤進君 もう一遍おっしゃってください。設備投資額の方が六・三倍ですか。

○政府委員(大永勇作君) 総工事資金の方が六・二倍でございませぬ。

○加藤進君 二倍でございませぬ。工事資金が六・二倍で、社債発行高が六・三倍でございませぬ。

○加藤進君 私が聞いたのは、設備投資額については比較してどうか、こういうことですね、それとも、その点はどうかですか。

○政府委員(大永勇作君) 失礼いたしました、総工事資金と設備投資額とは一緒でございませぬ。

○加藤進君 わかりました。

それでは、社債の償還計画はどうなつておりますでしょうか。計画を明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(大永勇作君) 先ほど申し上げました、四十年から四十九年の社債の償還額は一兆二千七百六十六億でございませぬ、五十一年から六十年にかけては五兆六千億の償還が行われるものといふふうな計算をいたしておるわけがございませぬ。

○加藤進君 特例法の第三条によりますと、社債募集の総額は電気・ガス事業会社の財産の状況及び償還能力に照らして過大なものであつてはならない、こういう運用の基準が明記されておられるわけでありませぬけれども、償還能力があるという御判断に立つておられると思ひますが、その判断の基準というものは一体どこに置かれるのでしょうか。

○政府委員(大永勇作君) 一つは、電力会社またはガス事業会社の財産の状況でございませぬ、具体的にお示し上げますれば、いわゆる収益還元法といふのがございませぬ、この収益還元法によりまして評価いたしました財産残高に対して、十分な償還能力があるかどうかという問題が一つございませぬ、それから、やはり過去におきまして社債を発行した経験がありますとか、あるいはその償還につきましても滞りがあったとか、あるいは償還にたいして具体的な事実も、当然関係してくるといふふうな思つておられます。

して、ただいま申し上げました収益還元法によります財産という点から見ますと、四倍までの社債発行であれば、十分償還能力ありというふうな計算をしていられるわけでございます。

○加藤進君 電力の需要の伸びは四十年代よりもダウンする。ところが、設備投資資金は四十年代の六倍という巨大な額が要求されております。なぜそうなるのかという点については、私はこの際説明を求めません。これは衆議院の答弁でも繰り返しておるわけでありませう。

そこで、私が確認したい点は、電力会社の経営収支の見通しについてです。電力料金の収入として回収できないような設備が四十年代よりもふえることになるかと私は思いますが、そうでせう。また、そのほかに石炭、石油の値上がりも見込まなくてはならない。つまり、経営収支としては五十年代の方が四十年代よりも厳しい十年間になるであろう、こういうふうにも判断するわけでございます。その点はいかががでせうか。

○政府委員(大永勇作君) その点はもう先生御指摘のとおりでございます。昭和四十年代におきましては、油の価格の値下がりということもございましたし、それから資本費につきましても、いわゆるスケールメリットということで、発電所の規模がだんだん大きくなるにつれてコストが安くなるというふうな情勢があったわけでございます。その辺の情勢が大分変わってまいっておりますので、御指摘のとおりだと思います。

○加藤進君 ところが、社債の償還額も多くなる。それから電力会社の必要性から言えば、四十年代よりも多くの利益を上げなくてはならぬ。そうでせう。そういうふうなことになりますと、一体これはどうしたらいいのか、こういう問題が出てきますね。どうでせうか、その点は。

○政府委員(大永勇作君) やはりこれは電気事業法の規定に基づきまして、いわゆる適正な原価に適正な利潤を加えた料金水準というものが維持される必要があるというふうなふうに考えます。

○加藤進君 その上に内部資金の充実にも電力会社は努めなくてはならない、こういうわけでありませう。

それでは、審議会の建議の十九ページから二十一ページにかけての部分でありますけれども、この点も衆議院の審議でわが党の神崎委員、野間委員が質問をしたときに、公益事業部長は二回にわたって質問に全く答えておられないわけでありませう。二十一ページの上段には、内部資金の確保について需要家も負担し、協力せよとあります。政府も十分な配慮をせよと言っている部分、こういう部分があります。この点はどういうことを意味するのか、これこそ料金値上げを意味するのではないかと私は考えるわけでございますけれども、そうでないと言いつつ切れませうか。

○政府委員(大永勇作君) 先生御指摘のように、この報告におきましては、内部資金の充実策につきましては、いわゆる資産の再評価については具体的に触れておりませう。ただ、ここで言っておりますのは、一つには中長期的な目標としてございませうが、いわゆる減価償却方法につきまして、現在は定額償却を実施しておりますけれども、やはり資金調達と安定性というところから言えば、一部でもやはり定率償却を考へるべきではないかとお思います。ただこれは現在の状況におきましては、定率償却の採用ということがそれほど簡単にいえるというふうには考えておりませう。

○加藤進君 これまでの質疑の中でも、ともかく五十年代の十年間というのは四十年代とは違つて、料金値上げが相次ぐと予想されるような厳しい十年間になるであろう。私はそう考えますけれども、政府はそれはお考えにならないのか。料金値上げなくして、とにかくこの十年間その心配は要らぬというふうな御判断であるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(大永勇作君) 料金の問題につきましましては、この報告も提言しておりますように、広域

運営の強化等によりまして、極力資金コストを低減する等の努力を要すると思ひますが、今後の油価格等の上昇がもし今後も引き続くとすれば、やはりそれに伴う料金の改定というのが行われざるを得ない情勢にならうかと存するわけでございます。

○加藤進君 お説のように、従来になくやはり料金値上げ問題、料金問題が重要な宿題になってくる十年間であろうと私は考えます。そうだとすれば、一般消費者は言うまでもございませぬ、産業界にとつても重大な影響を持つわけだと思ひます。だからこそ高度成長から安定成長、あるいは福祉優先の政策への転換というのを政府が打ち出しておるわけでございますから、この六十年までの十年間に電気料金は一体どうあるべきか、料金制度はどうあるべきかというふうな検討をいまこそ要する時期に来つておるのではないかと、こういうふうには私は考えるわけでございますけれども、政府はどのようにこの問題を考へておられるのか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(増田実君) 電気料金は、これは能率の経営を電力事業が行うという前提で、その原価並びに適正利潤というものを計算して電気料金になるわけでございますが、ただ、電気料金が上がるというところは、国民生活あるいはこれを必要いたします産業にとりまして、非常に大きな影響を与えるわけでございます。そういう意味におきまして、私も電力料金を査定する立場にあるものとしても、やはりいまのような物価問題あるいは消費者、需要産業の立場というものを十分に頭に置きながらこの料金問題に対処しなければならぬと思つております。できるだけ料金というものが維持される、あるいはもしそのコストが下がればこれは引き下げる、こういう立場でございます。

ただ、現状から言いますと、各種のコストというものが年々上がつております。たとえば石油につきまして、今後の十年間石油価格がどうなるかというところにつきましては、なかなか予測が困難

でございますが、普通一般言われておりますのは、なかなか現在の価格は下がらないのではないかと。世界の石油の需給が非常に供給過剰になりまして、いまのOPECの価格形成によりまして、むしろ余ったときでも値上りをするというところでございませぬから、将来世界の景気が非常に回復して、しかもその代替燃料が余り開発されないという事態になれば、これはまた相当上がるというおそれもあるわけでございます。これが上がらないようにするための各種の努力というものを、エネルギー対策として進めなければならぬわけでございます。そういう意味から言いますと、やはり燃料費が上がる、あるいは人件費が上がる、そのほかの資材費が上がるということによりましてコストが上がれば、料金もそれに合わせて上がらざるを得ないということになるわけでございます。したが、しかし、先ほど基本的な立場で申し上げましたように、電気料金というものはできるだけ上げないように、これは電力業界も努めるべき問題であると思ひます。

そういう意味で、今後さらに経営の合理化を行うとか、あるいは技術の向上を行うということも、電気料金の値上げをできるだけ行わないという姿勢で、今後この問題に対処していかねばならぬものと思つております。先生からは、今後の十年間、相当大幅に電気料金が上がるのじやないだろうかというところで御質問受けたわけでございますが、これにつきましては、やはり、できるだけ上げないという努力をあらゆる面で重ねるといふことでこれに対処するといふことが基本的な考え方でございます。

○加藤進君 私は料金の値上げそのものについて、もちろん、なくてはほしいと思つております。同時に、料金制度そのものについても少し合理的な改善を要するのではなからうか、こういう問題を出しておるわけでありませう。これは一般消費者から声が出ておるばかりでなく、産業界からも、検討を要する、改善をすべきであるという意見が相当出ております。御承知のとおりであります。中

には、総合原価主義ということは認められるけれども、しかし配分は問題だ、こういうような意見も出ておるわけでございます。ある電力会社の幹部でさえ言っているんですね、これはいまの制度が改善の余地のない最善のものであるとは私、考えていません。そのとおりだと思います。

しかし、一般的にその改善の余地があるという問題ばかりでなしに、いまや来る十年間の間にどうしてもこの料金の問題、料金制度の問題を重要な問題として抜本的に考え直すべき時期にきているんじゃないか。そういう点で私は、政府も十分にこの点の一般の世論を反映しながら、くみ取りながら、やはり料金制度そのものについての抜本的な検討を行うべき時期ではないか。その検討の具体化の用意があるかどうか、そのことをお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(増田実君) 現在、電気料金の算定方法その他につきましても、私どもは現時点ではこれが、もちろん問題はいろいろありますが、最上なものだと考えております。しかしながら、やはり時代の趨勢に合わせてまたいろいろの御意見がございまして、そういう意味で今後の電気料金のあり方ということに常に再検討を加え、そして改正すべき点を改正すべきだということは先生の御っしゃられるとおりでございますし、私どももそういう方向で進んでいきたいと思ひます。

○加藤進君 最後のお尋ねになりますけれども、原子力発電については十兆円の開発資金を調えるわけですね。この十兆円の原子力発電の開発というものは事実問題として可能なかどうか、架空のものじゃないか、こういう疑問を持つわけはございまして、専門家の意見を聞いても、これはほぼ絶望的である、こういう答えがはね返ってくるわけでございます。もしそうだとすれば、需要のあり方についての新しい検討の方をむしろ優先させて、供給力の開発よりもまずその問題について着手しなくてはならぬという重要課題ではなからうか、こういう意見を私は持つわけでありまして、国民生活本位の日本経済の民主的な再建、そし

て、真の振興の方向に第一に踏み出すべき道を政府が今日とってきたかと言え、私は、高度成長政策最優先という方向に依るとしてレベルが敷かれておるのではなからうかと考えるわけでありまして、本法案は、最も優先して解決すべき課題についてまだ十分にたえる姿勢が見られない。国民生活犠牲の設備投資強行を裏づけるものではないか、こういう点を私は危惧するわけでございます。その点を指摘して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○藤井恒男君 私は、本法案に賛成するものでございまして、若干の不明な点等ございまして、この際、質問しておきたいと思ひます。まず最初に、今回の電力の値上げにつきまして、四つの電力会社がすでに公聴会を終えておるわけでございます。そういう状態に立ってこれから通産省が査定に入っていくわけですが、いまの時点においていつごろまでに査定を終わらそうとされているのか、あるいは、査定が終わったかどうかのような手順を踏んで認可に入っていくのか。

○政府委員(増田実君) 四月の五日及び八日に申請を受け付けておりました、その後直ちに、いわゆる特別監査で各会社で実地の調査、監査を行ったわけでございます。また一方、公聴会が各地で開かれたわけでございますが、最後の公聴会が五月十四、十五日北海道で行われたわけでございます。この十五日をもって全部の公聴会が一応終了したわけでございます。現在は、公聴会におきましていろいろ出ました御意見を勘案しながら査定を進めておる段階でございます。

○藤井恒男君 そうなると、今後の順序、段取りということについて申し上げますと、一応通産省としての査定案ができてますと、これを経済企画庁に相談する、こういう手順になっております。経済企画庁との間の

相談が終わりますと、物価安定対策会議にかけ、最終的には物価対策閣僚会議にかけまして、そしてその上で、通産大臣の名をもって認可の手続を行うわけでございます。

○藤井恒男君 おおむねどれくらいを目安にしておられますか。

○政府委員(増田実君) これは経済企画庁の方で、今度、共同作業と申しますか、経済企画庁の方では私の方からの相談を受けましてからその数字を検討するわけでございますから、そこら辺がどれくらいの日数がかかるかということにつきましては、予測できない点があります。前回はたしか二週間前後であったかと思ひます。そうなりますと、まだ現在のところは経済企画庁に持っていつておられません。持つていきまして十日ないし二週間くらいかかる、こういう手順になるわけでございます。

○藤井恒男君 そうなると、経済企画庁との話し合いということがこれから大きな問題になっていくわけですが、先般の当委員会で福田経済企画庁長官は、もし通産省の査定の結果、会社からの申請に近い三〇%以上の大幅アップになると各方面に大きな影響を与え、したがって、この影響を緩和するためには、二段階制も考えられるというふうな発言をなさっておられるわけですが、これは経済企画庁サイドのものと考えたと言つてしまえばそれまでのことだけだ、いま長官がおっしゃるように、これからの作業は経済企

画庁との合同作業に入っていくわけで、その当事者がそういった考えをすずに出していらつしやるわけですが、申請はそれ自体三〇%以上なんだから。

○藤井恒男君 そうなると、仮に二年間の原価で三〇%のアップをしますと、これを二年間制でいく。たとえば、それが一年目は二五%とすれば、二年目は、一年分二年間の原価計算して申請しているんだと、それを本来三〇%にすべきものを二五%に一年分圧縮するとすれば、二年目はこれをさらにオーバードした形、それを取り戻すつじつが合はぬ。そうなると、一年目の企業は、二年目はどうなるのだ。あるいは、一年目の企業における損失分を二年目はカバーしておつりがあるんじゃないか。三年目は一体果たしてどういう経営状態になっていくのか。

○藤井恒男君 二年間の原価を見詰めた申請に対して、それを一年目圧縮して二段階方式というの、ちよつとこれは理屈に合わない。だから、春闘のさなかでもあったから、福田さんもこのままに言われた二段階方式をそのままここに持つてきて言われたんじゃないかという気がする。非常にむずかしい問題だと思ひます。私は二段階方式がいい、悪いと言つておるわけじゃないんだけど、余りにも多量にまた出ておるんで、通産省としてはその辺の感触をどうお持ちであるか、聞かしておいてもらいたいと思ひます。

○政府委員(増田実君) 電気料金の査定につきまして査定結果が出たときに、二段階方式にするのか、一段階でやるのかというのが非常に重要な問題になっておりますが、私どもの方としては、先ほどほかの委員の御質問がありましたときに答弁申し上げましたが、現在のところは、適正な原価というものは何かということでは査定中ではござ

います。そういう意味で、査定をしたら将来二段階でやるのか、あるいは一段階でやるということ、査定作業いたしますと、どうしても査定に一つの前提条件が入るといふことで、査定が終わって、その結果を見てからいふことと相談して方式を決める。

それから、いま藤井先生がおっしゃいましたように、二段階方式にはいろいろな考え方がありまゝです。いまおっしゃられたように、二年間の平均価格が三〇として、初年度は景気がまだ回復してないから二五で抑える。それで次年度は産業とかあるいは一般のこれに対する受ける力が相当出てくる、だから三五にするというの、一つの考え方だと思いますが、確かに先生が御指摘になりますように、じゃ、三年目どうするかということになりますと非常に問題が起こります。そういうことで、私も一応査定が終わるまで一段階、二段階ということを考えていないでやっています。その上でこれについては相談していこう、こういうふうで考えております。

○藤井恒男君 これはもうこれだけ大きく新聞で報ぜられ、しかも国民が注目しておる料金値上げの問題ですから、やっぱりはっきりしておかなくさいかぬと思うのです。二段階方式というのはロジックが合わぬわけで、原価主義に立つということと二年間の原価を見て上げていくというのであれば、これはもう二年連続電気料金値上げをやるんだと、とりあえず初年度はこれというなら、これはまた話は別ですよ、一年目の原価を計算すればいいんだから。最初に、二年間の電気料金は認めます、そいつを二年間にわたって二段階方式をやるといふのは、こんなものはマジックロジックという。理屈が合わない。

だから、その辺のところはよく国民にわかるように、仮に二段階方式をとるのなら、原価主義に立っているんだからこういう形になるという説明をしておかなければ、原価主義に立つものだというこの電気料金値上げの基礎の考え方というのが崩れていくと思うのです。その辺非常に心配する

ので、ちまたに言われておる二段階方式というものの受けとめ方が、受けとめる側で非常にイージーに考えていったら、ふたをあげたときに、これは違っておったということになりかねない。その辺のところを心配するので、もう一度ははっきり聞かしておいてもらいたい。

○政府委員(増田実君) 二段階方式というものがいろいろ意見として出ておりますが、私も二段階というものにつきましても、いろいろな意味の技術的困難性を伴うものと思っております。ただ、二段階というものは、あらゆる方式も絶対にかかぬということでは、あたかも現在のところは、査定をひとつ原価主義でやる、その結果が出てからやり方の方式についてはこれは考えたい、こういうことであります。二段階方式というものが非常に印象としてはいいようなものがあります。なかなか現実を実施するに当たっては必ずかしい問題があるということにつきましては、藤井先生の御指摘のとおりだと私も思います。

○藤井恒男君 電気料金の値上げというのは、歓迎する者はおらぬと思うんです。まあやむを得ぬところなんであって、一般家庭もそうだけれど、産業においても非常に大きな影響を及ぼすんです。たとえばアルミもそうだろうし、あるいは染色業界などでも固定費というのが決まっておるわけですからね。そいつにもろにかかってくる。しかも現在、染色業界の場合は多少採算分岐点に乗ってきてはおるけど、採算分岐点以下で、四期連続赤字、先も後も見えないという状況の産業がアルミに代表されるようにたくさんあるわけですよ。片面また、公共性を帯びた電気事業というものも非常に重要な問題である。こういうことを考えると、この苦難な経済状況の中で特殊業界に対してやっぱり政策料金のものを考えなければいかぬのじゃないだろうかという気がするわけだけれど、これは通産省として、長官のサイドでは答えにくいかわからぬけど、大臣でもかまわぬわけで、全体の産業というものを考えたときにどのよ

うにお考えか。これは、産業界にとっては非常に重要な問題になると思うんです。どうですか。○政府委員(増田実君) 非常に電力料金の影響を受ける産業、ことにしても、現状でも非常な不況にある産業に対して、何らかの政策料金をとるべきではないかという意見があることは存じております。ただ、この電気料金につきましては原価主義でやるという原則になっております。それで、その原価主義を破りまして政策料金を入れるというものは、電気事業法の趣旨から言いますとこれに合わないわけでございます。また、政策料金を一たん入れますと、これは相当に広がるおそれがあります。その基準、歯どめというものがありません。そういう意味では、たまたま非常につらい産業があつて、電力料金の値上がりによって影響を受けるといふものに対しては、この電力料金の政策料金だけで解決するというのは当を得ていないというところで、それに対して、やはりどうしても必要な政策であれば、総合対策としてやってみようかというふうで考えております。

ただ、アルミとか、その他電力を非常に多消費する産業につきましては、たとえば季節調整を行う、時間調整を行うとか、あるいは負荷率の調整を行うということ、特約料金というものを利用して、できるだけその産業が生きていけるような配慮を行う。これは必要だと思っておりますが、特別の政策料金をこの際導入するということ、むしろ電力料金体系からいっても不適当だ、こういうふうで考えております。

○藤井恒男君 これは大臣、増田さんの立場では非常に言いにくいことだと思ふんですけど、高度のこれは政治判断だと思ふんです。だから、直接的に電気料金をいじって措置することも一つの方法でしようし、そうすれば、いまおっしゃるような非常に広がりが出てくるむずかしい問題もある。かといって放置しておけば、いまでも水面下なんですよ。水面下で、底離れしていないんだから、

先も見えない産業がまたかぶつてくるわけだから、この辺はやっぱり産業を育成していくという立場からも、あるいは守っていくという立場からも何か通産省としては考えなければ成り立たぬと思う。その辺大臣どうですか。○国務大臣(河本敏夫君) たまたま、アルミとかその他幾つかの電力をたくさん使う産業があるわけでありまして、そういう産業からもたびたび陳情があるわけですから、それで、たとえば夜間使料金をどうするかとか、あるいは日曜に使う料金をどうするかとか、そういうことで研究できないかということ、いま研究しておるといふことが一つ、それからもう一つは、やはりいま長官が答弁いたしましたように、業界全体としての体質改善、採算向上のために、電力料金だけではなくして、全体としての体質改善のための方策は何かということについてひとつ案をつくってこれないか。それに対して、政府も案ができれば積極的に協力をいたします。こういうことを提案しておるわけですから、アルミ業界あたりは、それじゃひとつ案をつくりましようということ、いま案を研究中でございます。

○藤井恒男君 これはちょっと小さい内部的な、小さいと言ったら語弊がありますが、内部的な問題で恐縮ですけれども、今度電気料金の値上げしていく場合に、特高というのがありますね、特別高圧電力、まあ工場がこれは大量に使うわけだけれど、この場合、基準日の設定によって非常に狂いが出てくるわけです。今度の場合、基準日を現行が四十九年の四月三十日、今度が五十一年の三月三十一日という申請が出ておるわけだけれども、この基準日に該当する時点における工場における操業度というのは非常に低いわけですから、産業によってはその時期に操業をやっておる、こういうような産業もあるわけなんです。そうなつてくる、操業度が順次回復していく、また、回復しなければいけないわけだけれども、新たに基準日の設定のとり方によっては、操業度が、本来操業度をしておって回復したにかかわ

らず、そのことよって既得権が消滅して、新たな特高の料金が付加されるということになっていくわけですね。非常に御存じのような経済の動きを示してきたところですから、そのとり方いかんによつて影響は大きいわけだから、十分その辺を考慮してほしい。ことに繊維産業なんかの場合には、これは軒並み操短をやつておるさなかの基準日になっておるんです。しかも特高が非常に大きく作用してくる。今度の値上げのウエイトも、一般料金、電灯料金よりも特高にずっとウエイトがかかつておるわけですから、この辺を十分考へてもらいたいと思ふんですが、いまだどういふ感触をお持ちですか。

○政府委員(大永勇作君) たいだいま先生御指摘のように、基準日の設定をどうするか、現在申請では三月三十一日というふうに出ておりますが、これをもう少し後にずらすべきじゃないかと、それから操短しているような業種につきまして、基準電力を基準日の契約電力とするのか、もう少し前の高いところのやつをとるのかというふうな問題につきまして、いろいろ意見があることはわれわれも十分承知いたしておりますし、その辺を十分念頭に置きながら今後の査定作業をやつていきたいというふうに思っています。

○藤井恒男君 同僚議員からいろいろ質問されておつたところだけども、今度の法案が通れば社債が大きく発行されていくわけですね。この場合、他の業種も同じように、現在の商法の枠の中において設備投資のために社債を発行していくわけなんですけど、これと競合していかないかという他業種からの危惧があるわけですね、何しろ倍ですからね。こういう点についてどのようにお考えか。

体制に即応していかねばならないという自励努力を強いられるおるさなか、そういう意味の構造改善というのを、そこで働いておる労働者も含めて真剣に考へておるさなかであるわけですから、そういう点に対して、自己資本比率をわが国産業界全体が高めていかなければならないんだという動き、また、その誘導策をもつていこうとしておるときに、今度の措置がどのように影響していくとお考えか。

○政府委員(増田実君) 今回、電気事業につきましては、商法の特例が商法一般原則に比へまして四倍、それからガス事業については二倍の社債の特許をお認め願う法案を審議いたしているわけですが、これが他の業種との関係、まあ二つの問題がございます。一つは、電気及びガスの事業債が相当出ますと、ほかの業種の事業債に対しての圧迫になるかどうかというところでございますが、現在計画されております事業債の計画の内容からいいますと、本年度につきましては景気の回復状況、金融状況からいって現在計画されておるものは消化できるだろうというところで、電力債の枠が広がることによりまして、それによつてほかの事業債に対して迷惑をかけるということにはならないものと考えております。

また、ほかの業種も非常に社債枠を広げたがっているのに電力とガスだけを広げるというところで、こういう不公平の問題がないかという問題ももう一つ出ておりますが、これにつきましては、電気もガスもそれぞれ事業法がありまして各種の規制を受けておるわけでございます。その意味からいいますと、他の業種とは取り扱いが違うということが言えるのではないかと思います。それからまた、御質問のありました返済能力の問題でございますが、これは特例を開くわけでございますから、従来限度がありましたのは社債権者の保護という立場から枠の制限があったわけでございます。そういう意味で、今回これを拡大

たしまして債権者に対する保護が万全であるかどうかという問題がございます。これにつきましても、現在の電力会社あるいはガス会社の資産状況からいいますと、まあ償還能力はあるものと思つております。また、この償還能力その他につきましては、毎年社債の発行計画と償還の計画ということにつきましては政府がチェックをするということ、ただいま御審議を願つております法案の第三条で確認行為を行うことになっておりますので、これによりましていまのような返済能力のチェックを十分にいたしたい、こういうふうな思つております。

それから、最後にございました自己資本比率の問題でございますが、今後社債の枠が拡大されることによりまして相当大幅な社債が発行されるということになりまして、現在よりも自己資本比率が当然下がってくるわけでございますが、これにつきましても、自己資本比率を一〇%以下には下げないよう持つていきたいというふうに考へております。

大体以上が御質問になりましたことに対する答弁でございます。

○藤井恒男君 まあこれからの十年間を見た場合に、電源開発の主力が原子力に移行していくというふうな世界の趨勢であらう、わが国もまたそうであらうと思ふわけですが、きょうもさままさな意見が出ておりましたように、また、財団法人の日本情報開発協会の産業・エコロジー特別研究開発部が「原子力問題への対応——環境保全とエネルギー開発に対する住民意識」という報告書をまとめておるわけだけども、この調査は、協会、あるいは電力会社、通産省なども入つてやつておるわけですね、これを見て、原子力発電に対する信頼性という点については、一般国民の感情というものはフィフティ・フィフティですね。だから、そういう点についてやっぱり国民的なコンセンサスを求める努力がまだまだ足りない。先日私、四国の伊方の原子力発電所に行ったわけだけども、やはり訴訟も起きておるし、いろんな問題

が出ておる。こういう点についてもっともつとコンセンサスを求める努力をすべきであらうと思ふ思います。それと同時に、そういうフィフティ・フィフティの感情の中にあつて、現在企画しておる原発の開発が立地問題などをめぐつて果たして可能であるかどうか、正直に申し上げて私は非常に危惧を持つておるわけですね。そのような点について総合的にこの原発の問題についてお答え願いたい。

それからもう一つ、よく雑誌などに出るんだけど、働いておる人たち、それは従業員あるいは臨時工なども含めて、被曝状況というのがよく出ます。その被曝の量にもいろいろ問題はありまして、それがウエイトがばつと素人目に見ると非常に高い。それらをめぐつてまた問題が必要以上にふくそうしておるんじゃないだろうかというふうにも思ふわけなんです、その辺のところもいままの何かデータでもお持ちだったらちよつとお話してもらいたい。細かいデータはいいです、概況で結構だけ。

○政府委員(増田実君) 原子力発電の建設を進めていきますに当たりましては、第一に安全の確保及び環境の保全を図らなければなりません。また、先生から御指摘のありましたように、今後の原子力発電、十年後に四九百九十九万キロワットというものを達成するためには、これは地域住民の方々とまた理解を得なければなりません。そういう意味で、今後いろいろ私にはなすべきことがまだ残つておるというふうな思つております。そういう努力をせず、また、それらを具体的に推進しなれば四九百九十九万キロワットの達成はむずかしいということがいろいろ言われておりますが、今後の電源構成というものを改善し、エネルギーの安定供給を確保するためにあらゆる努力を重ねて、そしてこの目標を達成したい、こういうふうな思つております。

いう数字が現実に出てきております。これは現在基準値がありまして、基準値よりは低くなっておりますが、各種の管理は行われておりますが、これにつきましては、将来の問題としては、やはり原子力発電所で働いている方々の被曝量を最小限度にするように構造上の改善も必要なんじゃないか、こういうふうな思っております。そのために現在、原子力発電所の改良標準化という作業を進めておりまして、中間報告も出ておりますが、その一つの考え方は、これは修理をしやすくするとかいろいろ問題がありますが、一つの重点として、先生が挙げられました被曝量の問題も重点に置きまして、ここで働いている方々に悪影響のないように構造上の改善も加えていきたい、こういうふうな考えております。

○藤井恒男君 被曝の状況を一遍また資料で出してください。

先ほどちょっとお話のありました、法案第三条の「確認」ということですね、社債の募集の総額がその会社の電気またはガスの安定供給の確保のために必要な限度を超えず、かつ財産の状況及び償還能力に照らして過大でない旨の確認を受けなければならぬ、これは非常にむずかしい言葉だと思ふんですけど、これは平たく言ってどういふことですか、「確認」というのは。

○政府委員(増田実君) 今回御審議を願っております電気及びガスの社債の発行限度の特例につきましては、こういうふうな特例を認めるのに当たりまして、やはり毎年電気事業者またはガス事業者の社債につきましてその社債の発行が過大でないかどうかということ、つまり、限度内でありましてその年の発行額として過大であるかどうかということをチェックいたすのが一つ、またもう一つは、社債権者の保護という立場に立ちまして、これらの会社の財産の状況、それから今後の償還計画というものをチェックする、この二つを行うことによりまして、今回の特別の枠の拡大というものに対していまのような点を確認するというものを行うわけでございます。この方法

につきまして、確かに先生の御指摘のように、財産の状況を調べるといふことはいろいろな問題でむずかしい問題がありますが、ただ、この電気事業もガス事業も、これらの会社につきまして各種の会計報告とかいろいろな会計ルールその他、公益事業としてもこの事業法に基づいて行っておりますので、ほかの産業に比較いたしますれば相当詳細なチェックができるものというところで、今回こういう規定も設けられたわけでございます。

○藤井恒男君 最後にお伺いしますが、例の電気ガス税の問題です。これはもうたびたびわが方の議員から問題を提起して、その都度前向きに検討しますという答弁を得ておるわけです。家庭用の電灯、そしてガス、これはもう主食と同じものであって、それまで税をかけるというのはどんなものか、電気ガス税というのは悪法だというのが通説になっておるわけです。税率は多少低くなっているわけだけど、いま直ちに電気ガス税を撤廃するといふことは仮にできないというんであれば、税率を引き下げるとか、あるいは免税点を引き上げるとか、何らかの措置を講じていくべきじゃないか。これはもう毎回出されておる問題です、その都度それは困るんだと、それは、電気ガス税というのはずっと未来永劫になければならぬのだからという答弁じゃないんですからね。歴代通産大臣は前向きに検討するといふふうな言われおるんですから、その辺について御所見をお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(増田実君) 電気ガス税につきましては、私もいろいろ意見がございます。担当の自治省の方に対していろいろの申し入れを行っているわけでございます。従来に比較いたしまして毎年と申しますか順次下がっております。たとえば電気税については現在五%、また免税点も二千元というふうに一応の改善はなされておりますが、これにつきましてはなおいろいろの問題が残っております。ことに、もし今後電気料金あるいはガス料金が値上げになった場合にそれだけ負担が多くなるわけでございまして、この

点につきまして私どもの方から、いま先生のおっしゃられましたような趣旨を踏まえまして、関係省との間の交渉を行いたい、こういうふうな思っております。

○委員長(柳田桃太郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。一般電気事業者社及び一般ガス事業者社の社債発行限度に関する特例法案を問題に供します。本議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳田桃太郎君) 多数と認めます。よって、本議案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

竹田君から発言を求められておりますので、これを許します。竹田君。

○竹田現照君 たいだいま可決されました一般電気事業者社及び一般ガス事業者社の社債発行限度に関する特例法案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党の四党共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。
一般電気事業者社及び一般ガス事業者社の社債発行限度に関する特例法案に対する附帯決議(案)
政府は、本法施行にあたり、次の諸点について、適切な措置を講ずべきである。
一、企業の実質強化、資本構成の改善に資する

ため、設備資金の調達に当っては、外部資金に依存するだけでなく、長期的には、自己資本の充実を図り得るようになること。

二、電力債等の消化について、国債、地方債その他一般社債との競合とならないよう発行に際しては十分配慮すること。

三、電気事業における設備投資の巨額化に伴い、投資及び設備運用の効率化を図るため、電源開発株式会社等の活用を含めて、広域運営を積極的に展開すること。

四、原子力発電については、発電所の建設、運転についてはもとより、使用済み核燃料、放射性廃棄物等の処理・処分を際して、万全の環境保全と安全確保の対策を講ずるとともに、原子力発電に関する国民的合意を得られるよう極力努力すること。

五、今後の電気事業・ガス事業の経営については、公聴会のあり方及び各種審議会の構成等に消費者の意見が十分反映されるよう努めること。

右決議する。

○委員長(柳田桃太郎君) たいだいま竹田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳田桃太郎君) 全会一致と認めます。よって、竹田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

たいだいまの決議に対し河本通産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。河本通産大臣。

○國務大臣(河本敏夫君) たいだいま議決をいたしました法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を尊重いたしまして、万全を期する所存でございます。

○委員長(柳田桃太郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いた

いと存じますが、御異議ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳田桃太郎君) 次に、訪問販売等に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。河本通産大臣。

○國務大臣(河本敏夫君) 訪問販売等に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年、商品の取引方法は、著しく多様化しております。小売販売では、訪問販売及び通信販売が広範に普及しつづけております。卸売販売では、マルチ商法と一般に呼ばれております連鎖販売取引が増加してきております。これらはいずれも、その取引方法が、店頭販売等の通常の商品販売とは著しく異なっており、そのため販売業者と取引の相手方との間でさまざまなトラブルを引き起こしております。たとえば、訪問販売及び通信販売につきましても、販売条件がいまいちになりやすく、また、購入者が十分に検討することなく契約の申し込みを行いがちであるため、後日、解約などをめぐってトラブルを引き起こすことが多く、他方、連鎖販売取引につきましても、多額の出資を伴うものであり、不当な勧誘が行われることが多く、絶えず問題を生じております。

こうした状況にかんがみ、これらの販売取引を公正にし、購入者等が受けることのある損害の防止を図ることに、購入者等の利益を保護し、あわせて流通の近代化を行うことは、極めて重要な課題であります。この点に關し、昭和四十九年十二月の産業構造審議会流通部会中間答申におきましても、立法措置を含め所要の措置を講ずることが必要であるとの御意見をいただいております。

この法案は、この答申の趣旨に沿って、訪問販売、通信販売及び連鎖販売取引を公正にし、購入

者等の受けることのある損害の防止を図ることを主な内容とするものであります。

次に、この法案の要旨について、御説明申し上げます。

まず第一に、訪問販売につきましては、販売姿勢の改善及び取引条件の明確化を図るため、訪問販売を行うおとする販売業者は、相手方に対して、氏名等を明示し、契約内容を明らかにする書面等を交付しなければならぬこととしたしております。また、その相手方は、四日間は、無条件で解約ができることとし、購入者に再考の機会を与えることとしております。

第二に、通信販売につきましては、販売業者は、広告に一定の必要事項を表示しなければならぬこととし、後日、送料、返品等をめぐってトラブルが発生することのないようにいたしております。また、前払い式の通信販売を行う場合には、販売業者は、申込者に対し、遅滞なく書面により一定の事項を通知しなければならぬこととし、取引が公正かつ確実に行われるようにいたしております。

第三に、連鎖販売取引につきましては、不当な勧誘を防止するため、連鎖販売業の統括者及び勧誘者が勧誘の際に連鎖販売業に関する重要事項について不実を告げる行為等を禁止するとともに、適正を欠く勧誘を引き続き行われるおそれがあるときは、統括者に対し、勧誘の停止または連鎖販売取引の停止を命ずることができるといたしております。

また、取引条件の明確化を図るため、連鎖販売業を行う者は、相手方に対して、契約の締結前に連鎖販売業の概要を記載した書面を交付するとともに、契約の締結後契約内容を明らかにする書面を交付しなければならぬこととしていたしております。

さらに、その相手方は、七日間は無条件で解約ができることとし、再考の機会を与えることとしていたしております。

イオプシオンにおける商品返還請求期間につきまして、衆議院で修正が行われております。

以上が、この法案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○委員長(柳田桃太郎君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員佐野進君から説明を聴取いたします。佐野進君。

○衆議院議員(佐野進君) 訪問販売等に関する法律案の衆議院における修正につきまして御説明申し上げます。

修正点の第一は、連鎖販売取引について連鎖販売業者と契約を締結した者がその契約の解除を行うことができる、いわゆるクーリングオフ期間を七日から十四日に延長すること。

第二は、販売業者が売買契約に基づかないで送付した商品の返還を請求することができなくなる時期を商品送付後六カ月から三カ月に短縮することでありまして、いずれも、消費者等の利益をより一層保護するものであります。

以上であります。

○委員長(柳田桃太郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。天谷通産産業審議官。

○政府委員(天谷直弘君) 訪問販売等に関する法律案につきまして、ただいま、大臣が御説明申し上げました提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

訪問販売、通信販売及び連鎖販売取引は、それぞれ種々の問題を起しております。

まず、訪問販売は、販売業者が店舗外において積極的な販売行為を行うものであります。この販売方法が近年急速な伸びを示しております。消費者が店舗に向くことなく商品の購入を行い得ること、また販売業者も潜在的な積極的な開拓ができることなどのメリットを有しているためであると考えられます。しかし、一方では、販売業者の強引な販売行為、不明確な販売条件な

ことから、後日、解約などをめぐって紛争が生ずることも少なくありません。

また、通信販売は、販売業者が広告手段により、広範な地域にわたる消費者に宣伝を行い、商品を広域販売するものであります。この販売方法は、購入の簡便さ、広域販売の可能性などのメリットが大きい。近年、訪問販売と並んで急速な伸展を見せているものであります。しかし、通信販売においては、広告が唯一の情報伝達手段であるため、広告が不正確であったりあいまいであると取引当事者間に意思の不一致を来すこととなるおそれがあり、また、遠隔地者間の取引であるため、商品の遅延などによって消費者が不安定な立場に立たされるなどの問題があります。

次に、連鎖販売取引につきましては、世上マルチ商法と言われておりますものがこれに相当いたします。マルチ商法は、昭和四十八年ごろからわが国でも盛んに行われるようになったものであり、商取引にふなれな一般人を特定の利益で誘引して多額の出資をさせる点に特色があります。そのため、この商法におきましては、不当な勧誘が行われることが多く、また、一たび契約を締結してしまつた後で思い直しても、契約は解除できず、出資金を回収することはきわめて困難であり、絶えず問題が生じております。

このため、これらの販売取引を公正にし、その問題点を是正することが焦眉の課題となっております。

以下、法律案の主要な点につきまして若干の補足説明を申し上げます。

第一に、訪問販売につきましては、まず、販売業者は、訪問販売を行うときは、相手方に対し、氏名等を明示すべきこと及び契約内容を明確に記載した書面を交付すべきことを販売業者に義務づけ、販売姿勢の改善及び取引条件の明確化を図っております。また、その相手方は、四日間は無条件で解約ができるといふいわゆるクーリングオフの制度を設け、購入者が再考して不利な取引から脱することができることとしております。

第二に、通信販売につきましては、広告に一定事項を表示すべきことを義務づけるとともに、前払い式の通信販売を行う場合には、申込者に対し、書面により、申し込みの諸否、送金を受けた旨など一定の事項を遅滞なく通知すべきこととし、取引の公正化及び確実化を図っております。

また、一方的に商品を送付してその購入を押しつけるいわゆるネガティブオプションにつきましても、一定期間経過後は、商品の返還を請求することができないこととするにより、現行法では対処し得ない商品を送付された者の商品保管義務についてその軽減を図っております。

第三に、連鎖販売取引につきましては、おおむね次のような考え方により規制しようとしております。

すなわち、商品の再販売をする者を特定の利益で誘引し、その者に一定の基準以上の負担を負わせるような商品販売業を連鎖販売業としてとらえ、この連鎖販売業のうち、取引の相手方がその商品を店舗等によらないで販売する個人であるときは、特に以下に述べますような措置を講じてその者に法的な保護を図ることとしております。

まず、勧誘段階に問題が多いことにかんがみ、不当な勧誘が行われることのないよう統括者及び勧誘者が重要事項について不実を告げ、または重要事項を告げない行為を禁止し、さらに、適正を欠く勧誘が継続して行われる場合には、主務大臣が統括者に対し勧誘の停止、取引の停止を命ずることができるとしております。

また、事業や契約の内容を取引の相手方に十分理解させるため、広告につきまして規制を加えることとするほか、契約の前後に、事業の概要や契約の内容を示す書面を交付することを義務づけております。

さらに、契約を締結してしまつた後にも再考の機会を与えるため、連鎖販売取引の相手方は、通常の場合は契約締結後連鎖販売業を行う者から契約の解除を行うことができる旨等を告げられた日から七日間、大量の商品の購入を義務づける契約

については、その相当量の引き渡しがあつた日から七日間は、契約を無条件で解除できることとしております。

なお、さきに御説明がありましたように、この契約の解除ができる期間につきましては、七日間を十四日間とする修正が衆議院で行われており、いわゆるネガティブオプションにおける商品返還請求権を失うなどの期間につきましても、六月を三月とする修正が行われております。

以上、この法律案につきまして提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

何とぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

午後五時二分休憩

○委員長(柳田桃太郎君) 暫時休憩いたします。

午後五時十五分開会

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き訪問販売等に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○対馬孝且君 法案の提案理由がございましたが、できるだけ早く散会することに協力する意味で、法案に重点をいましてまいりますが、ただらと長い答弁を要りませんから、簡潔明瞭に答えていただきたいということを冒頭申し上げさせていただきます。

〔委員長退席、理事熊谷太三郎君着席〕

昨年の三月二十四日に、私は予算委員会でお話の方からAPOジャパンのマルチ商法問題で提起をいたしました。そのときに当時の公安委員長でありました福田いままの大臣から、できるだけ早い機会に立法化をするというお答えを願っているわけでありました。

そこで、この本法の立法化、特にマルチ商法にしばって申し上げますが、長年の被害者の願望であつたという点から、治安当局はこれにこたえて

いただいて、一応法律が前進することができたというところは評価をしたいと思います。しかしながら、問題は法律をどう運用するかという、不当商法でありますから、この点何と云つても悪徳商法、詐欺的商法であるというところは間違いないわけですね。時間がありませんから内容には触れませんが、あえて言えば百万人、二百万人と云われても、北海道でも千人を超えているという、炭鉱離職者がずいぶんひっかかっているんです。だから私は去年取り上げたんだ。こういう問題もありまして、ひとつ今後法律運用に対する基本姿勢をどう考えているか、この点、第一点として伺います。

○政府委員(天谷直弘君) 御指摘がございましたように、法案の準備ができておらず、そのために被害者がふえておるといふことには、非常に反省をいたしております。この法案の施行に当たりましては、政省令等を十数本用意する必要があるわけでございますが、できるだけ実態に即して適確に悪いマルチ商法の取り締まりが行われるようにはいたしたい。特にこの取り締まりに当たりましては、警察当局それから公正取引委員会当局、その他関係省庁と緊密な連絡をとってやる必要があると存じますので、通産省とこれら各省と緊密な連携のもとに取り締まりの実効を上げたいというふうな考えをしております。

○対馬孝且君 そこで問題は、本法案が成立しての点については、附則第一条でございまして、猶予期間を置かなければならぬか。いままでの相当な約百万とも伝えられる被害者が発生しているにもかかわらず、猶予期間を六カ月置くと云うようなことではなく、成立したら、できればあつたからこの法律を適用する、こういう考え方を対応すべきでないかと考えるんです。猶予期間を六カ月置いたという点はちよつと私も理解できないんです。この点はどうか考えておられますか。

○政府委員(天谷直弘君) もちろん、購入者等の利益の保護の見地からは、施行期間が短い方が望

ましいわけでございますけれども、この法律を効果的に施行するためには、政省令を十数本つくる必要があるわけでございます。政省令の中身に

よりましてこの法律が非常に効果的であるかどうかというところが決まるかと存じますので、きわめて実態に即した方がいい内容の政省令をつくらなきゃいかぬと思つておられるわけでございますが、この準備のためにかなりの期間が必要だということが一つ、もう一つは、国民の権利義務関係に

かなりな修正を加えます。一般法である民法、商法、この基本的な法律に対する例外をかなりつく

るわけでございますので、やはり法律の周知徹底というところにきわめて熱心に、かつ慎重にやる必要があるというふうな点もございまして、六カ月以内というところで、できれば六カ月と言わずな

るべく早くやりたいと思つておられますけれども、一応六

カ月以内というふうな期間をとつた次第でございます。

〔理事熊谷太三郎君退席、委員長着席〕

○対馬孝且君 被害者からの訴えは、できればあつたからでも適用してもらいたいという切実な訴えがありますから、六カ月と言わず、それを早めるといふことを特にひとつ要請しておきたいと存じます。

そこで、警察庁の方にちよつとお伺いしますが、本法案に刑事罰が盛り込まれたことによりまして、ある程度法違反に対してつまり取り締まりが強化をされるかと考えます。したがって、去年も私は申し上げたんでありますが、マルチ企業と言われれば、大小含めて大体数社、代表的なものAPOジャパン、ホリデイマジックそれからジエッカーなどがございまして、これらからものが代表的なものですけど、ともあれ数社あると云えられておられるわけでありまして、このマルチ企業はすべて把握をされているかどうかは別にしまして、法律違反に対して必要な取り締まりを十分に行う用意が容易ではないと思つておられますが、特に大衆投資家を初めとする一般庶民の被害を守るために、警察庁としてどのように取り締まり体制を強

化されようとしているのか、この考え方をちよつと聞きたい。

○説明員(柳館栄君) 従前は御承知のとおり、マルチ商法につきましては法の適用と申しますと、刑法が主でございます。したがって、詐欺罪であるとかあるいは恐喝罪であるとか、あるいは不法監禁ということにならないと取り締まりができません、こういうことになっておたつたわけでございませう。ところが今回の法律によりまして、もっと形式的な犯罪の段階で、たとえば、契約に際して虚偽の記載をした書面を提出すること自体で犯罪が成立する、あるいは重要事項の不告知、あるいは一定事項の広告の義務、こういう形式的な犯罪で捜査に入っていくことができるということになりますので、実質被害という観点から言いますと、それ以前に私どもの手で処理できるものも出てまいるといふ意味で評価いたしておるわけでございます。

○対馬孝且君 そこで、マルチ商法等による被害の苦情を受け付けるといいますか、そういう窓口体制についてちよつとお伺いしたのであります。たとえば法律違反があったとした場合に、各警察署で被害の苦情を受け付けるような体制をとってほしい。というのは、去年APOジャパンのときも駆け込み訴えしたけれども、事実上窓口がなかったということで、被害者が非常に御案内のとおり、去年軟禁状態までされたという状態があるわけです。この窓口体制というものをひとつどう対処されようとしているのか、これをちよつとお伺いしたい。

○説明員(柳館栄君) 窓口体制でございますけれども、現在全警察署に大きいところは防犯課というところがございます。また、小さい警察署で防犯係というのがございます。また、警察本部は保安課あるいは防犯課、その県によつて名前が違いますけれども、そこで集中的に処理する、こういうことにいたしてまいりたいと思っております。

○対馬孝且君 経済企画庁、来ておられますか。——経済企画庁の立場から、この法案を基本にいたし

まして、消費者保護の立場でこの悪徳商法をどのように取り締まり、あるいは悪徳商法に対する行政的な排除等について、経済企画庁の立場から、消費者保護という立場でどう対処されるのか、これをちよつとお聞きます。

○政府委員(藤井直樹君) マルチ商法につきましては、昨年の六月に十省庁申し合わせ事項がございませう。内容は主として商法の取り締まりを第一に、それからマルチ商法によつて扱われる商品の点検、これを第二、それから第三には、このマルチ商法に伴う危険性というものを消費者に周知徹底するという点、さらに苦情処理を適確にする、こういうようなことを主たる内容といたしまして、総合的な対策を講じたわけでございます。

今回、このマルチ商法につきまして、通産省の御努力で直接これを規制するという法律が提案されたわけでございます。こういうことになりましたので、この十項目について非常に強力な規制の手段が設けられたということになりますので、従来やつてまいりました査察に加えてこの規制を強力にやつていくということで、マルチ商法の被害を根絶するという点について努力してまいりたいと思ひます。

○対馬孝且君 そこで、基本姿勢について大臣にひとつお伺いしますが、この法律案の趣旨からまゝいりまして、悪徳商法あるいは詐欺的行為に対して、つまり行為に対する取り締まりの法律である。それからマルチ商法あるいは訪問商法の行為が、行為そのものを取り締まるということだけでなく、基本的にマルチ商法というのに対して取り締まるべく、あるいは規制をするという基本姿勢に立つべきではないか、こう考えるのであります。この点どうですか。行為でなくて、本質的に取り締まるべき性格のものである、規制されるべきものである、この点について大臣のひとつ基本姿勢をお伺いしたい。

○國務大臣(河本敏夫君) 要するに、この法律の基本的精神というものは、消費者を保護する、消費者の利益を守つていく、消費者の立場を守つて

いく、こういうことだと思ひます。そのためこの法律の内容等につきまして、徹底的にいろいろの方法でPRをしていく、こういうことが必要じゃないか。同時に、関係各省非常に多いわけでありませうから、常に関係各省との間に緊密な連絡をとりまして有効にこの法律が作用するように気をつけていく、こういう点が重点じゃないかと思ひます。

○対馬孝且君 いま大臣が、基本的な姿勢をこのようにむしろ強化をする、消費者保護ということを優先する基本姿勢に立つてこの法律が扱われると。もちろん法律の考え方はそこにある、こういう基本姿勢ですから、私も同感であります。

そこで警察庁に、保安課長にもう一回お伺いしますが、率直に申し上げるのだけれども、去年のAPOジャパンの際に、実際詐欺的行為があるという疑いで取り締まってもらいたいと私は強く予算委員会で申し上げて、おたくの保安部長も、国公安委員長もそのようにいたしますと、こういうことだったのでありますが、結果的に詐欺的な行為が成立しなかつた、この点に非常に私は疑問を持つのです。

なぜかという点、これは実は去年の予算委員会でも言っているから申し上げるのであります。どうも警察当局はなまぬるいんじゃないかという感じを被害者側が非常に持っているわけです。なぜかといえば、これは過去のことを言うわけじゃないけれども、APOジャパンの取締役、役員人事というのは、かつて神奈川県警の刑事部長とか、あるいは静岡県警の保安課長とか、こういう連中が全部APOジャパンの取締役、幹部になっているわけですから、これもすでに被害者は知つていてAPOジャパンの取締役あるいは幹部の中に名を連ねておるといふことがあるから、こういう悪質な商法であっても、やはり取り締まりが結果的にはできなかったのではありませんか、これは私が入つていないのではないかと、これは私が言っているのじゃないかと、被害者同盟、この

間私も出たのですが、こういう素朴な被害者同盟の声が実はあるわけでありませう。

私は先ほど手順を聞いたわけですが、こういう姿勢に対して、いま一度やつぱり警察庁としてそういう個々の問題についての姿勢を正して、まあ従来もやつていっていると思いますが、なおかつこういう被害者のそういう一つの問題が、不信なり、あるいは警察庁に対する見る目というものが出ているとすれば、これはゆゆしき問題でありまして、私はここを警察庁が厳然たる信賞必罰の姿勢で対処をする、この基本姿勢がやつぱり大事じゃないかと思ひます。

○説明員(柳館栄君) APOジャパンの件でございますけれども、実は昨年の三月、これは東京でございませう。それから六月には福岡、それから五月に大阪、これで検挙いたしております。これは先ほどちよつと触れましたけれども、不法監禁ということが一つ、それから恐喝、それから詐欺ということでございます。

御承知のように、詐欺罪の成立といひますのは、内容が欺罔された、その欺罔されたのかされないのかという点が非常に微妙な点でございます。そういう点で私どもも詐欺罪の適用ということが非常にむずかしいと考へておたつたわけでございます。ところが、そういう点が今度の法律によつて非常に詐欺罪に持つていかなくともきちりと取り締まりができるということになりましたので、従前の法律の活用は、さらに実被害の詐欺罪までいけば、またそれは当然いたします。しかし、被害が起つてからでは遅いので、起る前にそういう形式犯を適用してびしびしと取り締まつてまいりたい、こう考へておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

○対馬孝且君 それでは今度の法律が成立すれば、そのことにおいて取り締まりというものは、そういう事前の防止対策はとれる、こう理解していいですね。

○説明員(柳館栄君) この法案にございませうけれども、私どもが実被害が出る事前に行いますのは、

虚偽書面を交付したということ、重要事項の不告知があったということ、それから一定事項の広告が義務づけられておるのに履行されていないという点で、これはストレートに入っていると思えます。

それからもう一つ、非常に私も期待しておりますのは、行政処分命令というものが主管行政庁によって出されるわけでございます。これの違反がありますと、直ちにまた私どもの方で捜査に着手するということ、あるいは報告、立入権というものが行政機関に付与されることになり、その結果によって事前に、警察の手に渡る前に相当予防的な効果を發揮するのではなからうかというような点を期待いたしております。

○対馬孝且君 特に警察庁に私は強く申し上げておきたいのは、先ほど言った、かつて警察官僚がマルチ商法のそういった位置にいたるために、取り締まりができなかつたという被害者の意識が相当あります、この間私も出ましたけれども、これだけ特に申し上げて、これからの取り締まりをひとつ厳しく、法律ができた限り強化をしてもらいたいです。

それじゃ、天谷審議官にひとつ質問しますが、この法律を見ますと、先ほどあなたもちょっと触れましたけれども、政省令で片づけられるということが非常に多いのだな、これは率直に申し上げますと、私もちょっと調べてみたというよりも、いろんな意見を聞きましてけれども、法務局にもちょっと聞いてみたけれども、この政省令で定める内容、運用の問題はもうわかりますよ。わかりますけど、はっきり言って、余りにもこの種の法律としては多過ぎるんじゃないか。そこらあたりがかえって、被害者が心配していることは、政省令運用ということ逃げられちゃって、肝心な歯止めにならないんじゃないか、こういう心配をしているわけです。その点、先ほどお答えがありましたからいいですけども、これからつくりますけれども、そういうことにならないのかどう

うか。
それから、この政省令運用というものに逃げるか。それから、この政省令運用というもので、どうして言葉は悪いけれども、どうしてこれだけ全部処理をさしてしまふのかという点について、ちょっとお伺いしたいんですが。

○政府委員(天谷直弘君) マルチをやっておる連中、特に悪いマルチをやっておる連中というのが非常に多い連中でございます。法律をフルに使用して、そして法律の規制から逃げるというのをどうやってやるかということにつきましまして、日本やアメリカの法律を皆研究してやっております、こういう連中なわけでございます。したがって、ある法律規制をかけますと、たちまちに契約内容とか中身を變化させまして法律から逃げまくり、そういうことを考えておる連中でございますので、われわれどもとしては、規制の中身が非常に機動的でなければいかぬと思っております。機動的かつ弾力的でなければいかぬ。相手が変わったら、こちらもまた取り締まりの手を変えていく、機に依じて手を打っていくということではなければならぬと思っております。

ところが、法律で全部決めてしまひますと、敵が手を変えた場合に、また国会にお諮りを願つて法律改正しなければならぬという、敵がはるか遠くに逃げちゃいまして、とても追つかけてつかまえるわけにはいかなくなくと思っておりますので、その場その場でマルチ業者の出入に依じて政省令を変えていきまして、取り締まりの実を挙げたいと考えておる次第であります。

○対馬孝且君 そこで次に、法第十三条の、主務大臣はマルチ商法勧誘について適正を欠く場合は一年以内の勧誘停止または会社の業務停止を命ずることができるようになっておるが、この場合、問題が生じた場合に処分されるのは当然として、過去の例から見て明らかに不当な勧誘が行われるおそれが強い場合についても事前に取り締まりを行い、問題発生を未然に防止することができないかどうか、未然にその点を取り締まることが

できないかどうか。この点の、ひとつおそれがあつた場合の未然対策ということがどうかということ。この法第十三条の考え方について、ちょっとお伺いしたいんですが。

○政府委員(天谷直弘君) この法案におきましては、不当勧誘の禁止に関する違反行為には懲役を含む厳罰もつて臨むことといたしておりますので、このこと自体がきつめて強い予防効果を持つておるのではないかと考えておるわけであります。これらの規定の運用に当たりましては、関係省庁間の連絡を密にし、情報の早期把握に努めまして、先生が御心配のような事態が発生しないよう努力をいたしたいと思つておる次第でございます。

○対馬孝且君 私はこのマルチ企業に対して、弊害が生じやすいことから設立あるいは事業開始について主務大臣——通産大臣に対して届け出をするという、こういう義務づけたいと思います。これをやらせる必要があるんじゃないか。これから次へホリデイマジックからAPOジャパンに変え、やがてジェットカーに変え、最近はまだ変わっていくというふうな、そういう質的にずつと変えていくわけでしょう、私も自分で手をかけてみてわかつたのだけれども、次の事件が発生したときには新しい商法にまた変わつちまつておるという、こういうやり方になつておるわけでしょう。

だから、私はこの点を機会にひとつ、主務大臣に対して、つまりマルチ企業という、なかなかそれは数が多いから、どの辺で線引きをするかという問題は、それは技術的にあると思うけれども、少なくともいま通称言われている、問題商法といわれる悪徳商法についての届け出制というものを考えるべきではなかつたか、こう考えるんですか、この点どうですか。

○政府委員(天谷直弘君) いま先生御指摘の問題点は、私たちがいろいろと検討した次第でございますけれども、いろいろむずかしい点がありますので断念をいたしました次第でございます。むずかしい点と申しますのは、まず第一番目、届け出義務者の範囲をどうするかという問題でございます。届け出の義務をかけ、義務違反には罰則をかけるというふうなことであります以上、だれが届け出るかということがまず大きな問題でございます。これは連鎖販売取引業者の定義をするときも同じ問題があつたわけでございますが、マルチの中には悪いマルチ、いいマルチ、それから灰色のマルチといろいろございまして、なぜかと言いますと、基本的なことを申し上げて恐縮でございますが、マルチというのはネズミ講と商品販売の複合体でございます。

○対馬孝且君 わかつては、

○政府委員(天谷直弘君) ネズミ的な要素がうんと大きくなればこれは悪いマルチになります。それから、ネズミの要素が少なくて商品販売の要素が大部分というふうになれば、それは法の概念構成上は連鎖販売取引でありまして、実態的にはそれほど社会的な害悪を及ぼすとは考えられないものでございます。

こういふわけで、悪いマルチだけを定義して外へ出すということが非常にむずかしいので、届け出義務者がかなり広がる可能性がある、そうすると、そういうサブフランチャイズであるとか、あるいは特約店であるとか、こういうものに全部それじゃ届け出義務を課すのか、届け出しなければ罰則をかけるのかという問題が生じます。

それから次に、この悪いマルチの連中が果たして正しい届け出をするかどうかということが全く自信がございません。届け出で出てきたものがそれじゃ事実かどうかということについてこれを審査しなければ、とてもそういう審査はできないというのが実情でございます。

それからその次には、大体悪いマルチをやつて

いる連中といひますのは、ヒトデかナマコかミミズみたいなやつらでありまして、ちよつと抑えられれば体を二つにちぎって逃げてしまふというやうなことをやりますので、そういう変わる実態を追いまして次から次へと届け出を出させられるかどうか、そういう心配がございます。それからその次に、届け出制をとつた場合には、ずるい連中は、届け出を一たんしておきますと、通産省公認マルチというような看板を掲げて、通産省の名前を悪用するという恐れもあるわけでございます。こういうふうにあれやこれや考えますと、正直者は損して悪いやつに利用されるというやうな届け出制になる恐れもございまして、われわれはこれを避けた次第でございます。

○対馬孝且君 次の問題として「統括者」といふあれをどういふふうに見ているかというのを、ちよつと法第十二条の關係についてお伺いしたいんですが、法律で言いますと、連鎖販売取引について勧誘する際は、統括者または勧誘者は「故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。」ことになっているが、これは従来の刑法第二百四十八条に規定する詐欺罪の範囲とほぼ同じやうなものではないか。そこで詐欺罪がその構成要件の厳密なゆえ、マルチ商法に対して適用できなかつたことを考えると、先ほど私がちよつと申し上げましたけれども、実際できなかつたのでしたら、この第十二条がどれだけ生きてくるかという疑問が被害者にあるわけですが、この間も被害者と対話してみたのですが、十二条の問題について、特にマルチ商法で勧誘の仕方が、もしというやうな仮定の話を連続させて被勧誘者の誤解を招かせるやうな方法が常であり、必ずしも法で規定するやうな行為がなされるわけはなかり、不実のことを告げる行為がなされるというわけですね。それゆえに被勧誘者に誤認を与えるやうな勧誘がこの十二条で取り締まれるのかどうかという点について疑いを持っている、したがって、

これが処罰の対象にならないなら、省令でその禁止の明確化をうたうべきじゃないか、こういうのがこの被害者の方から出てくるんですが、この点はどうですか。

○説明員(眞砂博成君) 答え申し上げます。先生の問題の第一点は、法律第十二条に冒頭にございまして「統括者」といふものの範囲はどうかというのが第一点でございます。これにつきまして、第十一條の第二項に定義がございまして、「この章において「統括者」とは、連鎖販売業に係る商品に自己の商標を付し」ということ、またそれから、「連鎖販売業に関する広告を自己の名において行ふ」ということ、また、「連鎖販売取引に関する約款を」定めるといふこと、「又は連鎖販売業を行う者の経営に關し継続的に指導を行う」と例示をここに四つ挙げているわけでございますが、これは一応の判断基準でございます。その組織の実態に即してこの「統括者」といふのは決定をされるべきものでございまして、個人であるとか法人であるとかいふのは問わないわけでございます。ですから、あくまでもその実態に即して、この組織の中心をなす、この連鎖販売取引といったものを企画推進する者、これを實態的に「統括者」としてとらえるわけでございます。

それから、先生の御質問の第二点は、誤認を与えるやうな言動を弄すると、これがどうかの点かという御質問のように私お聞きしたわけでございますが、これにつきましては、第十三条に実は主務大臣の行政取り締まりがございまして、一年以内の期間を限つてございまして、取引の停止命令といふことがかけられるわけでございます。すけれども、その要件といたしまして、この十三条の真ん中辺にございまして、勧誘といふ場合において、その勧誘が適正を欠くものとして政令で定める基準に該当した、この政令の中に実は先生がおっしゃつたやうなことを規定するやうに考へております。

○対馬孝且君 それでは、政令でその点は昇華されるというふうな理解していいですね。——わかりました。公取にお伺いしたいんですが、独禁法の運用についてちよつと見解をただしたいんですが、独禁法の適用について、昨年の六月五日、ホリディマジック社に対して、リクルート料、つまり紹介料ですね、それから、報奨金及び利得金の利益をもつて販売員となるやう誘引していることが独禁法第十九条にひつかかることですね、不正取引の行為——独禁法第十九条、それにひつかかる、不正の取引に違反する、こういう中止勧告を出したんですが、それ以降、他の企業に対して立入調査したり、あるいは勧告出せずに終わっているのではないかと、率直に言つて、つまり、効果有余り出ないんじゃないかという点です、その点について。

独禁法は現在の取引方法だけが対象となつておりますけれども、過去の違反は問わないわけですから、公取がこの立入調査をした場合に、審査中の商法を変えてしまふ、あるいは取り締まられないというやうな限界点は一切どこにあるのかというのを聞きたいわけですが、なぜそれができないのか。立ち入りなりあるいは審査について、そういうものがびしびしと答えを出していくという措置ができないのか。どうも、これが公取に対する非常にまどろっこしいという点、そういうのが率直にあるんですが、この点、公取として、現在、ホリディマジックに昨年六月やつた勧告あるいは審査まで至らなかつたという問題を含めてどういふふうにか考へているか、ちよつとお伺いしたいんです。

○政府委員(後藤英輔君) 昨年、ホリディマジック社に対して、独禁法の不正な取引方法といたしまして、正常な商慣習に照らして非常に不当だと見られるやうな利益を与えることで勧誘をしている行為が独禁法違反だということで、ホリディマジックに昨年の六月に正式に勧告をいたしました。同社はそれを受諾いたしました。正式に審査をいたしました。そして、それに基づきまして、

て、審査で命ぜられたやうな勧誘員に対して、こういうふうな審査を受けて今後どういふことではないかというやうなこと、それから、全国たしか十一紙の新聞紙に対して、公取でどういふこと、こういう違反で審査を受けて、今後どういふことではないかというのを新聞で広告を出すということもいたしました。その後、ホリディマジックにつきましては、監査いたしました。その状況を見ております。

監査の結果はいずれ近くとまりますけれども、その間、ホリディマジックにつきましては、かなりその審査によりまして内容を変えざるを得ないし、変えておりますし、それに伴つて組織の運用といふものは非常に困難になつておるといふやうに実は聞いております。したがって、ホリディマジックに關する限りにおきましては、審決いたしました。七月にAPOジャパンにつきましても、やはり同じやうな方法でもって会員を募集しておつたという点で、これに対しても立入調査をいたしました。ところが、APOジャパンは、こちらが事実をつかむ前に、もう八月に、すぐにその問題となるやうな点、つまり、独禁法ではこういうやうな点が問題になるんだという点がホリディマジックの調査でもつてわかつたものでございまして、そういう点を次々と直していただきました。それで、最終的には、ことしの二月にまたさらにその内容を直しては、そういう計画の内容を見ますと、直ちに独禁法でもつて、たとえば、正常な商慣習に照らして不当な利益の供与だと見られるやうなリクルートとかそういうものがなくなつておりますので、現在の段階では、ホリディマジックのやうに審査をするというやうな状況には至つておらないわけでございます。ただその間に、先ほどもお話のありましたやうに、幾つかの組織に分かれていろいろあるものが現在まだ動いているという点は聞いておりますけれども、APOジャパンにつきましても、

ような状況でございますので、現在その内容を監査しているという状況でございます。

○対馬孝且君 ここが問題なんです。公取が勧告を出すまで相当、三カ月かかる、半年もかかっているわけでしょう。この間に部分的に商法のやり方を変えちゃうわけだ。たとえばリクルート料を取らないとか、紹介料を取らないとか、こういう悪質になっていくわけだ。ただその場合に、公取が半年もかかって勧告したりなんかしておったんでは、この事件に対して出たところはもう効果を失っているわけですよ。率直に私に言わせれば、だから、事前に先々へいくというのが率直なあれなんです。ただ、一つの行為については厳しく事実であるということ結構なんだけれども、そのびしとやるについても、半年もかかってたら勧告を出されたって、これは効果半減しちゃうわけだ。このことについて、もっと即決即断的に処置をできないものかどうか、この点ちょっともう一回お聞きしたいと思うんです。

○政府委員(後藤英輔君) 公取が立入検査をいたしましたし審査をいたしました、それから正式な審決を出しますというの、独禁法の手続上、これは実は裁判所についても第一審的な機能を持つということ、これだけの手続で審決を命ずる場合には相当なやはり証拠等を固めていかなきゃなりませんので、したがって普通の行政処分といたしまして、通常の場合、独禁法の場合には非常にちょっと時間がかかるというのはやむを得ないところであらうかと思えます。

ただ、公取の場合には立入検査をいたしますと、立入検査した段階でもってすぐに新聞に報道されまして、もうそれによって相当な影響が出るというの、実際にございますので、立入検査をするということその自体が、かなりな規制効果を上げているというふうに見られております。

○対馬孝且君 それでは、そういう点は私も全部知っているんだけれども、ホリデイマジックの場合の勧告の実態等も、まあ出たところは多少の効果が

ありましたよ。だけど、未然の対策ということになると必ずしもそうでないんで、私はそういう意味で、やっぱりむしろ立ち入りをばしとやったりとを、やっぱり他にも、ただその会社だけがわかつてるんじゃないかと公表するとか、そういう抑制のものがよくばんばん出ていけば、一つはこれの抑制にもなっていくんじゃないか、そういう措置を早く迅速果敢にやってもらいたい、そういう特にひとつ公取に要望しておきたいと思えます。

それからクーリングオフの問題で、先ほど衆議院の段階で二週間という事になったけれども、これはひとつ運用の問題として、私は実態をちょっとこの機会に言っておきたいと思うんです。北海道の例ですけれども、これは大夕張炭鉱というのが閉山になりましたね、御案内のとおりに、大臣も御存じのとおり、閉山になって退職金をもらったわけだ。そして兄貴が三百万円もらってA P O ジャパンの会員になって勧誘されたわけです。まあいわゆる催眠術にかかったわけだ、これは人狩り商法だからね。それで兄貴が三百万をそっくり、またその大夕張炭鉱の閉山でもらったものをばつとこう突っ込んでんじやったんだ。それでそのとおりやってみたけれどもさっぱり。

A P O ジャパンの内容というの、あれを自動車につければガソリンは少なくなるよとか、それから公害はなくなるよ、こういう売り込みなんだから、それで一カ月のうちに一週間出れば二、三十万円かせげる、こういう売り込みなんだから、これはおれだつて飛びつくよ、正直な話。一週間働いて二、三十万入るんだつたら、こんなもう国会議員やつたつたらしょうがないんだから、いや、本当。それは別に、とにかくこういふか、こういふね。ところが兄貴が入っているうちに、兄貴がどうもうまくいかないわけだ。やっぱり催眠術にかかっていくものだから、何とか次はうまくいくだろうと思って、今度はどこへ行つたかという、弟に対して勧誘をしたわけですよ。弟もまた退職金二百五十万ぐらいたつたらしい。おんじはまた二百五十万ぐらいたつたわけですよ。これはき

よりだいでして、一家A P O ジャパンに全く五百五十万、すうっと取り取られちゃつたわけだ。

そこで、一たん催眠術にかかったの目覚めなんだけれども、これは大学の精神学者か心理学者が分析したわけじゃないけれども、大体彼らのやり方というのは、一週間はこういう方法でやれよ、たとえば、A、B、Cというこの勧誘の方式、体験談を発表するわけだから、対馬孝且はこういう勧誘をして一獲千金をばんと、月に三百万円もかかったかと、いろいろなことを言うわけだ。こういう方式をやれば大体おまえは成功するのだと、こういう体験談を三人やるそうだよ、私は聞いたけれども、体験談発表を。そうすると、一人が発表したことは一週間、次の人が体験発表したら一週間またやってみると、またCの方が体験発表して、三人を大体やらせると。そうすると三、七、二十一日やってみたけれどもついにだめだったと言つて、これは発表一歩手前までいって泣きついてきたわけですよ。それで私は、何回も言うようだけれども、去年これを取り上げたのはそんなんだよ。

ところが問題は、この点について言うと、京都では自殺した者さえいるわけだ、高校生が。これは夫婦別れした者もいるわけですよ。現に新潟県の横井さんという人が三百万ぶち込んでいま告訴しているわけだ。だから、精神学者に聞いたわけじゃないが、大体三通りぐらあるというのですよ、この勧誘の仕方について。A P O ジャパンにホリデイマジック、ジュエツカの場合も聞いてみたんだけれども、催眠術にかかつて目覚める期間というのは大体三週間、やってみてやっぱりだめだつたということ、気がつくのは大体一カ月。私は、衆議院で二週間何でこれは妥協したかどうかと思つているのだ。私なんか参議院は自主性があつて、率直に申し上げておくんだけれども、体験者の経験によれば、クーリングオフの無条件期間というのは一カ月必要であるというのが率直な訴えなんです、この点私は体験談を発表したんだから、この点についてひとつ通産省

として、当局としてどう考えるか、お伺いします。

○政府委員(天谷直弘君) クーリングオフの期間が何日が妥当であるかというのはいろいろ議論の存するところでございます、われわれも非常に困つたわけでございます。短ければ消費者保護の目的は達成できませんし、それじゃうんと長ければ長いほどいいのかといふと、長ければ長いほどいいという考え方に対しては、これは民法、商法の一般原則に対する重大な例外をつくる、法的安定性を害するといふもう一つ別の立場がございますから、そういう方面の納得を得るということがきわめて困難でございます。基本的にマルチというものは違法だとしてこれを禁止してしまふのならともかく、一応適法として認められている以上は、余りにも法的安定性を害するような法制をつくるという事はやはり無理でございます。われわれとしましては、イギリスの法制が一番先にございまして、イギリスの法制も参考にして一応七日というふうなことで、そういう民法、商法の方の法制当局との妥協も成り立ちましたので、その辺で決めた次第でございます。

○対馬孝且君 二週間という修正案が衆議院で通過したわけですから、これはわかりますけれども、自民党さんみたいに、独禁法のように衆議院で通過したけれども、参議院でだめだなんて言いませんから、私は一応二週間という線については了承しますけれども、ただ、そういう実態があるということ、この機会にひとつ申し上げておきたいと思つたので、率直に申し上げます。

そこで私は、当初なぜこれは食い下がる——食以下がるとかそんな意味で言つているのじゃないかと、御案内のとおり四十九年十二月に産業構造審議会が答申を出したわけですね、これは天谷審議官御存じでしょう。

○政府委員(天谷直弘君) はい。

○対馬孝且君 私も読ましてもらつただけけれども、私の感じでは、あの産構造の内容よりもこの

法案で出した内容が後退しているというところはどうか、その点ちよっとお伺いしたいのですが。

○政府委員(天谷直弘君) クーリングオフ後の引き取り請求、返還請求の問題につきましては、確かに先生御指摘のとおり、答申に出ていることがこの法文の中では実現されておられません。この一点は確かに後退でございます。しかし、その他のいろいろな条項につきましては、特に十二条、十三条等の関係につきましては、答申案よりはるかに強化いたしております。全体として足し引きすればわれわれは答申案よりは出ていると考えておりますが、全体として見れば後退しているとは考えていない次第であります。

それでは、なぜクーリングオフ期間経過後の引き取りについて、われわれはこれを原案に入れなかったかということも簡単に申し上げますと、このマルチの加盟者というものは、いわばブドウの房のようにいろいろ相互関係が複雑になっておるわけでございます。これが三週間も四週間もたつたときに引き取り請求、返還請求をやるといたしますと、一体どういふことになるのであろうかというところでございますが、玉突き衝突みたいなになりました、たった一人か二人くらいが返還請求する分には、これは大した問題は起こらないと思っておりますが、十人、二十人、三十人というのが引き取り請求権を行使いたしますと、これは玉突き請求でつながらうと解きがたいような法律関係になるであろう。

したがって、そういう取引関係を不安定にする条項というのは、一見消費者を保護するようには見えますけれども、多分実際にやってみると動かない規定になってしまつて、結論は法律関係の混乱ということになるのではないかと、これを恐れまして、原案には入っておりませんが、われわれはここに入れないで、後から救済というより、未然防止ということで、後からの救済というより、できるだけ取り締まりを確実にやろうと

いう方向で処置した次第でございます。

○対馬孝且君 そこで問題は、このクーリングオフ期間経過後の措置が一番やっばり問題なんです、率直に被害者の体験を聞くと、それは一万や二万の金なら別です。先ほど言ったように、炭鉱離職者、三十年働いた探炭夫がぼんと三百万預けて、そのまま吸い上げられちゃうんだから、これは一生もうそれで終わりですよ、炭鉱離職者にしてみれば、あるいはそういう実際にひつかかった者にする。そうすると、解除後の措置ということについて何とか道がないのか、それをむしろこの法律で保護していくのが大事じゃないかという気がするわけなんです。気がするといふよりも、ぜひ被害者の訴えとしてはやっばりもらいたい、こういうことなんだよ。

私は具体的に申し上げますけれども、それは被害者が全国では百万とも言われておるんだけれども、つまり、クーリングオフの解除後に、そのいま法律で定めた期間内に解除して、催眠術にかかったのが目覚めて、そのときに私なら私が三百万やつた、その場合に返還義務というものでたとえば八割とか九割は返してもらえ、こういふような措置ができないものか。これがないと、やっばりやり得になつちゃうわけなんです、相手は相当これは巧妙なんだからね。御案内だと思つても、あのジェンカールの社長なんて弱冠三十四、五歳で百億の金を現在持っているといふことは、いかにだまらしかしたかといふことです。ああいう悪徳の者がのうと今日生きていけるといふこと自体もおかしいんだけれどもね。悪いやつほどよく眠るといふことなんだろうけれども、それは別にして、結論的に言つて、この救済措置を何らか行政指導として道がないかという点をもう一回ひとつお伺いしたいんです。

○政府委員(天谷直弘君) われわれも苦情相談、苦情の解決のあつせん等は一生懸命やりたいといふふうに考えております。ただ、相手が非常に悪いやつてございまして、相手は何と申しますか、法律どおりやろうといふのが連中の考え方でござ

います。ですから、法律上彼らの権利が主張できる場合には絶対にそれを譲らずですから、そこを人情で何とかと言つても聞くような連中ではないわけでございますから、われわれのあつせんというの

○対馬孝且君 ただ、そこへいくと天谷審議官、結局民法上の裁判に出る以外にないわけだ、被害者が、ところが、三百万もひつかかっちゃって、次に今度は民法上の措置を訴えて裁判に出れ、こつたつたつた、もうそうなりやすつてんでんなんだよ、実際言つて、なげなしの金で投資をやつて、それがついにひつかかつて一銭も戻つてこない、がっくりくる。それが自殺に発展したり、夫婦別れになったり、やがて親子同子でもけんか別れするといふことになつていけるわけだからね。さつき言われた政令なり省令で定めるといふことがあるとすれば、その前に何とか政令、省令の具体化の中で、被害者が幾らでも回復できるというふうな回復権というか、そういうものが認められないのかどうか。ひとつ省令、政令の段階で何とかならぬか、これ。率直にこの切実な訴えを被害者にかわつて言つていけるんだよ、私は、

○政府委員(天谷直弘君) いままことにごもつともなあれでございまして、法律的には非常にむずかしくて、こういう問題につきましましては、本文でできないことを政省令でするというところはちよつとむずかしいかと思つて、先ほどのことをちよつと補足いたしますと、なぜこれがむずかしいかといふことは、仮に法文で書いてもほとんど実効性がないであらうといふことでございます。さつき一つだけ、なぜ実効性がないかという理由を申し上げますが、もう一つ補足いたしますと、解除権を行使した場合に一体だれにそれ引き取り請求するか、だれに返還請求するか、その相手をだれにするかといふ問題が起つてまいります。

マルチのやり方はいろいろございまして、巧妙なやり方をすれば統括者は決して契約当事者にならないわけです。ならない場合に、それじゃそのな

らない、契約当事者でない統括者をつかまえて金を返せと言ふかといふことでもございまして、これはわれわれも法制当局といふ相談しましたが、けれども、それはできないといふことでもございませう。契約当事者じゃない者に返還請求はできない。そうすると、一体だれに返還請求するかといふ問題になります。要するに、ネズミ同士で返せ返せという騒ぎになるわけでございます。しかし、そういうことをやつたつたつたつて消費者の救済にはならぬだろう。したがって、そういう規定の実効性、実現性について私たちは非常に疑問を持っておりますので、いろいろ考えてみましたけれども断念をした次第であります。それよりも十二条、十三条のような取り締まりに重点を置くべきではないかといふふうに考えたわけでありませう。

○対馬孝且君 それじゃ、協力する意味で、最後一問だけ申し上げます。いま言ったことについては、いざれにしてもこれは駆け込みに来ますからね、被害者が、駆け込んだ場合は通産省が、本当に行政指導という立場の範囲でぜひひとつ措置をとってもらいたいといふことが一点であります。

それから二点目は、何といつてもこれからの、この法案ができた上での限り、消費者に対する啓発の問題です。私、率直に申し上げますけれども、人狩り商法にいかにかひつかからぬか、防止をするかといふことが大事なんです。消費者に対する啓発について学生、主婦、特にこういったPR活動といふものは、そういうものに対してひとつ、経済企画庁は消費者保護の立場から、通産省は通産省の立場から、それから警察庁は警察庁の立場から、公正取引委員会は公正取引委員会の立場で、消費者の啓発に対する措置をぜひ講じてもらいたいといふことで、最後に各関係省からひとつ一声ずつ決意のほどを聞かしてもらいたいと思つて、それで終わります。

○政府委員(天谷直弘君) 先ほど大臣の御発言にもありましたように、そういう方向で一生懸命努力したいと思つております。

○説明員(柳館栄君) まさに被害にひっかからないことが最も重要なことでございまして、私どももあらゆる機会をとらえてPRしてまいりたいと思ひます。

○政府委員(後藤英輔君) 公取といはしまして、法律違反がありました場合には、先ほど先生も御指摘のような点につきましても嚴重に迅速に処置する。それから、いろいろな被害等についての申告がございました場合には、ぜひその話をよく聞きまして、いろいろ巧妙な手段を講じました場合でありまして、直ちに法律違反として取り上げることがむずかしいような場合でありました場合には、むしろ行政指導というよりな形で、でもどんだん指導をして、被害が起らないようにいたしたいと思ひます。

○対馬孝且君 できますね。――

○政府委員(藤井直樹君) 企画庁といはしましては、国民生活センターの消費者啓発事業の中でこのPRを強力にやっていたと思ひておりまして、同時に、地方公共団体、それから地方の消費生活センター等にも十分連絡いたしまして、この広報について万全の措置をとっていききたいと思ひております。

○対馬孝且君 以上で終わります。

○桑名義治君 先ほどから具体的にいろいろマルチ企業に対する質疑が行われたわけでございまして、まず、通産省と公取にお尋ねをしたいわけですが、マルチ企業は現在マルチという名前を使わないで、巧妙化して、都市からだんだんその周辺へそのきばを向けている。そして、地方の純真な人々を食い物にしているという実態であるわけだと思ひますが、またには約五百社ぐらゐあるだらうというふうには言われているんですが、通産省、公取が現実には把握している数はどのくらいあるんですか。

○政府委員(天谷直弘君) マルチ商法を行っている企業の数につきましては、二百という説とか五百という説とかいろいろございまして、実態は把握され残念ながらつまびらかにいたしておりませ

ん。ただ、これの中で典型的に悪いやつだけが大体わかっているわけでございます。たとえばホリデイマジック、APOジャパン、ベストライオン、ジェットカーチェーン、こういうところ以外のものでございまして、いわばどろぼうの突態いかにんといつたようなものでございまして、なかなかわからないわけでございます。

○政府委員(後藤英輔君) 公取でもその実態についてちょっと調べる手がかりがございまして、実態はつかんでおりませんが、ただ、その被害があったということでもって相談に來ている数等からいたしますと、私どもの方には、たとえばAPOジャパンが分票いたしました、二十社とかいうような数にふえております。それらを

○桑名義治君 いわゆるマルチが、どういふ企業が現在動いているかということ、ある程度いろいろな組織を通じてこれはやっぱ把握しておく必要があるんじゃないかというふうに考へるわけですが、それがとりもなおさず消費者に対する保護につながっていく、こういうふうに思ふわけですが、その中で最近、九州や中国地方を中心に、いわゆる西日本一帯に被害者を多く出している洗剤を扱うゴールデンケンケミカルプロダクト日本支社というものがまた出ていっているわけですが、この支社があるのは港区の白金台というところで、デーブ・S・森社長というのが社長だそうですが、これはいわゆるマルチ商法企業であるかどうか。昨年七月の二十八日に公取の福岡地方事務所被害者が訴えているというところでございまして、この調査の結果はどういうふうになっておりますか。

○政府委員(後藤英輔君) 昨年、九州の地方事務所の方に被害という形で参ったのではなくて、ゴールデンケンケミカル売っている洗剤が、たとえば無公害だとか、それから一〇〇%何とかといううな表示をしている、これが景表法違反じゃないのかといううな問題として昨年は参つておた

わけでございます。そういう景表法違反の不当表示の問題として最初の問題を調べておたわけです。その後これが、むしろその商法自体がマルチ商法であつて、それによって被害を受けているという問題が出てまいりまして、具体的にマルチ商法としての被害の訴えございまして、この二

洗剤の誇大広告と申しますか、この点につきましては、いろいろと調べたんでございまして、これはやはり化学的な実証をしなければならぬので、洗剤につきましては、なかなかそれについて異論がございまして、コンセンサスがな

したがつて、これを直ちに法律違反というふう

誇大広告の内容について決めつけるわけにはまい

らなかつたわけでございます。洗剤につきま

して、そのほか一般的なそういう誇大広告の問題が

ございまして、現在洗剤全般について公正競争規

約をつくらうという機運がございまして、その

際に関係各省等とも相談いたしまして、洗剤の不

当表示の基準というのについて詰めてまいりた

い、そう思つております。

○桑名義治君 通産省はどうですか。

○説明員(真砂博成君) 私の方で最近のマルチ商

法のやり方を見ても、従来は、リクルー

ト料、取引料と法律では言つておるのでござい

ますが、こういう取引料の名目で金銭を徴収してき

たものが代表的なものであつたのですが、その

後、この取引料、リクルー料といううな姿

を変えまして、当初に非常に大量の商品を購入さ

せまして、その売買差益をもつて実質的にリクル

ート料にかえるといううな商法を使ひ出してお

るといふうなところが出てまいりました。その

一連の關係のものとしまして、私どもも法律との

關係、この辺を研究はさらに進めたいと思ひます

が、ゴールデンケンケミカル社とか、御指摘のござ

いましたところは、こういううな後で私が申しま

したうな商法、わりあいそちらの方をお使ひに

なつていふうな企業ではないかと考へる次第で

る聞きましとところが、リクルート料、つまり公取がホリディマジック等に対して立入検査をやった、それと同じような形でもってこれを直ちにずばり不当な利益供与による勧誘だとは見られない、しかし、実質的にはそう判断していいんじゃない、さうかというところで、指導といたしまして、これは問題がある、そのリクルート料と見られるさういう売買差益は、実はリクルート料的な不当利得であるとか、それからまた、恩給とかいったような制度なんかもございまして、二%の恩給をやらんとかいような、これもやはりリクルート料的なものじゃないか、さういふようなところで、むしろ強い態度でもってこれに対しては指導いたしまして、そうしまして、先方の方でもってその点を直した案をその後出してまいりました。それをいまこちらの方で検討しているという段階でございまして、それを直ちにいまホリディマジックと同じような形でもって違反の疑いありというので取り上げるというのは、ややむづかしいかと思っております。

○政府委員(天谷直弘君) ゴーデンケミカルについては、現在のところまだ通産省として調査が十分でございまして、新法成立の暁には、われわれとしてはこの法律で十分取り締まられると思っておりますので、さういふ方向で協力いたしたいと思います。

○桑名義治君 そこで、この法律が施行されるのは、結局さつきのお話のように、この中にもありますように、ひとつ時間的に経過がかかるわけですが、したがって、その間のつなぎとして、いわゆる公取の任務というの、あるいは検察庁の任務というの、警察の任務というの、こういうものが非常に大きいと思うのです。これが、法が施行されれば通産省としても積極的に法の施行のために動き始めるわけですが、その以前の問題としてやっぱり公取、警察庁の動きというものは非常に大切な動きになってくる、こういうふうなわれわれは考えておるわけですが、昨年五月の独禁懇話会の意見を受けて、それを示唆

しながらホリディマジック、APOジャパン、こりやつた摘発が行われたわけですが、警察庁としてはさういふ法律の施行を待つまでもなく、積極的にさういふ法律のあるのはやっぱり手をつけるべきじゃないか、調査に入るべきじゃないか、さういふふうな思われたいと思っております。○説明員(柳館栄君) 御承知のように、警察庁が手をつける場合には、犯罪の容疑があるという刑事訴訟法に縛られた行動しかできないという点が、私どものいままで動けない理由だったわけがございまして、しかしながら、現実に詐欺等で立証が可能なのはやっておりますので、さういふ現在の法律を大いに活用してこれを進めてまいりたいと思っております。また、特に啓蒙運動が非常に大切だ、ということも先ほどの御指摘もございまして、さういふ方面にもひとつ力を入れてまいりたい、さう存じております。

○政府委員(後藤英輔君) ゴールデンケミカルにつきましては、現在さういふような形でもって問題を独禁法上の問題点という形で指摘いたしました、先方がこれに直すという形で直す案を出してきておりますので、それらをさらにもう少し厳しく指導してまいりたい。その際には、指導でございまして、かなり広くかなり厳しく言えると思っております。たとえは今度の法ができました場合には、十二条というふうな趣旨なんかも頭に置きながら、公取としては広い意味での指導ができてまいりたいと思っております。さういふ意味で厳重に指導してまいりたい、さう思っております。

○桑名義治君 先ほどからいろいろと具体的な例で質疑が行われましたので、時間の経過を考慮してそれはもう省略しますが、ただ、クリーニングオフの、経過後の処置ですね、これをもう一遍だけお尋ねしておきたいと思っております。これが法律から落とされた理由をもう一遍お尋ねすると同時に、クリーニングオフと一体性を持たせることが是非かという問題についてもう一遍見解を伺っておきたいと思っております。

○政府委員(天谷直弘君) クリーニングオフ後の契約解除につきましては、一般法が適用されるわけがございまして。民法、商法が適用されるわけがございまして。したがって、民法、商法上の法律関係はもちろん存在しているわけがございまして。次に、それではそのクリーニングオフ経過後において、九〇%ぐらいの引き取り権とか返還請求権とかいふのを認めたらどうかという議論がたとえば産権審の答申の中にもあるわけがございまして、なぜそれを採用しなかったかということにつきましては、一言に言いますと、その法律効果の結果として上がるかどうかということについてわれわれは疑問を持ったからでございまして。

なぜ法律効果が上がらないと考えるかという点とありますが、第一には、マルチというのは契約関係がきわめて複雑になっております。たとえば取引料を何人かの人に、ネズミ同士の間で分配するさういふようなシステムになっておるわけがございまして。ところで、一月なり二月なり過ぎたから九〇%返せというふうなことが、ただ一人の人が言っておるんだとすれば多分それは解決できると思いますが、ところが、連鎖販売に加入しておる数十名の人がさういふことを一度に主張いたし始めますと、何か対抗びんた、殴り合いをやっております。たといは消火器あるいはガス機、法律関係の整理收拾ができないだらうというのが第一点でございまして。

さういふ場合のそれじゃ解決策として、統括者にみんな請求するさういふことにはならないだらうという考え方があろうと思っております。ところが、統括者に対して請求するさういふ考え方は、法制当局等と相談したところ、統括者が契約当事者じゃない場合が多いから、契約当事者じゃない者に返還請求はできないさういふような意見でございまして、契約当事者じゃない者に返還請求権を認めるといふことは、いまの法律観念からいってどうしても無理である、さういふことでございまして、さうだとすると、さういふ返還請求権を認めると、何かみんな

何となくそれで自分の金が取り戻せるかのごとき幻想を抱きますけれども、実際には決して持つてこないだらう、余りにも法的安定性を害することになるのではないかと、さういふことを恐れて、結局はやっぱりいろいろ考えた結果、十二条、十三条で取り締まらざるを得ない、答申案の中における九〇%の返還請求のところは落としましたけれども、その他の部分は答申よりもすべて強化したような法律案になっておる次第でございまして。

○桑名義治君 さういふと、民法の九十五條の問題ですね、これから考えると、いわゆる民法上の要素の錯誤、さういふことからクリーニングオフの期間経過後も契約の無効を主張できる、さういふふうに一応考えられるけれども、いろいろとさういふ複雑な問題があるから除いた、さういふことですね。

○政府委員(天谷直弘君) おっしゃるとおりでございまして。○桑名義治君 次に、訪問通信販売の問題について少し質疑をしておきたいと思っておりますが、訪問販売における一番多い苦情というものが、虚偽の説明よりも商品を押しつけられたとかいふ苦情が非常に多いわけがございまして。たとえは消火器あるいはガス漏れ警報機、これは公の機関の名を借りまして売りつけることが非常に多かったわけがございまして。消火器について言えば、消防庁やあるいは市町村などが万のときに備えて消火器の設置を奨励、PRする一方、販売業者はそれがあつたかも義務づけられていさういふわけでございまして、このような場合詐欺罪などの適用も可能ではあるが、これといたしまして最終的には裁判所でもって争うさういふようなことは現実にはやらないわけがございまして、結局は泣き寝入りということになるわけがございまして、さういふことから訪問販売においても連鎖販売で規定をされておる第十三條のような勧誘に対する規制を法律に織り込むべきではないかと思つて、どうですか、

この点の考え方を伺います。

○政府委員(天谷直弘君) 連鎖販売取引において十二条という特別の規定を設けましたのは、連鎖販売取引そのものが非常に反社会的な要素を含んでいる、特に連鎖販売取引におきましては勧誘方法が一人中心の問題である、勧誘方法で徹底的に人をだましたりするところに大きな問題がある。それから、連鎖販売取引の相手方が法律上は一般消費者ではなくて商人ということになっておりますので、独禁法や景表法のような既存法令の適用がむずかしい、こういうような特別の事情がございます。十二条という規定を入れたわけでございます。しかし、訪問販売というのはいろいろ問題は起こしておりますけれども、デメリットもございませんけれども、一般的に申しますとこれはメリットがある販売方法であつて、連鎖販売取引とははるかに違つた性質のものだ、反社会性という点に關する限りにおいて連鎖販売取引のようなおかしいものではないというふうにわれわれは思っております。必要があれば刑法とか、それから景表法とか、そういう既存法の体系で対処することができるといふふうに考えておりますので、十二条のようなきつい直罰規定でもって取り締まるということはいまのところは考えていないわけでございます。

○桑名義治君 そこで、いま消火器やガス漏れ警報機の問題を挙げたわけでございますが、こういうものが普通化していくことは、これはもう結構なことなんです。ところが、それを強制的に、いかに義務づけられたような売り込みをやるるところに問題があるわけですから、したがつて、こういう品物を売るときには、関係省庁が正しい強力な行政指導をしていく必要がある、こういうふうには私は思ふわけですが、その点についてはどうですか。

○政府委員(天谷直弘君) 仰せのとおり、消火器につきましては消防庁ともいろいろ協力をいたしまして、そういう行政指導をしたいと思ひます。また、一般消費者に対しましてPR等によりまして、

して、そういう詐欺的な言辞にひつかからないように注意を促したいと思ひます。

○桑名義治君 そこで、今後の訪問販売や通信販売が伸びていけばいくほど業界間での競争が激しくなり、そこで必ず行き過ぎが出てくる、こういうことになるわけでございますが、その場合のいゝゆるセルスの教育のあり方、これも当然問題になってくるかと思ひますけれども、こうやつたところに対する通産省の指導というのが、いままでどのように行われていたわけですか。

○政府委員(天谷直弘君) この訪問販売をやつてゐる企業の数はそれこそ無数にございまして、とても通産省の陣容でもってその販売員の教育等まで、指導をしておるといふことは、正直に申しましてなかなかむずかしいことでございます。まあわれわれとしましては、訪問販売を主たる商法としてゐるような業界に対しては、できるだけ自主的に倫理綱領をつくつてそういうものを遵守していく、そして業界全体としてのセルスマンの質の向上、商法の向上を図るといふことが業界全体にとつても、その企業にとつても結局はプラスになるといふようなことを周知させたいと思つており、そういう方向で努力をいたしております。

○桑名義治君 いま、戦後から行われてゐる化粧品とかあるいはラテックス、こゝろやつた業界内では協会組織ができておりますので、ある一定限度の教育なりあるいはまた規制なりができると思つては、ところがいまから先、新しい製品についてはそういうものが非常にむずかしくなる。セルスマンの数も非常に多いので、これは一人一人に対する規制なり教育が非常に困難だと思ひます、実際に、だからといつて、やつぱりいまこゝろやつた訪問販売、通信販売等いろいろな問題が起きてくるとするならば、登録制度やあるいは検定制、この検定制も国で云々といふことではなくて、一つの協会をつくつて、その協会の中で徹底した教育をし検定をしていく、こういう制度でもいいんですが、そういういゝゆるる制度をある程度考へていく必要があるんじゃないかというふう

に考へるわけですが、それはどうでしょう。

○政府委員(天谷直弘君) 御趣旨はまことに結構で、われわれもできればそういうことにしたいと思ひますけれども、ただ一番問題は、そういうことをやりますと行政に大変な負担がかりまして、人手が要するといふことでございます。その訪問販売をやる企業の数というのは本当に無数にございまして、あらゆる企業がいまや訪問販売をやつておるといふのもいゝくらいでございまして、そういうものに登録制をしくとか何か検定をすればいいことになりまして、どの程度のことが果たしてできるか。また届け出しつぱなしということになりまして、われわれも審査能力がちよつとなじやなかるうかと思つております。

検定についても、民間で自主的にやるといふ制度をつくれば、それはある程度は動くかもしれませんが、そういうことの実現性が非常に問題があると思ひます。ただ、いま御承知のように、商品取引業法による外交員であるとか、商品取引の外交員であるとか、保険の外交員とか、それから証券取引の外交員であるとか、こゝろいゝゆるるは登録制もしいており、厳密な取り締まりをやつておられますけれども、これを一般化するといふことはちよつと困難ではなかるうかといふような気がいたします。

○桑名義治君 確かに、説明がありましたように、訪問販売あるいは通信販売というのは年々ふえてゐるといふような傾向にあるわけであり、ほとんどの業種がそういう販売方法をとつてゐるために、登録制あるいは検定制といふのは非常にむずかしいかもしれせん。

そこで、先ほどから申し上げておりますように、一つの業界、その業界が協会等でチェックしていくといふか、そういうシステム的なものを義務化していくといふこともやつぱり困難ですか。

○政府委員(天谷直弘君) 化粧品とか自動車とか、その他訪問販売をよく利用してゐる業界がございまして、こゝろいゝゆるる業界に対しては、そのセルスマンの教育等につきまして、十分に注意

するうちに、通産省としましては、協会等を通じて行政指導を強化したいと存じます。

○桑名義治君 次に、訪問販売等の無店舗販売が引き起こす問題を解決するには、一つには行政側の指導、もう一つはメーカーサイドの自主規制、さらには消費者の主体性の確立、この三者一体という立場がとられなければ、強化されなければ、非常にこの問題を解決するのはむずかしい、こゝろいゝゆるるに思ふわけでございます。そこで政府として、消費者に対する訪問販売等の正しい知識を提供していかねばならないし、業者自体はまた、消費者に対して正しい理解を示していくといふためにもPRをしていかなければならない、こゝろいゝゆるるに思ふわけですが、政府としては今後どのように消費者を啓発していこうとお考えになつていらつしやるのか、その点をちよつと伺つておきます。

○政府委員(天谷直弘君) 通産省としましては、これまで各媒体を通じて、消費者教育に努力をしておるところでございますが、今後一層こゝろいゝゆるるを強化したいと思つております。

それからまた、これまで通産省に私書箱一号という制度がございまして、ここに消費者からいろいろ苦情等を申し込むようになっておりますのでございまして、昭和五十一年の七月一日から、本省、各通商産業局及び沖繩開発庁沖繩総合事務局に消費者相談室といふのを新設いたしました。こゝでPR等に努めておる次第でございます。また、消費生活センター等の苦情処理窓口がいろいろございまして、こゝろいゝゆるるでも消費者と直接接したしまして、PRに努めたいと存じております。

なお、経済企画庁とかそれから総理府等にもいろいろな予算なりシステムがございまして、そのうゝところとも連絡、提携しながら消費者の啓発に努めていきたいと思つております。

○桑名義治君 次の問題として、今回のこの法律案では、通信販売については広告と承諾等の通知に關する規定しかないわけですが、産構審の

流通部会の答申におきましては、通信販売についても一定期間内に販売契約を解除した場合に、販売業者にはその損害賠償額の請求は一定の制限内に抑えられる、こういう旨の事項が盛り込まれてはいたわけですが、この部分が落とされた理由はどういふことですか。

○説明員(内田禎夫君) お答え申し上げます。

先生御指摘のように、産構審の答申におきましては、そのような提案がなされておいたわけではございません。ただ、通信販売につきましては、訪問販売とはかなり問題の所在が異なるのではないかと。訪問販売の場合にそういう損害賠償の額の制限といったような規定が必要になりましたのは、訪問販売の場合には、消費者の側が余り購入の動機を持たないままにセールスマンに乗り込まれまして、売り手の方の一方的なインシニアチブで商談が進められる、そこで余り買いたくない物を買わされてしまうというような問題がスタートからあるわけでございます。

通信販売の場合には、ともかくも広告に対しては消費者の側が興味を示しまして、積極的にみずからの意思で購入の動機を打ち出すということでございますので、訪問販売におけるような問題はそれほどないんじゃないか。そういう問題よりも、むしろ通信販売の場合には、その広告の内容自体が非常にあいまいでございますと、後々トラブルのもとになる。それからさらに、消費者が申し込みましたのに、一向ナシのついでで、物を送ってこないというような問題が一番消費者の被害としては大きいというところに着目いたしましたので、その二点につきましての法律的な手当てということで、今回の規定第八條、第九條を設けた次第でございます。

○桑名義治君 この今回のマルチ商法の中では、売り方も問題ですけれども、いわゆる品物で欠陥商品的な品物が非常に多いわけですね。たとえばジュエツカーの中で、これは何だかイオン分解方式で、たばこ有害物質除去装置なんて、こういうのが一遍この国会の共済会ですか、あれでも売られ

たことがあるそうですね、これは。ところが、この中身を見てみますと、これはただ単に乾燥するだけだそうなんです。イオンが通って、そしてタールやあるいはニコチンが全部分解してしまおうというふうなふれ込みで売ったそうでございます。実際に国会の中まで入ってきたということなんです。こういう品物を見てみますと、実際にはよく調べてみると、ただ単に熱を通すだけの話であって、実際にはイオンも何も通らないで有害物質が除去されてない結果が出ておりますということなんです。こういうふうな詐欺的な行為がたくさんある。

また、いろいろそういう欠陥的な商品が、最初から欠陥とわかっておりながらそれでも売られている商品がたくさんある。したがって売り方も問題ですが、売っている品物も問題なんです。先ほどから対馬委員の質問の中にもありましたように、公害除去装置ということで自動車につければ云々というふうなことで、実際に調査してみるとそうではない、こういう事情があるわけですが、こういういろいろな問題が起こったとき、通産省としては積極的にこういうものの内容を調べる用意があるかどうかということですが、この点はどうですか。

○政府委員(天谷直弘君) 世の中にはいろいろな商品を売っておりまして、デパート等に行きましても、背が高くなる機械とか、頭がよくなる薬とかいろいろございましてございまして、そういうものを全部通産省が調べて、確かに頭がよくならないか、かかるとかという判断をすることは非常にむずかしいかと存じます。われわれの方も消費者保護のために試買検査というふうなことをやっておりますが、やっております対象といつたしましては、法律により安全性とか品質とか性能とかというものが規定されているものをまず優先的に、そういう法律のとおりになっておるかどうかということをチェックする、それから、法律による規制がないものでも一般消費者の生命、身体に危害を及ぼすようなものというものは厳重に

チェックをしたい、こういうふうな考えております。したがって、今後マルチ商法の取り扱い商品でいま申し上げたような要件を満たすものが出てきますと、これは試買検査等の対象としてチェックしたいと思っております。マルチ商法のやっておりますのはすべてそれじゃ商品検査等をするかというもので、それはちよつとやる考えはございません。一般的にはやはりマルチにつきましては十二條、十三條等の運用で取り締まっていきたいと考えております。

○桑名義治君 いずれにしましても、マルチの問題につきましてはいろいろと重大な問題になっていくわけでございます。諸外国の中でなかなかこの商法がうまくいかないというところで、締め出されたということでは日本に上陸したという人な経過でありますし、その点については通産省としても、あるいは公取としても強力な体制でもって臨んでいただきたいということを、最後に要望して終わります。

○加藤進君 私はこの法案について、これが悪質な商法を規制して消費者の被害を防ぎ、その利益を守るという趣旨であるという点につきまして、基本的には賛成するものです。ただし、この法案で規制の対象になっている商法によつてさまざまなおとりの対象が今日まで頒布しては御承知のとおりであります。この数年発生してはいるにもかかわらずこれが今日まで放置されている。産業構造審議会の流通部会においても、昭和四十八年十一月にはすでに検討が開始されて、四十九年十二月には答申が出されてまいりましたわけであり

ます。この答申の中には、マルチ商法が「種々の問題点を抱え、社会的トラブルの原因にもなっていることに鑑み、その活動を実質的に禁止するよう厳しい規制を行うべきである。」というきわめて厳しい戒めを出してあるわけでありまして、ところが、その後二カ年間経過して今日に至つておりますけれども、法案がやつと今日提出されたという状況で、その間にも非常にたくさん被害が生じて

きておるわけでございます。そこで一体、こういうふうな世間においても、あるいは産業構造審議会等々においても非常に重大な問題として警告を発しているにもかかわらず、どうして法案が今日まで相当時間が経過して提出されるに至つたのか、なぜおくれたのかということが一つ。それから昭和五十年の六月、「マルチレベル商法等に関する対策」というのが関係省庁申し合わせ事項として出された。この事項に基づいて具体的にこういう悪質商法に対してどのようにな積極的な対処を今日まで行つてこられたのか、この二点についてまずお尋ねいたします。

○政府委員(天谷直弘君) この法律案につきましては、われわれも一日も早く提出をしたいということでは努力をしておりますが、力が至らない点がございます。今日まで時間がかり過ぎたことについては反省をいたしておる次第であります。

おくれた理由につきましては、あえて申し上げれば三つございまして、第一点は、法律をつくる以上は効き目のある法律でなければならぬということでありまして、ところが、このマルチという非常に脱法と申しますか、そういう知恵をしぼつてつくつたシステムをつかまえる技術、法的技術というものはなかなかむずかしいとございまして、われわれも知恵が足りぬものでございまして、頭をしぼつてどうやうなことを取り押さえるかということ、特にこのマルチの法的構成要件をどうするかということ、いろいろの時間がかかったということが第一であります。

第二番目は、この法律は、民・商法等の一般法に対する重大な例外規定を盛ることになりますので、こういう法務当局とか法制局等との調整に非常に時間がかかったというのが第二点であります。それから第三点は、独禁法との調整でございます。昭和四十七、八年ごろからマルチの弊害が目立ってまいりましたわけですが、その当時現

存しておいた取り締まり法規は独禁法のみであります。したがって、われわれとしては、まずこの存在して法律でマルチをどの程度取り締まれるかということを知る必要がありました。そうじゃありませんと、現にある法律の上にもたもう一つ法律を、屋上屋を重ねる、二重規制になるというようなことは避けなければなりませんので、独禁法の効き目をまず試してみたい。ところが独禁法の発動がおくられて、昭和五十年になりましてようやくホリデイマジックの摘発があったわけです。われわれとしては、公取委がマルチに対して実際に独禁法をどう運用するか、その効果を見る必要もございました。こういうような三つの要因のために、まあ法案の提出が今国会までおくれられましたということでもあります。

もう一つの御質問ございましたのでお答え申し上げます。もう一つの御質問は、十省庁申し合わせに基づいてどういふことをやったかということでございますが、このうち通産省につきましては三点ぐらいいございましたが、要するに通産省に課せられたポイントが、早く法律をつくれということございましたので、われわれとしましては、この十省庁申し合わせの線に沿って最大の努力をいたしまして、今国会に法律を提案いたしました次第でございます。

○加藤進君 先ほど答弁の中で触れられましたホリデイマジック社の問題です。これは昭和四十八年の五月にアメリカでは連邦取引委員会で不正取引として独禁法違反ですね、指摘されています。しかもイギリスでは昭和四十八年七月、オーストラリアでは昭和四十九年八月、マルチ商法が禁止されてきているという国際的な趨勢があるのです。ところが、そのホリデイマジック社が日本に上陸して販売許可を得て開始したのが、やはり同じ昭和四十八年である。こういう点から見ると、悪徳商法といえますか、日本こそ絶好の活動の舞台であると言つて上陸したとわれわれが憶測

しても的外れじゃない、こういうふうに考えております。外国でそれほど規制されて、その悪質さが摘発されておるのにかかわらず、これを考慮して適切な対策が一体なぜ日本でとれなかつたか。この点についての反省があつてしかるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(天谷直弘君) マルチ商法上陸前に外国等をよく視察して、日本で予防的法規をつくらばよろしいという御指摘かと思つていますが、やはりマルチ商法のようなものは、日本に上陸してきまして被害が現に起きまないと、取り締まり法規というのはいかなかできにくいものかと存じます。

第二番目に、諸外国等ですでに法規があるわけだから、それをすぐ日本にも輸入すればいいではないかという御指摘かと存じますけれども、われわれが見たところにおきましては、外国のマルチ規制に関する法制といふものは非常に粗雑でございまして、法的には余り参考にならないと思つております。非常にこういうことを申し上げるのはおこがましいようですが、この法律案と他国の法律とを比べてみますと、日本の一番りっぱな法律である、世界で一番りっぱな法律である、私たちは思つております。したがって、外国のものをもそのまま日本に導入してしまつても、われわれとしてはそれでは取り締まりの効果が上がらないというふうに考へておりましたので、日本で最も日本の法制になじむりっぱな取り締まり法規をつくるべきであるというふうなことで、先ほども申し上げましたように関係当局等といろいろ意見の調整をいたして若干時間がかかつてしまつた、この点は非常に申しわけなく思つておる次第であります。

○加藤進君 被害が起これなければ取り締まり方策がとれないというふうなことは、これはちよつと答弁としてはおかしいと思つてますよ。外国ですらにこういう諸般の事例が起こつてきている、規制までされてきているというごすから、これを勉強していかぬというふうな理由はなないでしょう。やっぱり外国の事例についても研究すべきだ

と思うんです。それがまた日本に入つてくるということについては、その害毒を防がなくてはならぬ、その手だてを講ずるといふのは当然じゃないですか。そういう立場に立つて、今後もやはり外国の事例等を勘案しながらひとつしつかり検討していただきたいということを注文しておきます。

法案の自身についてお伺いしますけれども、まず訪問販売の項について、第三条の顧客に対して業者の氏名、名称、商品の種類を明らかにする条項がありますけれども、これは第四条、第五条における書面交付とは違つて罰則規定はございませぬ。単に訓示規定にとどまつておるわけでございますけれども、訓示規定にしておくのは手落ちではないかと私は考へるもので、その点はいかがでしょうか。特に、押し売りを恐れる主婦の方たちの問題にしているのは、一体販売者の素性はどうか、どういふ人なんだろうか、こういうことがよくわからないのが不安の最大の原因になつておると思つて、そういう点でいまの質問にお答え願ひたい。

○政府委員(天谷直弘君) ごもつともな御指摘でございますが、この罰則をつけることも考へてみましたのでございまして、対象行為の構成要件をどういふふうに確定するか、違反事実の確認といたくさんございまして、御指摘のように、確かに氏素性がわからぬ者が入つてくるのは困つたことではございますが、それじゃ氏素性を本当に明らかにしようといはしますと、多分これは国民総背番号制をいたしまして、それに基づいて一人一人に身分証明書を持たすといふようなシステムにしなければ、そういうことはできないのじゃないかというふうな御指摘がございまして、それからまた、なお名前を名のらなかつたか、名前についてその名前を言ったかといふような場合に、処罰するといふ場合の保護法益といふものは一体何であらう。確かに家庭の主婦の方では名前を名のつてもらつた方がいいことはわかりませんが、それを罰則でもつて要するに処罰しなければなら

ぬほどの保護法益があるであらうかというふうな点、やはり処罰ということになりますと慎重でなければならぬと思つて、そういう点に疑問がございましたので、罰則の方は見送つた次第でございます。

○加藤進君 第六条のいわゆるクーリングオフ、契約解除についてお伺いしますけれども、このクーリングオフを行う場合に一定の書式が要る、それから、郵送の場合には内容証明で送らなければならぬのではないだろうかというふうな、消費者側の疑問が現に出ておることは御承知のとおりです。そこで、普通の消費者はこういうことには全くふなれだから、ついつい手続をしそびれてしまつていくことが間々あるわけでありまして、そこで、提案を申し上げますけれども、契約書には必ずクーリングオフに用いる用紙を添付する、解除希望者は日付と印だけを押して投函できるように簡単な方法で行つて販売業者に義務づけるようにしてみたらどうか、こういうふうには私は提案を申し上げるわけでございますけれども、御検討いただけませんか。

○政府委員(天谷直弘君) 書式等は自由でございますし、それから郵送の仕方も自由であります。ただ法的には、内容証明でやつた方が後で争う場合には非常に有利だといふことは言えると思つております。

なお、いま御提案のございましたクーリングオフの用紙を添付するといふ件につきましては、検討させていただきます。

○加藤進君 通信販売について一点だけお尋ねします。通信販売から起るトラブルというのは、金を送つたけれども商品が来ないとか、あるいは来て、見たけれども、商品は広告や見本とは全く違つたというふうなことがたくさんあるわけでございます。後者の場合ですが、これは広告の内容をもつと詳細に、明確にすることに依つてある程度防げるんじゃないか。そこで、広告商品については、第八条の一号から四号に加えて商品の品質、材質など

については最低限明示すべきではないかというふうに考えますけれども、その点はどうか、これを第八条の五号に基づく省令の中に含める考えはないのかどうか、御検討いただけますか。

○政府委員(天谷直弘君) 品質、性能も広告の中に書けるという御指摘につきましては、ごもっともな御指摘だと思っておりますが、やはりこの品質、性能というのは商品によって千差万別でございます。一体どの程度の商品の品質、性能を書かすべきかということを客観的に決めることがきわめてむずかしいわけでございます。それからまた、広告というのはスペースも限定されておられるわけでございますから、われわれがたとえばテレビを見ておられますと、それじゃ薬の効能がテレビに全部出てくるのかといいますが、そうは出てこないわけでございまして、使用上の注意書きをあらうくたさいというようになっておるわけでありまして、テレビにそれでは薬の効能全部書けるのかという点、その辺はやはり問題があるんじゃないかという点、それがございまして、そういう問題につきましましては、広告で全部規制するというようなことまでは、広告に書くことを義務づけるというのとは、若干行き過ぎじやないかという感じがいたしておるわけでありまして。

○加藤進君 その点については、衆議院の方で附帯決議の中にこれが盛り込まれておるやに聞いておられますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(天谷直弘君) 附帯決議の中に確かに盛り込まれております。したがって、われわれとしましては、その広告の中に盛り込まれるものは盛り込むように指導したいと思っておりますが、法的にこれを義務づけるということはないかと思っております。

○加藤進君 そこで、省令に含めるといふ考えはどうかと私が具体的に聞いておるわけですが、その点はどうですか。

○政府委員(天谷直弘君) 御提案につきまして、省令の段階でよく検討させていただきます。

○加藤進君 よろしくお願いたします。

続いて連鎖販売取引についてお聞きしますけれども、この法案を拝見しますと、マルチ商法というのを禁止するのではない、有害部分に規制を加えるのであるということが基本的な考えのようには私に受け取ります。先ほど引用した産業構造審議会の流通部会の答申でも、実質的禁止を求めておるのでございまして、この法案によってマルチ商法を実質的に禁止しようという考えかどうか、この点についてはっきりさせていただきたいと思っております。それが第一。

さらに、産業構造審議会答申では、リクルート料、取引料の授受をきわめて好ましくないと断じています。ところがこの法案では、この取引料の扱いがきわめて甘いと思はれるわけでございまして、それでは甘いと思はれるか、その点の御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(天谷直弘君) マルチの取り締まりの仕方については二つ考え方がありまして、一つはマルチそのものが犯罪であるとして、これを禁止してしまふ行き方でございます。それからもう一つは、マルチそのものは認めるわけでございましてけれども、そのマルチの行為につきましましていろいろな規制を加えて、その規制を厳しくすることによって悪いマルチを実質的に禁止しようという考え方でございまして、この法案はもちろん第二の考え方をとっております。この法案はもともと第二の考え方をとっております。第一の考え方がいかにいいやり方でございますか、脱法がきわめて容易にできますので、われわれとしては実質的禁止の方法がいいんだというふうに考えている次第でございます。

実質的禁止がそれではどうかという問題でございますが、われわれといたしましては第十二条、十三条、十四、十五、十六、十七条、この法律の規定を十分効果的に運用することによりまして、実質的な禁止が可能であるというふうに考えております。

次に、リクルート料の問題でございますが、リクルート料が非常に多額になる場合にマルチの弊

害が顕著に出てくるわけでございまして、十一條の定義に書いてありますところの政令によりまして、リクルート料の額等によりまして、少額のマルチ料は何も取り締まる必要はないと思はれますが、多額のマルチ料の授受を伴うところの連鎖販売取引につきましては、十二条、十三条等によりまして厳しい方向で規制を加えることになっておるわけであります。

○加藤進君 もう一つお聞きしますけれども、第十一條の連鎖販売取引の定義によりまして、現存するマルチ商法のすべてが含まれるというふうな理解していいのかが第一点。

それから第二に、特に心配されるのは、取引料が比較的少額のマルチ商法が法の言う政令で定める基準から漏れるのではないかと危惧があるわけですが、その点はどうですか。

三番目にさらにこの定義によって、マルチ商法以外の商法も結果的にはこれに含まれることになるといふ点、こういう三点についてお答え願いたいと思ひます。

○政府委員(天谷直弘君) 第一の御質問につきましては、われわれが取り締まらなければならぬと考へているようないわゆる悪いマルチは、全部この定義の中に含まれるというふうに考へております。

それから第二番目の、リクルート料が少額のマルチが外れるのではないかとこの点でございまして、われわれとしましては、余り少額のものにつきましては外した方がいいというふうに考へております。なぜかと申しますと、そういう少額のマルチ料のものまで政府が一々追い回すという事は非常に大変な手数がかかります。雑魚を追い回すために香舟の大魚を逃がしてしまふというふうなことになるのは、むしろ問題ではなからうかというふうに思っております。それからまた、少額のものにつきましましては、それほど反社会性が高いというふうにも考へていないわけでございまして、それから、三番目の御質問につきましては、現

在の定義ですと、いわゆる悪いマルチのほかに灰色のものも入ってまいります。多分黒いネズミもそれから灰色のネズミも白いネズミも中に入ってくる、そういうふうな網の張り方をいたしておるわけでございまして、なぜそういうことにしたかと言へば、そうしないと黒いネズミだけを摘出して、これを禁止するという行き方は、先ほど申し上げましたように法的構成上問題があるというふうな考へたからであります。

○加藤進君 最後に、冒頭に申し上げましたように、マルチ商法による対策のおくれが被害の増大に連なつたという点については、政府に重大な責任があるということをおまづ強調したいと思ひます。

したがって、もちろんこの法案が可決成立された後のことではあるけれども、施行されるまでの間に、いわゆる駆け込み的なマルチ商法業者が勧誘するといふようなことも考へられなくはないわけでございまして、このようなことのないように施行日できるだけ早めるといふこと、施行までの間、法の精神にのっとり悪質者に対しては厳重な措置をとるといふこと、この二点を求めるわけでございまして、御答弁をいただいで質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(天谷直弘君) 法律の施行までの間にございましては、公正取引委員会等の御助力も得まして、そういう駆け込み等がないように、政府としていろいろ努力をいたしたいと思っております。

次に、施行の時期につきましては、いろいろ政省令十数本つくる必要もございまして時間がかなりかかるのでございまして、なるべく早く施行できるように最大の努力をいたしたいと思ひます。

○藤井恒男君 昨年出されたいわゆる関係十省令の申し合わせによれば、マルチ企業の規制は、独占禁止法を中心とした現行法令の運用で当面対処できるということになっておったわけですが、本法が出てきたということはどういふ根拠によるのか、その辺のところはどうですか。

○政府委員(天谷直弘君) 独禁法の運用によってマルチの取り締まりが有効に行われることを期待した上で、公正取引委員会が手入をされたマルチ企業はいままでどの一社でございませうか。結果から見る限りにおいては余り実効が上がついていないと存じます。もちろんこれは、独禁法がマルチが生まれるより前に前に独禁法ができておいたわけでございまして、独禁法をつくった当時においてマルチを予想しておるわけではありませぬから、独禁法による取り締まりが余り効率が上がらないというは理解できることもございませぬが、ともかく、結果的に見まして独禁法の効果が余り上がらなかつたので、その穴をふさぐために本法を立案したわけでございませぬ。

○藤井恒男君 外国、たとえばフランスとかシンガポールあたりのマルチそのものを禁ずるといふことはどうなんでしょうか。これはやはり現在むずかしいわけですか。

○政府委員(天谷直弘君) マルチを禁止するという方向につきましてもわれわれ考えてみたわけでございませぬが、その場合に、禁止する、そして処罰するという以上は、罪刑法定主義でございませぬから、禁止する対象をきわめて明確に法的に構成する必要があるのでございませぬ。そうすると、悪しきマルチの要件というのをきちんと法律で書かなければならぬ、こういうことになりませぬ。そうしますと結局、法の網が非常に小さい網になるということになります。小さい網で取り締まるといいますと、マルチ業者は非常に利口でございませぬから、たちまちにして法網をくぐる術を編み出してしましますから、禁止する以上は網が小さくなる、小さな網で追っかけてよとすると、魚が逃げてしまふ、こういうことではございませぬ。われわれとしてはむしろ小さい網よりもやや大きい網をつくらう、大きい網をつくる場合には直罰規定には結びつかずに、取り締まり規定に結びつく、こういうことになつたわけであります。

○藤井恒男君 先ほどから質疑聞いておりますと、審議官はなかなか愉快なことを言われておられるんですけど、どうもやっこさんらが賢い、そして法に基づいてやっておるんだと。なるほどそのとおりで、追っかけても追っかけても逃げていくというところですね。何かもう少し感じがあるし、こういう本で、マルチ商法を徹底分析するといふような悪徳商法被害対策委員会、いろいろなことを書いてありますが、向こうの方が頭がよくて、こっちが頭が悪いのかと。法律というところで追っかけていくからこんなことになるかもわからぬけど、かといって、向こうは法を守つておるわけですから、この辺のところもどかしく感ずるわけですか。

先ほど委員の方から質問があつたから私は繰り返しませんが、たとえばマルチ商法について、クーリングオフ期間経過後の措置ですね。これはいまのところ法律がかえつて混乱するからどうしようもない。行政的にも非常にむずかしい。それじゃ、結局は民法による訴訟しかないのかということになつちやうなわけで、この辺のところは、やっぱり審議官はなかなかの流通の専門家なんだから、負けぬようにひとつやってみてほしいというふうに思います。もうこのことは繰り返しません。

公取にちよつとお伺いしますが、ホリディマジックの場合には結審したわけですね。同じような立ち入りをしたAPOジャパンの場合はその後どうなつておるか。それから、このAPOジャパンの場合に、ホリディマジックと同じような措置がとれないのかどうか、あるいはAPOジャパンそれ自体立ち入りを受けた後、ダミーみたいな形で大阪、小田原、横浜などに、あるいは東京にそれぞれ子会社を設定して同じような仕事をやっておるわけなんです、この辺についても公取としてもう少し強い立場に出れないものかどうか、いかがでしよう。

月に、向こうが違反事実をやめるといふ上申書が出ましたので、それで現在のところやめたかどうか、それを監視している最中ではございませぬ。それで、今後もしも各地方においてそういうことがあれば、われわれとしては取り締まるにやぶさかでない、こう思つております。

○藤井恒男君 これは、先ほどずっと審議官のお話があつたんですけど、向こうが賢いわけですか、だからじつと待つておつて、問題が出てきて、ネズミじゃないけど、網にかけるのじやだめなんです、やっぱり頭の前の毛をつかまなきゃいかぬわけですか。絶えずしつぽをつかんでおるわけだから、その辺のところじつと待つておつて様子を見るのじやだめじやないですか、それは。

○政府委員(野上正人君) われわれとしましては、独禁禁止法の四十八条によりまして、違反事実があるときは勧告できる、こういうふうな規定になつておりますので、もう向こうがやめたというのに、ちよつと無理じやないかと私は思ひます。

○藤井恒男君 これは、そこが非常にこの本法のむずかしいところとして、それをやっておるから、これはみんな逃げられてしまつて、どうしようもないというわけですよ。おっしゃることもわからぬわけではございませんが、法でもいかぬ、行政でもいかぬ、公取でもいかぬといつたら、まさにこれは、ネズミを追つかけておつて、自分が知らぬ間にネズミ取り器の中に足を入れておるといふことなので、この辺ひとつしつかりやつてほしいと私は思ひます。

○政府委員(野上正人君) それから、今後なるべく早く事件の処理を終わりたい、こう思つております。

○藤井恒男君 それからこの本法ができる以前、公取が出された考え方として、この種のマルチ商法については十九条に違反するといふ見解を出しておられますね。そういう状況の中で本法は生まれていくわけですか。そうした場合に、いままでも公取がとつておられた十九条に違反するといふ見

解に基づいて姿勢というのは、本法施行後も変わらなぬのであるかどうか。

○政府委員(後藤英輔君) マルチ商法に対する独禁法の適用は、ホリディマジックでもつてはつきり、あのような正常な商慣習に照らして不当な利益でもつて勧誘するような場合は違反だということではございませぬ、この点につきましては、本法ができましたも公取として厳正に運用してまいるつもりでございませぬ。また、こういう考え方で運用してまいる場合、本法ができませんと、たとえば問題にしかつたところのいろいろな問題点なんかも公取としても非常に運用がしやすくなる。そういう意味でも、関係官庁と十分連絡をとつて、独禁法の厳正な運用を図つてまいりたいというつもりでおります。

○藤井恒男君 それじゃ最後に、ずいぶん遅くなつておりますので、もうこれでやめておきますが、私のいま住んでおる杉並の方にも被害があつた。訪問販売で、消火器の設置義務のことだまして消火器を売つておつたわけですね、これは新聞にも載つたことだけ。個人住宅に消火器の設置義務が全くない。それをあつかも消防署から派遣されたような風体をして買わすといふこれは詐欺行為です。こういうことが本法によつてということでもあるが、それ以前の問題として何かこれは手が打てぬのかどうか、買う方がばかだと言えどもそれまでのことだけ。現にそういう形では幾つかの被害が出て、苦情になり、新聞にも出るというふうな状況があるわけですからね。その辺の措置というのは、本法による、よらぬにかかわらず、行政的に何か消費者保護のためえからやれるものか否か、その辺どうでしよう。

○政府委員(天谷直弘君) 設置義務がないのに、消火器の設置義務があるかのごとく言うのは、これはいま先生の御指摘になりましたように、詐欺罪を構成する疑いが非常に強いわけではございませぬ、聞くところによりますと、最近、警視庁が消火器の訪問販売会社を詐欺の容疑で摘発した例もあるといふふうに聞いております。したがいまし

て、こういう取り締まりを強化していただくのが
まず第一に必要であろうと存じます。

第二番目には、特に消防庁等がPRをよくされ
まして、そういうような義務はないんだ、義務が
あるかのごとくに偽って売りにくる者には注意を
しろというPRをよくするということが大切では
なからうか。それから消防庁は、消火器の販売会
社、製造会社等につきましてはいろいろ行政指導
がきくはずでございますから、そういうところ
も強力に指導するというようなこと、そういうこ
と等をいろいろあわせてやっていくということ
はなからうかと存じております。

○藤井恒男君 最後にお願ですが、結局この種
のマルチにしても、訪問販売、通信販売にして
も、酷な言い方もわからぬけど、消費者がだま
される。まあ失礼な言い方もわからぬけど、その
意味において無知であるという面も私は否定でき
ないと思う。したがって、本法ができたら徹底し
たPRをしていただきたい。知っておる者は本法
に期待しておるし、遅いじゃないかという声もあ
るんだけど、この本法が動き始めておるとい
うことも知らぬ人の方がほとんどだと思
うので、こういう法律がこのためにできたんだとい
うことを、十分ひとつPRしていただきたいと思
います。

○委員長(柳田桃太郎君) 他に御発言もなけれ
ば、質疑は終局したものと認めて御異議ござい
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認めま
す。

それでは、これより討論に入ります。御意見の
ある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。一
別に御意見もなければ、討論はないものと認め、
これより直ちに採決に入ります。

訪問販売等に関する法律案を問題に供します。
本案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(柳田桃太郎君) 全会一致と認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

竹田君から発言を求められておりますので、こ
れを許します。竹田君。

○竹田現昭君 ただいま可決されました訪問販売
等に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会
党、公明党、日本共産党、民社党の五党共同提案
による附帯決議案を提出いたします。
案文を朗読いたします。

訪問販売等に関する法律案に対する附帯決
議(案)

政府は、本法施行にあたり、訪問販売、通信
販売及び連鎖販売取引の増加に伴う弊害の発生
が問題化している現状にかんがみ、独禁法を始
めとする現行法の活用をはかるとともに、次の
諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、本法の運用の徹底をはかるため、訪問販
売、通信販売及び連鎖販売取引の実態の把握
につとめるとともに、法違反の摘発に遺憾な
きを期するよう体制の整備をはかること。
二、本法に基づく政・省令の制定については、
消費者の保護及び被害者発生の防止に万全を
期すよう検討するとともに、訪問販売および
通信販売の指定商品の指定にあつては、従
来の被害の実態に応じた適切な配慮を行うこ
と。

三、訪問販売、通信販売および連鎖販売取引の
弊害を防止するため、消費者等に対する啓発
と情報の提供につとめるとともに、訪問販売
および連鎖販売取引のクーリングオフ期間経
過後の契約の解除に際しての商品引取り問題
等契約内容についても、紛争の未然防止のた
め、適当な指導を行うよう留意すること。

四、欺瞞的販売の未然防止のため、セールスマ
ンの教育について強く業界を指導するととも
に、セールスマンの処遇の改善について適切
な指導を行うこと。

右決議する。

○委員長(柳田桃太郎君) ただいま竹田君から提
出されました附帯決議案を議題とし、採決を行
います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(柳田桃太郎君) 全会一致と認めます。
よって、竹田君提出の附帯決議案は全会一致も
つて本委員会の決議とすることに決定いたしま
した。

ただいまの決議に対し通産大臣から発言を求め
られておりますので、この際、これを許します。
河本通産大臣。

○國務大臣(河本敏夫君) ただいま議決をいた
だきました法律案に対する附帯決議につきまして
は、その趣旨を尊重いたしまして、万全を期す
る所存でございます。

○委員長(柳田桃太郎君) なお、審査報告書の作
成につきましては、これを委員長に御一任願
いと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後七時二十三分散会

五月十九日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は四月一日)

一、訪問販売等に関する法律案
訪問販売等に関する法律案
(小字及び一は衆議院修正の部分)

第十六条 連鎖販売取引における契約の解除
に係る連鎖販売取引を行う者がその連鎖販売業
場におけるその契約の相手方(その連鎖販売業
に係る商品を店舗等によらないで販売する個
人に限る)は、前条第二項の書面を受領した日
以後においてその連鎖販売業を行う者からその
契約の解除を行うことができる旨及びその契約

の解除を行う場合の方法について通商産業省令
で定めるところにより告知された場合において
その告知された日(その契約に係る特定負担が
商品の購入についてのものである場合におい
て、その契約に基づき購入したその商品につ
き第十一條第一項の政令で定める基準に該当す
ることとなる最初の引渡しを受けた日)がその告
げられた日後であるときは、その引渡しを受けた
日(から起算して七日を経過したときを除き、
書面によりその契約の解除を行うことができ
る。この場合において、その連鎖販売業を行う
者は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約
金の支払を請求することができない。

2 前項の契約の解除は、その契約の解除を行う
旨の書面を發した時に、その効力を生ずる。
3 第一項の契約の解除があつた場合において、
その契約に係る商品の引渡しが既にされてい
るときは、その引取りに要する費用は、その連鎖
販売業を行う者の負担とする。

4 第三項の規定に反する特約でその契約の相手
方に不利なものは、無効とする。
(売買契約に基づかないで送付された商品)

第十八条 販売業者は、売買契約の申込みを受け
た場合におけるその申込みをした者及び売買契
約を締結した場合におけるその購入者(以下こ
の項において「申込者等」という)以外の者
に対して売買契約の申込みをし、かつ、その申
込みに係る商品を送付した場合又は申込者等
に対してその売買契約に係る商品以外の商品につ
き売買契約の申込みをし、かつ、その申込みに係
る商品を送付した場合において、その商品の送
付があつた日から起算して六月を経過する日
(その日)が、その商品の送付を受けた者が販売
業者に対してその商品の引取りの請求をした場
合におけるその請求の日から起算して一月を経
過する日後であるときは、その一月を経過する
日)までに、その商品の送付を受けた者がその
申込みにつき承諾をせず、かつ、販売業者がそ

の商品の引取りをしないときは、その送付した商品の返還を請求することができない。

2 前項の規定は、その商品の送付を受けた者のために商行為となる売買契約の申込みについては、適用しない。

昭和五十一年六月十五日印刷

昭和五十一年六月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局